

令和 7 年第 2 回定例会

南箕輪村議會會議錄

南箕輪村議會

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 6 月 2 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 6 号

提案～審議

第 7 議案第 5 号～議案第 6 号

討論～採決

○出席議員（9名）

1番	西 森 一 博	7番	百瀬 輝 和
2番	都 志 今朝一	8番	太 田 篤 己
3番	原 源 次	9番	唐 澤 由 江
4番	三 澤 澄 子	10番	笹 沼 美 保
6番	山 崎 文 直		

○欠席議員（1名）

5番 加 藤 泰 久

○説明のため出席した者

村 長	藤 城 栄 文	健康医療課長	武 島 亮 子
副 村 長	田 中 俊 彦	福祉課長	山 崎 一 織
教 育 長	清 水 閣 成	こども課長	武 井 香 織
総 務 課 長	清 水 勝 宏	産業課長	有 賀 正 浩
危機管理課長	宮 下 裕 司	観光森林課長	有 賀 仁 志
地域づくり推進課長	高 橋 里 江	建設水道課長	武 井 厚 勇
会計管理者	城 取 晴 美	教育次長	藤 澤 篤
財 務 課 長	市 川 美 保	代表監査委員	加 藤 篤
住民環境課長	唐 澤 大		

○職務のため出席した者

議会事務局長	高 木 謙 治
議会事務局次長	日 戸 崇 志

会議のてんまつ

令和7年6月2日 午前10時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。 [一同起立] こんにちは。

[一同「こんにちは」] 御着席ください。 [一同着席]

議長（ 笹沼 美保） お疲れさまです。

雨が心配された村小学校、両校の運動会も無事に終わり、藤城村政2期目、最初の定例会を迎えるました。村長と議会が対等な立場で村政を担う車の両輪として機能できるよう、議員各位をはじめ、理事者、管理職各位の御協力をお願いいたします。

ただいまから、令和7年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に御報告いたします。5番、加藤泰久議員から、病気療養のため欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、山崎文直議員、7番、百瀬輝和議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） 皆さんこんにちは。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和7年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告をいたします。

本定例会に付議された事件は議案6件、報告4件であります。このうち、議案第5号と議案第6号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、請願2件、陳情2件が提出されております。

会期は、本日6月2日から6月13日までの12日間とし、この間で6月3日から6月10日までは本会議を休会といたします。

また、最終日13日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（ 笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[議場「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（ 笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月13日までの12日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 皆さんこんにちは。 [一同「こんにちは」]

令和7年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、多数の議員の御出席を賜り、開催できることにお礼を申し上げます。

令和7年度を迎え、最初の定例会となりますので、まずは村の情勢について御報告申し上げます。

5月31日をもちまして、企業会計を除く令和6年度の一般会計、特別会計が出納閉鎖となりました。現在、令和6年度決算の取りまとめに入っており、本日は概算数字を御報告をいたします。

歳入は87億9,000万円、歳出は82億7,000万円を見込んでおります。歳入歳出の差引きでは5億2,000万円となり、令和6年度からの繰越事業に充てる分が約1億2,000万円ほどございますので、実質繰越額といたしましては、約4億円を見込んでおります。

当初予算で繰越金を2億円予算化しており、差引き2億円ほどが余裕財源となります。この余裕財源につきましては、決算審査後の9月議会で予算化いたします。

歳入の内訳では、村税収入が約22億8,300万円で、前年度に比べ、約8,400万円余り減収となる見込みですが、これは定額減税と法人村民税の減収が要因であります。

令和6年度の本村へのふるさと納税は3万8,000件余、クラウドファンディング寄附分と合わせますと6億2,100万円余りとなります。そのうち、個人からのいわゆる返礼品を伴う寄附額は5億3,900万円余で、令和5年度に比べ、件数で約25%増、金額で約30%増と引き続き伸びている状況であります。

要因といたしましては、昨年に引き続き、ふるさと納税全体が大きく伸びていることにより、本村への寄附も伸びております。

不足額給付の実施について申し上げます。

本年度、定額減税が適用し切れない方を対象とした調整給付金として、不足額給付を実施することになりました。この制度は、令和6年分の所得税額及び定額減税の実績額が確定した後に、本来給付されるべき金額と令和6年中に実施された当初調整給付との間に差額が生じた場合、その不足分を追加で給付するものであります。現時点では国から制度の詳細が示されておらず、対象者及び給付額の正確な算出が可能となるのは6月下旬の見込みです。国の示す算定式に基づき、本村における対象者数は約1,700人、給付総額は約3,050万円程度を見込んでおり、本定例会において当該予算を計上しております。

なお、本給付に関わる費用については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により全額措置される予定です。支給開始時期については8月中旬を予定しており、現在、国による制度の周知状況を確認しながら、円滑な実施に向けた準備を進めているところでございます。

本村の人口動態について申し上げます。

令和7年4月1日現在における本村の人口は1万5,979人で、前年同月同日と比較して62人の減少となりました。令和6年度の人口動態の内訳は自然減が41人、社会減が25人となっており、令和5年度の自然減15人、社会増64人と比較すると、自然動態、社会動態のいずれにおいても減少へと転じた状況であります。

また、県が発表いたしました令和7年4月1日時点の年齢別人口推計によりますと、県内総人口は197万6,103人で、前年と比べ、1万5,670人の減少となっております。本村の高齢化率は23.8%で、昨年と同様に県内で最も低く推移をしております。年少人口の割合は

15.0%で、こちらも県内最高の割合を維持しております。

防災関係について申し上げます。

昨年は能登半島地震の発生に加え、南海トラフ地震に関する臨時情報が初めて発表されました。9月には能登半島を集中豪雨が襲うなど、全国各地で大規模な災害が相次ぎました。

本年に入り、日本海側の地域では例年ない積雪が観測され、雪害による被害が発生したほか、2月には岩手県大船渡市をはじめ、愛媛県、岡山県、宮城県、宮崎県において、相次いで山林火災が発生いたしました。これにより、長期にわたる消火活動及び避難生活が余儀なくされ、山林を所有する自治体である本村におきましても、改めて山林火災の恐ろしさを痛感したところでございます。

6月からは出水期を迎え、集中豪雨や台風の発生が予想されております。こうした状況を踏まえ、本年度における村の防災対策といたしましては、村地震強化対策アクションプランの策定をはじめ、避難所への災害用トイレ及び蓄電池の配備、備蓄食糧の拡充、さらには消防車両の更新など、ソフト・ハード両面において対策を強化してまいります。

次に、地域振興関係についてあります。

令和6年度の持続可能な自治会検討委員会では、自治会運営のためのガイドラインを策定いたしました。今後は区の役員の方々などに配布をし、活用をしていただく予定であります。今年度については、引き続き、他団体からの集金依頼について検討を重ねてまいります。

コミュニティ助成事業は令和7年度は採択されませんでしたが、地域活動助成事業では、大芝区の物置やバルーン投光器等の購入に対し240万円、中込区自主防災会の物置や簡易設置型止水板機等の購入に対して200万円の助成が決定をいたしました。

令和7年度の県の地域発元気づくり支援金の対象事業に、音楽イベントのみなみみのわ森の音楽祭とランバイク体験デコボコが内定をいたしました。ランバイクとは、小さな子ども用のペダルのない自転車で、ペダルの代わりに足で蹴って進むという乗り物であります。

移住定住対策事業については、移住に関する支援として、令和6年度は移住支援事業補助金は2件で200万円、奨学金返還補助金は20件で144万円を交付いたしました。

空き家補助金については、令和6年度は改修補助金が4件で200万円、片づけ補助金は3件で30万円、成約補助金は4件で12万円を交付しました。

地域おこし協力隊は、6月1日現在で6人の隊員が活動しております。農業振興など、村の活性化に向けた活躍に期待しています。

子育て女性再就職支援事業として実施している女性再就職トータルサポートセンターの令和6年度の利用状況は、延べ262人、就職者は30人となったところでございます。

次に、福祉関係について申し上げます。

令和6年度から繰り越ししました国の交付金を活用した給付金事業は、プッシュ型で給付いたしました。南箕輪村物価高騰対策重点支援給付金は住民税非課税世帯への3万円給付で、給付率は87.2%、長野県南箕輪村価格高騰対策支援金は、住民税均等割のみ課税世帯へ県からの2万円と村からの1万円の給付、合わせて3万円、給付率93.7%となり、プッシュ型給付を採用したことでの早期に高い給付率を達成することができます。

今年度は民生児童委員の改選の年度であり、現在、各区長さんに委員候補者の推薦をお願いをしていますが、人選には大変苦労されておられます。村としても、委員にふさわしい方がスムーズに候補者として出そろうよう、積極的に協力をしてまいります。

大芝高原、森林関係について申し上げます。

大芝高原における施設整備の推進に当たり、開発公社と連携しながら、大芝高原の観光を核とした村全体のPR発信、大芝高原の森林づくり、並びにユニバーサルフィールドの観点を重視し、全体の魅力向上に取り組んでまいります。

現在、大芝高原全体において、アカマツが松くい虫の被害により枯損が進行しております。これを受け、枯損木の処理を実施するとともに、昨年度策定いたしました大芝高原森林づくり実施計画に基づき、計画的な整備を進めてまいります。

また、森林の所有者におかれましては、立ち木の枯損や倒木等による事故発生時に損害賠償責任を問われる可能性があることから、積極的な管理をお願いしております。これを支援するため、令和8年3月31日までの期間に限り、道路沿い等の支障木除去に関する経費に対して、間伐事業等補助金の補助率を従来の30%から50%以内に引き上げております。ぜひこの機会に積極的な活用をお願いいたします。

さらには、大芝高原においては、第二世代地方創生推進交付金を活用し、グリーン・セーフティ・オアシス大芝高原プロジェクトを進めていきます。本プロジェクトでは、ユニバーサルフィールド化に向けた準備や備品の整備、トイレ改修に向けた設計への着手に加え、新しい炭を中心とした商品の開発、大芝高原を軸としたPR動画の制作、SNS等による情報発信など、総合的な取組を展開してまいります。

5月24日には第11回経ヶ岳バーティカルリミットが開催され、596名の参加をいただきました。また、大芝高原まつりは8月23日に開催を予定しており、本年度は記念すべき第40回の開催となります。

次に、産業関連であります。

農業関係について申し上げます。本年は凍霜害による大きな被害も見られず、田植や野菜の定植も順調に進んでおり、収穫の秋に向けて農作業が本格化しているところでございます。

村農業再生協議会の現時点での集計によりますと、全国的な米不足の影響もあり、令和7年度における主食用米の作付予定面積は、昨年比15.9ヘクタール増の約226.4ヘクタールとなっております。このうち、風の村米だよりにつきましては、昨年比5.25ヘクタール増の約75.4ヘクタールとなっており、村産村消の基幹作物として、着実に作付面積が拡大しております。目標として掲げている100ヘクタールの達成に向け、今後も農業再生協議会を通じて、村として支援を継続してまいります。

また、現在の米不足の状況につきましては、5月12日に農林水産省が発表したデータにおいて、18週ぶりに価格が下落したものの、その後、再度価格が上がっており、依然として5キログラム当たり4,000円を超える価格帯で推移しており、消費者が米を手に入れにくい状況が続いております。

このような状況に対しまして、今後、村としてどのような対応が可能か、農協をはじめとする関係機関と連携しながら、来年度以降に同様の事態が生じないよう、必要な対策の検討を進めてまいります。

今回の補正予算において計上いたしました農業者物価高騰対策補助金につきましては、肥料費や動力、光熱費等の価格高騰により、農業経営に大きな影響が生じていることから、当該経費の一部を補助することにより、農業者の経営を支援するものであります。補正予算を御承認いただき次第、農業者の皆様に対して、通知や広報等を通じて制度の周知を図り、速

やかに支援が行き届くよう努めてまいります。

次に、商工関係について申し上げます。

燃料価格の高騰に伴い、村内運送業者への影響が顕著であることから、これに対応する応援金を支給するため、支給申請の受付を5月末まで実施いたしました。5月15日現在で8事業所から申請があり、総額140万円を支給する予定です。

また、現在の国際情勢におきましてはトランプ関税の影響もあり、今後の見通しが極めて不透明な状況が続いております。こうした中、地方の中小企業が一層厳しい経営環境に直面することが懸念されており、伊那谷地域においても、景況感が悪化している業種が見受けられる状況です。こうした実情を踏まえ、今後も村商工会との連携を図りながら、必要に応じて的確な対応策を検討し、講じてまいりたいと考えております。

次に、建設水道関係であります。

建設関係では、継続事業である通学路安全対策として実施している中込区の村道1098号線歩道設置工事をはじめ、傷んだ舗装の工事として、大芝区の村道6号線と沢尻区の村道10号線を舗装修繕工事として計画をしております。

その他、村計画、地区計画事業をはじめ、道水路維持管理、橋梁の定期点検や橋梁長寿命化計画に基づく補修工事などについても、できるだけ早期に発注をし、早期完成に努めてまいります。

上水道関係では、今年度から令和11年度までの5年間、第二世代交付金を活用して重要機関管路の耐震化を進めてまいります。今年度は大芝公園内と北原地区村道9号線沿いを計画しており、また、以前から大芝区の地区要望で挙げられていた低水圧解消のための工事も予定しております。

第二配水池は、自家発電施設の設置工事、ろ過設備の濾材入替えを予定しており、その他受水量増加に伴う事業認可変更業務、給水管造形工事、検満メーター機の更新など、安全・安心な水道の供給ができるよう、継続的な事業も含め、計画的に進めてまいります。

下水道関係では、下水道法に基づく全体計画、事業計画の改定を計画しています。また、ストックマネジメント修繕計画に基づく浄化センター機械類、改築詳細設計、管渠更生工事、マンホールポンプ場施設改築工事、管渠調査及び下水道総合地震対策計画に基づくマンホール継手耐震改修工事、浄化センター土木構造物の耐震診断調査を計画しております。その他、住宅棟建築造成に伴う単独管渠工事、公共樹設置工事も適宜実施してまいります。

県事業関係では、大清水川と県道南箕輪沢渡線の交差部改修工事及び道路改良工事については、今年度から本格的な工事が始まり、東側の県道改良工事から実施していく予定です。

交通安全対策事業として、国道361号の歩道設置工事については、中央自動車道から西へ工事を進めており、今年度も継続して実施します。そして、国県道の歩道マウントアップ解消工事は、国道153号の神子柴セブンイレブン付近の歩道を実施いたします。

また、大泉川砂防ダム発電所建設工事は詳細な現地調査が終了したので、結果を基に詳細設計を実施していく予定であり、それぞれ早期完成を要望してまいります。

住民生活に直結するインフラ整備に関しても、大変厳しい財政状況ではありますが、引き続き国庫補助事業等を活用しながら、効果的な事業を計画的に進めてまいります。

最後に、子ども・教育関係であります。子育て支援に関する取組について申し上げます。

昨年度より開始をいたしましたママのためのゆったりタイム in 大芝の湯につきましては、

参加された方々から回数を増やしてほしいとの御要望を多数いただいたことを受け、本年度は2回目の参加者を対象としたママのためのゆったりタイム in 大芝の湯アゲインを新たに実施しております。生後3か月から4か月後の母子を対象とした本事業は、今年度も好評をいただいております。

また、出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを提供する産後ケア事業につきましては、今年度より利用者負担をなくし、出産前に利用チケットを配布するなど、より利用しやすい体制といたしました。この取組により多くの方に御利用いただいており、昨年度を上回る利用実績となる見込みです。

今後も、出産・育児を行う皆様に寄り添い、安心して子育てができるよう、支援体制の充実を努めてまいります。

教育・社会教育関連の取組について申し上げます。

小中学校におきましては、令和7年度、活力に満ちた形で順調にスタートすることができております。今年度の学校施設整備事業につきましては、令和6年度からの繰越事業として、南部小学校における照明設備のLED化工事、南箕輪中学校西校舎のトイレ改修工事及び体育館のガラス耐震改修工事を実施いたします。これらの工事については、授業や学校行事に支障が出ないよう工期を適切に管理し、児童生徒の登下校時及び校内における安全確保に十分配慮した上で、可能な限り早期の完了を目指してまいります。

また、今後の改修工事に向けた準備としては、南箕輪小学校南校舎の長寿命化改修工事及び南部小学校トイレ改修工事については、本年度設計業務を実施いたします。加えて、学習用タブレット端末の更新を予定しており、国の交付金を活用しながら、ICT環境の整備を進めてまいります。

学校運営面では、引き続き指導主事を配置し、授業づくりや学級経営への支援を通じて、児童生徒の成長及び教員の指導力向上、学習環境の充実に取り組んでまいります。あわせて、教育相談員の体制も強化し、こども課と連携しながら、こども家庭センターの機能充実にも努めてまいります。

社会教育、公民館関係の施設整備につきましては、村民センターホールの舞台照明設備のLED化及び非常用発電設備の更新、村民体育館の大規模改修、南箕輪小学校及び南部小学校の校庭照明設備のLED化など、複数の大規模工事を予定しております。利用者の皆様にできる限り御不便をおかけしないよう、工事工程に配慮しながら、計画的に事業を進めてまいります。

また、村政150周年を記念した村誌補遺編作成事業については、継続事業として取り組んでおり、秋頃の完成を目指して鋭意作業を進めています。

中学校における休日地域クラブは、本年4月より活動を開始いたしました。

公民館につきましては、今年度より集落支援員を配置し、施設の維持管理を担うとともに、公民館と地域のつながりを深める企画運営や子どもの居場所づくりの検討にも取り組んでまいります。

図書館では子どもの読書活動を推進するため、第4次南箕輪村子ども読書活動推進計画に基づき、引き続き読書活動の支援を実施してまいります。

こども館におきましては、東側の公園整備工事が5月末に完了し、芝の養生期間を経て、7月末からの供用開始を予定しております。

今後の施策におきましても、地域ぐるみの子育て及び子どもを真ん中にした地域づくりを念頭に、引き続き各種事業を推進してまいります。

さて、私事ではありますが、去る4月に執行されました南箕輪村村長選挙におきまして、無投票ではありましたが、引き続き御信任を賜り、再び村長という重責を担わせていただくことになりました。この場をお借りして、村民の皆様の御支援と御協力に心より感謝を申し上げます。

本日は、今後4年間の任期において私が取り組んでまいります基本的な考え方と重点施策について、少しお時間を頂戴し、御説明申し上げます。

私が目指すのは、誰もがいつまでも幸せに暮らせる村づくりであります。その実現に向けて、次の6つの政策分野を特に重要な柱として位置づけ、着実に推進してまいります。

まず1点目として、人と人、そして、人と自然とのつながりを大切にしてまいります。

2点目として、子育て支援の充実と働きやすい環境づくりを推進いたします。

3点目として、熟年者をはじめ、多様化する支援のニーズに丁寧に対応してまいります。

4点目として、防災拠点の整備など、安全・安心なまちづくりを確実に進めてまいります。

5点目として、地球温暖化対策とデジタル化の推進を着実に進めてまいります。

そして、6点目として健全な財政運営を維持し、住民負担の増加を抑えた行政運営に努めてまいります。

1つ目の人と人、人と自然とのつながりを大切にする地域づくりでは、いつまでも幸せに暮らせる村の実現に向け、人と人、人と自然とのつながりを大切にした取組を進めてまいります。特に熟年者や子育て世代、不登校の子どもたちに向けて、地域での滞在時間が長いこともあります。その方々にとっての居場所づくりに注力をしてまいります。

居場所づくりの具体的な取組ですが、不登校児童や子育て家庭をはじめとする方々に対応した多機能型施設として、こども館の整備を進めてまいります。小中学生を中心とした不登校児童の社会的孤立を防ぐことを目的として、落ち着いて学習、作業が可能なスペースや楽しんで体を動かすことができるスペースを設けるとともに、例えば、高性能パソコンやタブレットを配置し、プログラミング、eスポーツ、動画編集など、多様な活動が可能な環境の整備も検討してまいります。

ただ、ソフト面に関しては導入段階では最小限とし、利用者の増加に応じて段階的な拡充を図るとともに、管理者の配置等、人的体制の強化についても併せて検討してまいりたい意向でございます。

雨天時に遊べる屋内キッズスペースの整備も進めていきたい考えです。屋内でも親子で安心して遊べる居場所の提供を目的に、保育園児から小学校高学年までが楽しめる屋内キッズパークの設置を進めてまいります。屋内アスレチックやトランポリン、ミニ電気カーや弾力性のある大型のボールなど、家庭では体験が難しい遊具の導入や保護者同士が交流できるベンチ等のスペースのしつらえについても検討を進めてまいります。

居場所づくりのテーマからはそれますが、保育園での受入れ状況に応じて、急な転入等への対応を目的に、こども館における一時的な保育機能の整備を検討いたします。すぐすくはうすとの機能分担を明確化しつつ、令和8年度より開始予定の誰でも登園制度については、各保育園での対応を基本と考えております。

大芝の湯においては、リニューアルに合わせて、子育て世代に対する交流機会の創出及び

心身のリフレッシュを目的に、キッズスペースの創設を進めてまいります。ゆったりタイム in 大芝の湯を基本枠としつつ、保護者の余暇時間を確保する一時預かり施設や産後ケア施設としての活用の可能性についても幅広く検討を進めてまいります。

幅広い世代に居場所を提供することを目的に、図書館については書籍の充実に加え、スペースの拡充を視野に入れた施設の機能強化を検討してまいります。

熟年者や子育て世代を対象に、交流や自然体験の場としてのふれあい農園の新設を検討いたします。設置場所については、地域公園の隣接地や眺望に優れた場所を候補とし、地区ごとの需要や立地状況を踏まえて、アンケート調査等を実施した上で、設置規模、運営方法を柔軟に検討してまいります。

子育て世代が安心して集える環境を整えるため、地域公園の整備を推進いたします。現状では遊具が未整備の地域公園がありますが、全ての公園に遊具を設置することを基本方針といたします。なお、指定管理を行っている区との合意形成が課題となることも予想されるため、今後の管理形態の見直しについても検討課題といたします。

村民の交流や休憩の場としての機能向上を目的に、役場周辺の整備を進めてまいります。バス停や保健センター付近に熟年者や児童の滞在が見受けられることから、バス停周辺、村民センター前、保健センター前などにベンチやテーブルの設置を検討してまいります。幅広い年齢層の利用が見られる村民センターホールについては、応接室など既存の打合せスペースと併用しつつ、村民の居場所としての開放についても検討してまいります。

森林空間を活用した多世代の居場所づくりを進めるため、次の施策を推進いたします。

まずは、地域林政アドバイザーの活用です。大芝高原森林づくり実施計画の着実な遂行に向け、地域林政アドバイザーとの中期的協議を通じて、役割分担の明確化を図ります。コミュニティによる森林活用を進めるべく、同計画に位置づけられている大芝森部の創設についても前向きに取り組んでまいります。

飛び地に目を移しますと、将来的な利用者増加を見据え、経ヶ岳登山口周辺における駐車場の拡張についても検討を進めています。

熊について、伊那市、箕輪町で進行中の熊に関するゾーニング設定にならい、本村においても速やかなゾーニングの策定を行い、安全な自然環境の維持に努めてまいります。

地域社会を支える基盤としての自治会を時代に即した形で維持、発展させるため、次のとおり検討を進めます。

持続可能な自治会検討委員会では、集金方法の見直しをはじめ、自治会運営に関するガイドラインの周知徹底を図ります。関連して、過去実施したおでかけ村長室を再開、充実させ、大芝高原森林づくり実施計画の説明とともに、住民の皆様に対して、公民館に赴き説明をしてまいりたいと思います。

また、指定地域共同活動団体制度の研究を進めてまいります。地域活動の新たな担い手育成を目的とし、府内での研修、研究の実施や、必要に応じて先進地域への視察研修を実施するなど、制度創設に向けた検討を行ってまいります。

南箕輪村地域活動支援事業補助金について、居場所づくりを進める団体がより柔軟に活用できるよう、補助制度の見直しを検討いたします。

地域農業の振興及び教育現場における地産地消の推進に向けて、地産地消コーディネーターの配置と活用、学校給食センターへの農産物納入の円滑化を図るため、昇降機器の導入や

納品スペースの整備を実施してまいります。

次に、2つ目の子育て支援の充実と働きやすい環境の整備についてであります。

子育て世代の経済的、心理的負担を軽減することを目的としまして、保育園給食における村産特別栽培米の提供、おむつ購入に対する補助制度の創設、学校給食の無償化の推進、妊婦に対する医療費支援制度の導入等、包括的な施策の充実を図ってまいります。

現在、保育園においては、各家庭が炊飯した御飯を持参する形式を採用しておりますが、これを改め、保育園にて、村産の特別栽培米風の村米だよりを提供する方式への転換を検討いたします。その実施に際しては、産業課所属の地産地消コーディネーター、管理栄養士を中心に、学校給食センターの炊飯設備の活用可否、保育園内の炊飯体制、提供用食器の調達、運搬、洗浄体制の構築等、実務面での課題整理を行ってまいります。

また、保育園におけるおむつ持ち帰りの廃止を踏まえ、家庭における育児負担を軽減する観点から、おむつ購入に関する補助金制度の導入も検討いたします。あわせて、おむつのサブスクリプションサービスの導入についても、保管管理の観点から、実現可能性を模索してまいります。

国においては、2026年度より小学校給食の無償化が予定されております。これを受け、本村においても中学校給食を含めた無償化実現に向けて、財源確保や運営体制の整備を含めた検討を進めてまいります。

妊娠期における通院機会の確保は、妊婦及び胎児の健康保持に資するとともに、子どもが生まれた後には通院機会が減少してしまうこともあります、将来的な医療費抑制にもつながると考えられます。ほか自治体の先行事例を参考に、妊婦に対する福祉医療費無償化制度の導入を検討してまいります。

出産後の母子の心身ケア及び育児負担の軽減を図るため、産後ケア事業のさらなる充実と保護者の余暇確保を目的とした柔軟な子ども預かり制度の整備にも取り組んでまいります。村内には、現在2か所の民間の産後ケア施設が設置されておりますが、より多様なニーズに対応できる体制を整備するため、先ほども申し上げましたが、大芝の湯のキッズスペースの活用等、新たなリソースの活用についても検討を進めてまいります。

本村は近隣に親族のいない核家族世帯が多いことから、保護者の育児負担軽減及び精神的余裕の確保を目的として、余暇利用を含む子どもの一時預かり制度の整備が求められております。親子の一休み事業、集落支援員による保育園児預かり事業、すぐくはうす等、既存の施策の拡充に加え、新たな制度設計についても検討を進めてまいります。

教育における安全性、快適性、専門性を高めるため、専科教員の配置拡充、施設整備、トイレの洋式化等、環境面からの整備も進めてまいります。

本村では独自に体育専科教員の配置を進めており、今後はその教育効果の見える化を行い、客観的な成果把握に努めてまいります。また、オランダ式等に代表される先進的な教育実践を学ぶ機会を提供するため、外部研修の実施等を通じて、教員の専門性と意欲の維持向上を図ります。

保育園においては、衛生面及び保育活動の円滑化を目的に、お湯の使用が可能な給湯設備の整備を段階的に進めてまいります。児童生徒の快適な学校生活を支えるため、小中学校におけるトイレの洋式化を推進し、100%の洋式化を目指して整備を進めてまいります。

地域における子育て支援の一翼を担う育成会については、現在の組織体制や役割を再確認

し、地域ニーズに即した機能再編も含め、その在り方について検討を進めてまいります。

3つ目は、熟年者及び多様化する支援ニーズへの丁寧な対応です。多様化する支援の声に対し、制度のはざまに取り残されることのないよう、福祉課相談係が中心となり、一人一人に寄り添った丁寧な対応を心がけてまいります。特に移動、生活支援、健康づくり、住まい、墓地整備など、熟年者にとっての身近な課題について、具体的な対応を進めてまいります。

令和5年度より進めている地域公共交通の見直しを受け、令和8年度より、ドア・ツー・ドア型の移動支援サービスを充実させてまいります。バス停までの移動が困難な熟年者等への対応を強化し、誰もが安心して移動できる地域交通体系の構築を目指します。

なお、令和7年度は詳細設計の重要な時期であり、制度改定予定の令和8年4月までの検討期間は限られていることから、関係機関との調整を丁寧に進めてまいります。

近年、墓地継承の負担軽減を背景に、合葬式墓地に対する村民の関心が高まっております。整備中の合葬式墓地については、利用申込みの方法、事前予約の可否など、運用面の詳細について建設段階から積極的な広報を行い、住民にとって分かりやすい情報提供に努めてまいります。

障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、障がい者向けのグループホームの整備を推進してまいります。福祉関係者や関係機関との連携の下、本人の意向に寄り添った住まいの選択肢を増やし、地域共生社会の実現に貢献してまいります。

また、熟年者の社会的孤立の防止や災害時の個別避難計画の早期策定を重点的に進めます。まっくん生活支え合い事業では、地域のつながりと生活支援の視点から、支援マップ等の活用により体制の充実を図ります。厚生労働省が推奨するウォーキングと筋力トレーニングによる熟年者の運動習慣づくりを村内でも推進してまいります。

例えば、区ごとに実施できるプログラムの整備や指導者の育成を進め、健康寿命の延伸と介護予防にも取り組んでまいります。村民の運動機会をさらに充実させるため、議会からも御要望をいただきておりますスポーツ係の設置を検討いたします。これにより、既存の健康推進事業を体系的に運営し、子どもから熟年者まであらゆる世代が参画可能なスポーツイベントや健康づくり教室を開催してまいります。

また、保健事業の強化として、歯科衛生士による口腔ケア支援、フレイル予防指導の導入も進め、医療・介護との連携を深めてまいります。

4つ目は、防災拠点の整備をはじめ、安全・安心な暮らしの確保です。

南箕輪村では、地域全体の防災力向上と住民の安全・安心な暮らしを確保するため、大芝高原を中心とした防災拠点整備をはじめ、道路やインフラの安全性向上に向けた取組を進めてまいります。災害発生時の迅速な対応体制を構築するため、道の駅大芝高原における業務継続計画、BCPの策定を進めます。計画に基づき、非常時の対応手順や備蓄品の配置、情報提供体制を明確化し、村民への周知も併せて行ってまいります。

大芝高原に位置する防災研修センター森の学び舎について、災害時にも機能が維持できるよう、非常用電力の確保を図ります。今年度予定するエネルギー事業申請支援業務委託事業を活用し、必要な電力量等の算出を行い、導入方法の検討を進めてまいります。

令和7年度に予定しております大芝高原施設整備計画の見直しに当たっては、地域防災拠点としての機能強化の視点から、必要な施設や整備要素を加味して再検討を行ってまいります。

住民の安全確保及び利便性向上のため、県道南箕輪沢渡線と大清水川の交差点の早期改良、国道における歩道整備の推進、危険箇所における交差点の改良を進めてまいります。加えて、地域内の道路における渋滞、交通事故の軽減策として、ラウンドアバウトの導入の検討を進め、円滑で安全な交通体系の構築を目指します。

大規模災害時においても基幹ライフラインとして機能が維持できるよう、上下水道施設の耐震化を計画的に推進してまいります。既存施設の耐震性能の調査結果に基づき、必要な補強工事等を段階的に実施していきます。

5つ目は、地球温暖化対策とデジタル化の着実な推進です。

南箕輪村では持続可能な社会の実現を目指し、地球温暖化対策と行政、生活のデジタル化を両輪で進めてまいります。省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの導入、公共施設の長寿命化、断熱化に加え、住民サービスの利便性向上に資するデジタル化を着実に推進いたします。今年度予定するエネルギー事業申請支援業務委託事業を活用し、南箕輪村のゼロカーボン達成に向けたロードマップを構築します。断熱改修、再生可能エネルギーの導入、電気自動車の活用など、2030年を目標とした具体的な施策を段階的に展開してまいります。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、村役場や南箕輪小学校をはじめとした公共施設において、長寿命化と合わせた断熱改修を推進いたします。これにより、冷暖房効率の向上と光熱費削減を図るとともに、村施設の省エネルギー化を促進いたします。

地域資源を活用した再生可能エネルギー導入のモデルとして、大芝の湯における熱利用のみのバイオマスボイラーの導入を検討、推進します。森林資源の循環利用と施設運営の脱炭素化を両立させます。

公共施設及び一般住宅における屋根設置型太陽光発電の導入を推進します。新築、改修のタイミングを捉え、導入支援策や普及啓発活動を通じて導入を後押ししてまいります。

住民の利便性向上と業務の効率化を目的として、行政窓口のデジタル化を段階的に進めてまいります。申請書等を紙で記入せずに口頭での申告や、端末操作のみで必要書類が交付できる書かない窓口の導入を検討します。マイナンバーカード等を活用し、ワンストップで手続きが完了する仕組みを整備することで、住民の負担軽減と行政のスマート化を図ります。

最後に6つ目として、健全財政の維持と住民負担の抑制に努めてまいります。

南箕輪村では、物価高騰や国民負担率の上昇といった経済環境の変化を踏まえ、財政の健全性を維持しつつ、住民の生活負担を増やさない行政運営を基本といたします。公共料金の据置きや物価高騰対策に加え、税外収入の確保や地域経済の活性化策を通じて、持続可能な自治体運営を推進してまいります。

物価上昇の影響を踏まえ、村が交付している各種補助金、例えばごみステーション、地区社会福祉協議会等ございますが、公平性と妥当性を確保する観点から、一律の見直しを進めていきたい意向であります。既存制度の持続可能性を担保しつつ、限られた財源の中で、地域課題に的確に対応できる補助制度へと再構築してまいります。

税外収入の確保と地域産業の活性化を両立手段として、ふるさと納税の推進に一層注力してまいります。地場品産を生かした返礼品の拡充やプロモーション強化、寄附者との関係人口化の促進を通じて、持続的な財源確保につなげてまいります。

短期的には、燃料費や食費等の高騰による影響を受ける世帯や施設への支援策を講じるとともに、中長期的には生活の中で実感できる形での支出軽減策を通じ、村民の生活安定を図

ります。

地域経済の基盤強化を目的に、幹線道路沿いやインターチェンジ周辺の土地を生かした企業誘致を積極的に進めてまいります。地元雇用の創出や税収増加を通じて、将来的な財政安定化にも資する取組として展開をしてまいります。

以上、3つにつきましてが、私が4年間の中で取り組んでまいりたい政策であります。なお、これら全ての政策実施に当たっては、管理職を中心に職員の皆様、そして村民の皆様、議会の皆様としっかりと対話を重ね、任期中に相当の成果を出すことを目指して推進をしてまいります。議員の皆様でも議会の中で丁寧に説明し、また協議を重ねてまいりたいと思いますので、改めて御指導、御鞭撻を切にお願いをいたします。

さて、本定例会に提出いたしました案件は、議案6件、報告4件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（ 笹沼 美保） ただいまから11時まで休憩といたします。

休憩 午前 10時50分

再開 午前 11時00分

議長（ 笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年1月分から令和7年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の令和6年度の決算についてそれぞれ確定しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

報告第3号は、令和6年度南箕輪村一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。別紙18事業に関わる繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第4号は、令和6年度南箕輪村下水道事業会計予算の繰越計算書であります。国の補正で実施するように前倒しさせていただきましたマンホール継手、耐震改修工事については、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越しました。また、部品の納期が遅延することに伴い、浄化センターの流入ポンプ及び水処理施設内曝気装置の修繕工事について、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（ 笹沼 美保） これで行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願2件、陳情2件です。

会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（ 笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第1号の細部説明を申し上げます。

今回の改正は3点ございまして、1点目が公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した改正、2点目は、個人村民税において、特定扶養親族に係る所得要件が10万円引き上げられ、58万円以下となったことと、特定扶養親族がこの特定扶養控除の所得要件を超えて、合計所得額が123万円以下までは特定親族特別控除として控除額を所得に応じて段階的に引き下げる制度の創設、3点目が、村たばこ税の課税方式の見直しです。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、議案書6ページを御覧ください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明させていただきます。

初めに、第18条公示送達は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正です。

第18条の3、納税証明事項は、第18条の改正に伴う規定の整備です。

第34条の2、所得控除は法律改正に合わせて控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものです。

7ページにお進みいただき、36条の2、村民税の申告は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備によるものです。

8ページをお願いします。

第36条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書は、記載事項について特定親族を追加するものです。

第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備です。

附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例は、加熱式たばこに係る村たばこ税の課税標準の特例を法律改正に合わせて新設するものです。

4ページにお戻りいただきまして、附則第1条、施行期日をお願いします。

この条例は、令和8年1月1日から施行します。ただし、村たばこ税に関する改正につき

ましては、令和8年4月1日とします。

また、第18条と第18条の3の公示送達に係る改正については、地方税法の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日とします。

第2条で、公示送達に関する経過措置第3条で、村民税に関する経過措置、第4条で村たばこ税に関する経過措置を定めております。

以上で、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

議長（笛沼 美保） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

この改定によって、村税にどのような影響が出るかを教えていただきたいと思います。

議長（笛沼 美保） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 三澤議員の御質問にお答えいたします。

ちょっとまだどれぐらいという試算ができない段階ではありますけれども、納税義務者数が村の場合、令和6年度で8,957人おります。特定扶養親族をとっている方、親とかですが327人、逆にお子さんとかで扶養されている人が357人となります。ちょっとどれぐらいの所得ということが全く算出できないものですから、ちょっと現段階では、申し訳ございませんがお答えできません。

議長（笛沼 美保） 三澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笛沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村消防委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村消防委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年12月の南箕輪村議会「執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会報告書」を受け、南箕輪村消防委員について、議会からの推薦人数を減ずることに伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笛沼 美保） 細部説明を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（宮下 裕司） それでは、議案第2号につきまして細部説明を申し上げます。

本案は、消防委員の組織の人数につきまして、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で御説明しますので、改正部分の議案3ページを御覧いただきたいと思います。

組織第3条第2項中の第1号、議員のうちから推薦する者2人、第3号の執権者3人の人数にそれぞれ改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則となりますが、施行の期日は公布の日からとする

ものでございます。

以上、細部説明といたします。

議長（ 笹沼 美保） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第3号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 議案第3号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年定額減税に対する不足分を追加で給付する不足額給付、農業者への物価高騰対策補助金、国勢調査の実施に要する経費及び、本年度から定期接種となりました帯状疱疹ワクチン予防接種委託料の追加などの補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,006万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億4,139万4,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（ 笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（ 市川 美保） 議案第3号の細部説明を申し上げます。

議案書7ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、0210文書広報・秘書事務の1節報酬から8節旅費まで、全て会計年度任用職員に係る補正でございます。ケーブルテレビの広報番組を担当する職員を採用したため、8か月分を計上しています。

12目地域づくり推進事業費、0242地域づくり推進事業の8節旅費です。区長会研修に随行する職員1名分の旅費を計上しています。

2項徴税費、2目賦課徴収費、0261賦課徴収事務の10節需用費の消耗品費です。本年度は、昨年度実施した定額減税と調整給付金事業について、調整給付金の不足額が生じた方へ不足額給付を行います。現段階では国から詳細な制度が示されていない段階ではありますが、概算で1,700人を見込み、給付に向けての準備を進めています。支給対象者の決定等に係る事務は財務課で担当するため、その事業に係る経費を計上するものです。

5項統計調査費、6目国勢調査費、0291国勢調査事務は、本年10月1日に実施予定の国勢調査の経費を当初予算で計上しましたが、国から委託金の交付決定を受けて不足する費目を補正するものです。会計年度任用職員3か月分と、指導員、調査員合わせて88人の人件費を計上しています。

8ページにお進みいただき、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、0361臨時福祉給付金事業は、先ほどの0261賦課徴収事務で御説明しました不足額給付の給付に係る事務を福祉課で担当します。

11節役務費の通信運搬費は、通知等に係る郵送料を計上しています。今回の給付金の大半は、プッシュ式で実施できるよう検討しております。

19節扶助費は、対象者1,700人、給付金総額3,050万円を見込んでいます。

2項児童福祉費、2目児童措置費、0340保育園運営事業の10節需用費の修繕料です。保育園修繕料ということで、中部保育園のジャングルジム等の遊具と未満児室の床暖房の修繕、南部保育園のソーラーシステムのパワーコンディショナーの故障による更新を計上しています。

3目児童福祉施設費、0345こども館運営事業の12節委託料は、建物定期点検の委託料です。14節工事請負費は、こども課職員が主に使用している電気自動車を現在役場駐車場に駐車していますが、こども館に駐車するためのEV車専用コンセント増設工事費です。

22節償還金、利子及び割引料は、令和6年度の子ども・子育て支援交付金確定に伴う精算金です。

0346すくすくはうす運営事業の10節需用費の修繕料は、定期点検で指摘を受けた遊具の修繕です。

おめくりいただき、9ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費、0400保健衛生総務事務の18節負担金は、上伊那口腔保健センターDX化機器購入補助負担金ということで、休日歯科診療に係る機器購入のため、上伊那各市町村で補助するものです。

0401予防事業の12節委託料予防接種委託料は、本年度から帯状疱疹ワクチンが定期接種となりました。上伊那統一で委託料が決定しましたので、140人を見込み計上するものです。

0402保健指導事業は、22節償還金、利子及び割引料で、地域自殺対策強化事業補助金の確定による償還分を計上するものです。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、0605農業振興事務は18節補助金で、国の方針創生臨時交付金を活用した事業で、農業者物価高騰対策補助金として、令和6年の農業経費のうち、種苗費、肥料費、飼料費、農薬衛生費及び動力光熱費の5%、上限2万円を補助するものです。対象者を220人と見込んでいます。

失礼いたしました。上限20万円を補助するものです。対象者を220人と見込んでいます。

9款消防費、1項消防費、5目防災対策費、0930防災対策事業は12節委託料で、村内3か所に気象観測装置がありますが、その管理パソコンのバージョンアップに伴う設備更新業務委託料です。

10ページに進みまして、10款教育費、6項社会教育費、6目社会教育施設費、1058村民センター管理事務の10節需用費の修繕料です。村民センター舞台の西階段の窓の雨漏りによる壁紙等の劣化の修繕工事が必要となり、計上するものです。

14款予備費、1項予備費、1目予備費です。3,044万円を減額して、歳入歳出額を調整させていただくものです。

次に、人件費の関係になります。

11ページの1、特別職につきましては、その他の特別職として、国勢調査の調査員及び指導員について、人数の減と報酬及びその他の手当の増となります。

12ページ、13ページの一般職につきましては、総務費の文書広報事務と国勢調査事務に係る会計年度任用職員1名分となりますので、お目通しをいただき、説明は省略させていただ

きます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

2、歳入をお願いします。

16款国庫支出金です。2項2目総務費国庫補助金、2節企画振興費補助金で、地方創生臨時交付金です。物価高騰対応地方創生臨時交付金事業の交付決定済み分のみ計上しております。不足額給付と農業者物価高騰対策補助事業の実施の不足分は、精算交付により全額交付される予定でございます。

17款県支出金、3項県委託金、2目総務費委託金です。国勢調査の委託金の交付決定により増額するものです。

以上、歳入の説明でございます。

以上で、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

議長（ 笹沼 美保） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第4号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 議案第4号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、第1号被保険者保険料還付金に不足が生じるため、予備費からの組替えにより、必要な予算を確保するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（ 笹沼 美保） 細部説明を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（ 山崎 一） それでは、議案第4号の細部説明を申し上げます。

予算書の4ページを御覧ください。歳出を説明いたします。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金ですが、14万円を増額補正するものであります。これは、22節償還金、利子及び割引料で、内容は保険料還付金でありまして、過年度の死亡等により生じました過誤納の保険料を還付するものであります。

続きまして、9款1項1目予備費ですが、補正額14万円を予備費からの組替えにより確保しますので、歳入の変更はございません。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（ 笹沼 美保） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第5号「財産の取得について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第5号「財産の取得について」、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村避難所設備強化事業（自動ラップ式トイレ購入）に伴い財産を取得するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（宮下 裕司） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

本事業につきましては、国の地方創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用した事業となっております。目的といたしましては、被災地からの災害経験を活かしまして、命をつなぐ3つのキーワードと呼ばれておりますTKBの一つでありますT、トイレを全ての避難所に整備することで、自動ラップ式トイレ（ラップポン）になりますが、購入するものでございます。

なお、平時の活用といたしましては、地区の防災訓練などで実際に活用していただく中で、防災意識向上を図ってまいりたいと思います。

それでは、説明資料により御説明申し上げますので、議案2ページを御覧いただきたいと思います。

南箕輪村避難所整備強化事業（自動ラップ式トイレ）の購入でございます。

1の入札会の時期ですが、令和7年5月21日の午後1時半から開札を行いました。

2の事業につきましては、自動ラップ式トイレ（一式）54セットでございます。主な仕様につきましては、記載させていただきましたところを御覧いただく中で、ラップポンを中心に関係製品を整備するものでございます。

3の契約方法でございますが、指名競争入札でございます。

4の入札結果といたしまして、指名業者数10者、参加業者数5者でございます。

5の落札業者につきましては、長野県上伊那郡南箕輪村885番地の1、晴海産業株式会社、代表取締役、堀秀徳でございます。

6の落札金額につきましては、1,639万4,400円でございます。

7の履行期間でございますが、村議会の議決の日から令和7年9月30日までとしております。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（笹沼 美保） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

参加業者数5者ということで教えていただきたいことと、落札率をお願いしたいと思います。

この自動ラップ式トイレって言うんですけど、何か絵とか何かで分かるような感じがある

といいんですけども、内容がどんなようなのか、もうちょっと分かりやすく説明していただければと思います。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（ 宮下 裕司） 先ほど、当日の入札を行っていただいた業者は5者で、落札率は92.6%でございます。

なお、製品の詳細につきましては、後日、議員の皆さんにお示しさせていただきたいと思いますので、御容赦いただきたいと思います。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） よろしいですか。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（ 宮下 裕司） 三澤議員、5者は業者名ということでよろしいですか。

はい、大変失礼しました。先ほど落札業者の晴海産業株式会社さんと、続いて、有限会社新井機械ポンプ商会伊那営業所、続きまして、ミドリ安全長野株式会社伊那営業所、続きまして、株式会社コウサカ南信出張所、最後になりますが、株式会社チョダ箕輪営業所となります。

以上となります。

議長（ 笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

6番、山崎議員。

6番（ 山崎 文直） 6番、山崎です。

後でまた細かい紹介をしてくれるという話でありますけれども、こういうようなトイレ、避難所や何かで使っているトイレっていうのは、1点だけ、それを使用した後の処理の方法は簡単に言うとどういうふうにするのか。例えば、包んで施設へ処理してもらえるっていうか、そういうことになるのかどうかっていうのを簡単でいいので教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（ 宮下 裕司） 山崎議員の御質問ですが、今回入れる製品に対してということでおよろしいですか。

今回のやつはラップ式ということで、用をラップに包んで、ラップに包んだものをまとめて置いておけるというタイプで、臭いとか、例えば液漏れだとかが全くないということで、その製品を採用させていただいております。

また、その排せつ物の扱いについては、本来、仮設トイレであればくみ取りということになろうかと思いますが、その辺の部分は再度詰めて、可燃ごみになるのか産業廃棄物、基本的には産業廃棄物ということになろうかと思いますけど、詳細のほうを詰めて、また村民の皆さんに周知してまいりたいと思います。

以上となります。

議長（ 笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第6号「財産の取得について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 議案第6号「財産の取得について」、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村避難所設備強化事業（ポータブル電源セット購入）に伴い財産を取得するため、提案するものあります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（ 笹沼 美保） 細部説明を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（ 宮下 裕司） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

本議案は、先ほどの第5号議案と同じ事業同様となっております。

今回、導入に至っては、私たちの生活に欠かせない電気を、日常あるいは非常時の際に蓄電できるものとなっております。

また、先ほどと重複しますが、平時は蓄電池として避難所で利用する中で、ふだんからふだん使いをしていただく中で、有事の際に電気が供給されない段階でそれを活用していただく、防災・減災の資機材を購入する内容となっております。

それでは、説明資料により御説明申し上げますので、議案2ページを御覧いただきたいと思います。

南箕輪村避難所整備強化事業（ポータブル電源セット購入）でございます。

1の入札会の時期でございますが、令和7年5月21日1時半から開札を行いました。

2の事業でございますが、ポータブル電源セット（一式）27セットでございます。主な仕様につきましては、ポータブル電源、蓄電池になりますが、ポータブルソーラーパネルでございます。

3の入札の方法です。指名競争入札でございます。

4の入札結果といたしましては、指名業者数11者、参加業者数6者でございます。

5の落札業者につきましては、長野県伊那市東春近549番地の3、株式会社B I S O、代表取締役、吉澤文男でございます。

6の落札金額でございますが、546万4,800円でございます。

7の履行期間でございますが、村議会の議決の日から令和7年12月15日までしております。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（ 笹沼 美保） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、西森議員。

1番（ 西森 一博） 1番、西森です。

各公民館にどのぐらいの数が行くのかを教えてください。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（ 宮下 裕司） 公民館、12地区になろうかと思いますが、12セットが配備と
いうか、各避難所を想定している地区の公民館、コミュニティセンターには12か所になって
いくかと思います。

以上となります。

議長（ 笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

8番、太田議員。

8番（ 太田 篤己） このポータブル電源について、蓄電池ということですが、その電
源の基はポータブルソーラーパネルということで、まず、それと通常電源も使えるのか、そ
の辺を一つ教えていただきたいと。

それから、それぞれの避難所での通常使用をしていくということですが、これは、具体的
にはどういう形で使うことを想定しているのか教えていただきたいと思います。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（ 宮下 裕司） 太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回のポータブル電源セットにつきましては、ソーラーパネルはもちろん活用はできます
が、通常時は通常の電気から24時間電気の供給を受けて、有事の際、電気が供給できないと
きにももちろん電気は来ませんので使っていただくっていうイメージで、両方で活用できるも
の、製品となっております。

それで、次の2番目の御質問ですが、通常利用ということでどんな内容ということですが、
基本的には蓄電池、容量もございますが、容量のかなり大きいのは金額も乗せていくとい
うことで、今回は地区あるいは地域の自主防災会で発電機、村のほうでも持っておりますが、
通常のエンジン式の発電機を所要しているため、災害時に本部、自主防災会の役員の方、避
難所運営をなさる方々の通信機器の電源の確保、あるいはスマホ、議員の皆さんのが御覧にな
っているPC等への電源供給ということをイメージしております。

以上となります。

議長（ 笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） これで質疑を終わります。

日程第7、議案に対する討論、採決を行います。

議案第5号「財産の取得について」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「財産の取得について」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（笹沼 美保） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。 [一同起立] 礼。 [一同礼]

散会 午前11時40分

議事日程(第2号)

令和7年6月11日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(質問順位第1番から)

4番 三澤澄子

6番 山崎文直

7番 百瀬輝和

1番 西森一博

9番 唐澤由江

8番 太田篤己

○出席議員（9名）

1番	西 森 一 博	7番	百瀬 輝 和
2番	都 志 今朝一	8番	太 田 篤 己
3番	原 源 次	9番	唐 澤 由 江
4番	三 澤 澄 子	10番	笹 沼 美 保
6番	山 崎 文 直		

○欠席議員（1名）

5番 加 藤 泰 久

○説明のため出席した者

村 長	藤 城 栄 文	健康医療課長	武 島 亮 子
副 村 長	田 中 俊 彦	福祉課長	山 崎 一 織
教 育 長	清 水 閣 成	こども課長	武 井 香 織
総 務 課 長	清 水 勝 宏	産業課長	有 賀 正 浩
危機管理課長	宮 下 裕 司	観光森林課長	有 賀 仁 志
地域づくり推進課長	高 橋 里 江	建設水道課長	武 井 厚 勇
会計管理者	城 取 晴 美	教育次長	藤 澤 篤
財 務 課 長	市 川 美 保	代表監査委員	加 藤 篤
住民環境課長	唐 澤 大		

○職務のため出席した者

議会事務局長	高 木 謙 治
議会事務局次長	日 戸 崇 志

会議のてんまつ

令和7年6月11日 午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笛沼 美保） お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。5番、加藤泰久議員から、病気療養のため欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれ的確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 議席番号4番、三澤澄子でございます。村長2期目の一般質問の最初ということで、ちょっとじゃなくてかなり緊張しておりますので、通告は最後に出したんですけども、皆さん奥ゆかしくて誰も1番を引いてくれなかつたので、トップバッターになってしまいました。よろしくお願ひいたします。

大項目として、2期目をスタートした村長の政治姿勢についてお伺いいたします。

（1）村長選に臨み、特定政党の推薦を受けられての選挙だったのかという質問です。

3月定例議会中に南原在住の方から電話がありました。村長の選挙事務所開きがあるとの案内ビラが入ったが、事務所に使う場所が村の事業を受けている会社の事務所になっているが、よいのかという話でした。私も少し疑問に思いましたが、公選法上では特に制約はないようありました。

しかし、過去の選挙を見てみると、多くは癒着の疑惑を持たれないように、空き地にプレハブを設置か空き事務所を使うなどして選挙をしていたように思います。村民に開かれた選挙にするには、倫理上では注意が必要だというふうに思います。

南原地区には全戸にビラ入れをしたようですが、その後、村議会議員には電話で出席依頼があり、議長だけは通知を届けたようあります。出席依頼の電話は、政権与党の7人の皆さんだけで、残り3人は他から知ったという経過がありました。選挙戦にならないのではという中でもあり、あまり重大なことだと考えていないとしても、今回の選挙において、特定の政党からの推薦を受けていたのか。そのために政権野党は排除されたのかお聞きします。

私には、分断と選別のスタートになったなというふうに思いました。お願ひいたします。

4番（三澤 澄子） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の御質問にお答えをいたします。

2期目をスタートした村長の政治姿勢について、まずは村長選に臨み、特定の政党の推薦を受けたかという御質問をいただいております。

私は無所属で活動しておりますので、特定の政党からの推薦は受けておりません。現時点において、今後、推薦をいただきたいと考えているわけでもございません。

御指摘いただきました点につきましては、一度持ち帰り、関係者と十分に協議の上、必要な改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

4 番（三澤 澄子） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） あくまでも村民党といいますか、今までの村長さんは必ずそういう言い方をしてきましたけれども、無所属で村民のために働くということで確認していきたいというふうに思います。

それでは、2 あります。

村報5月号は新村長の政策特集号でした。資料1として、5月号のコピーをつけておきます。通告は村長の施政方針を聞く前でしたので、この村報を見ての質問になります。

これが4年前の村報でありまして、こんな感じになっております。これが今回の5月号、こんな感じで2ページ使って立派に政策が書いてあります。今回の村報も見ていただきまして、村長、体形が若干大きくなっていますが、自信に満ちたお顔をされているところに、ますます今、力強さを感じているところであります。村長が挨拶をされる定番の言葉は、真面目に汗をかいて、人と人、人と自然とのつながりを大切に、いつまでも幸せに暮らせる村にだと思います。

1期目は、前半はまだ新型コロナの対応に追われ、住民生活が大きく制限されていました。後半は5類に変わり、様々な経済社会の活動が制限なく行えるようになりましたが、休んでしまった活動は、再開しても以前のように戻ってこないよう思います。人ととのつながりが言葉でいいように感じられないのはなぜか。分析する必要があると思います。

南箕輪村は、人口増加する村として全国から視察が続いている。私も何組か議会としての対応をさせていただきました。私が人口増について話すポイントは2点であります。

一つは南部小学校の建設、もう一つは住民投票で自立を選択したことだと思います。村民は南箕輪村自立の研究会を立上げ、合併反対の運動を進めました。結果は、反対60.6%と賛成38.1%で、自立を選択しました。運動を通じて自立を選択したことで、村のことは村民が決める住民自治の精神が發揮され、それが人口増を大きく進めた要因だと考えます。

ところが、昨年からは急激な人口減少が起きています。このことも分析してみる必要があると思います。

1期目に村長は、住民が村づくりに関わる機会をもっとつくっていく。例として、村の広報紙とインターネット上のポータルサイトを使ったアンケート調査を挙げています。どうだったでしょうか。おでかけ村長室で各区へ出向くことも行いました。村民との距離は近くなつたでしょうか。若い村長になったことで、住民の方が夢や生きがいを持って新しいことに取り組む村にしていきたいとおっしゃっています。いろいろな審議会や検討会に若い人が増えたり、村政がより身近に感じられる人も増えたかもしれません。

一方、デジタル化、ICT活用などにつながらない高齢者や本当に困っている人など、声が出せない人たちがいます。そういう人たちに寄り添い、耳を傾ける中で、福祉の心を持つ

て政策を進めてほしいと思います。それは、村職員の全員がそういう思いで取り組むことで、そのための働きやすい職場環境をつくるのが村長の仕事ではないかと思っています。

車の両輪として、議会は住民自治の本旨である福祉の増進を進めるものです。福祉の後退や切捨てはあってはならないと思っています。

村報5月号では、1から6まで具体的に政策を示しています。既に計画され、進められている部分が多いというふうに思います。その都度、議会としても検証したり提言したりしていくものと思っています。

この場では、3の障がい者向けグループホームの誘致についてお聞きします。

以前から村民の声を聞く会でも何回も要望が出され、村へも要望書として出していますが、進展がありません。昨日の箕輪町のグループホーム誘致の記事を見て、先を越されたと思いましたが、今の補助金だけでよいのかも含め、一日も早い実現に向け、当事者の声もよく聞いての誘致を望みますが、現状はどうでしょうか。

あわせて、4の安全・安心確保の政策の中で、ラウンドアバウトの導入はどこへ導入するのか、効果あるものなのか、2点について答弁をお願いいたします。

4 番（三澤 澄子） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 障がい者向けグループホームの誘致につきましては、これまでに次の3者と意見交換を行っております。

1者目は箕輪町の個人事業主で、町営住宅跡地を活用した日中支援型グループホームの建設を、先ほど三澤議員からも御紹介ありましたが、計画をされている方です。当該グループホームは障がい支援区分4以上の方を対象とし、定員は20名を予定されておられます。看護師の配置や機械浴の導入についても検討されています。また、地域住民との交流を促進するため、コミュニティースペースの設置も構想に含まれているとのことです。

箕輪町での事業が軌道に乗った場合には、将来的に本村での開設も視野に入る余地があると意向を伺っております。ただし、その際は、比較的支援の軽い方を対象としたグループホームになる見込みとのお話を伺っております。さらに、入居者の通院等に対応する移動支援事業の実施や就労支援事業所の併設も検討されておられるということです。

所在地は箕輪町ですが、定員に余裕がある場合には、本村の障がい者の利用も可能性として考えられるため、今後も関係性を維持していきたいと考えております。

2者目は、東京都に本社を置き、重度訪問介護や居宅介護サービスを全国展開している株式会社です。長野県では長野市と松本市に支社があり、グループホーム事業の実施について情報を得たため、問合せを行いました。

結果、長野県に隣接する愛知県、静岡県でのグループホーム事業を展開していること、そして、医療的ケアには対応していないことが確認されました。残念ながら、現時点で長野県内でのグループホーム展開の予定はないとのことがありました。

3者目は、伊那市でグループホームを運営している事業者であります。同事業者は薬局の運営も行っている株式会社で、令和6年7月に新たにグループホーム事業を開始されました。本村におけるグループホーム開設について御相談があり、補助金交付要綱の説明や空き物件の情報提供を行っておりますが、現時点で具体的な進展は見られておりません。

本村では、医療的ケアや強度高度障がいを有する方も入居可能なグループホームの整備を

目指し、ショートステイの受入れ不足にも対応できるよう、補助金交付要綱を改正をいたしました。今後も、引き続き関係事業者への働きかけを継続してまいります。

さらにもう1問、ラウンドアバウトの設置検討に関する御質問をいただいておりますので、お答えをいたします。

ラウンドアバウトは、信号機による制御が一般的な五差路以上の複雑な交差点において、中央の円形道路を時計回りに通行することで、信号を用いずに安全な通行を可能とする交差点形式であります。近隣地域ではまだ珍しい形状であります。近年、長野県内でも導入事例が増加をしております。

ラウンドアバウトの主な利点としては、次の点が挙げられます。

信号機を使用しないため、災害時の停電下でも円滑な通行が可能であること、交差点進入時に車両の速度が自然に抑制されること、交通量が少ない交差点において、信号待ちの時間が短縮される可能性があること等であります。一方で、課題としては、中央部に直径27メートル以上の円形道路を設ける必要があるため、相応の道路用地を確保しなければならない点が挙げられます。

今回設置を想定している場所は、大芝公園マレットゴルフ場北西側に位置する信号機のない五差路の変形交差点です。この交差点は伊那市の工業団地方面への通勤車両が多く、朝夕の通勤時間帯には交通量が集中しています。さらに、今後、大芝公園北側の道路が拡幅される予定であり、それに伴って、交通量のさらなる増加が見込まれております。また、交差点は北から南への上り坂に位置し、周囲を森林に囲まれているため視界が悪く、見通しに課題を有しております。

このような現状を踏まえ、ラウンドアバウトの導入によって一定の効果が期待されると考えています。しかしながら、広い用地の確保が可能かどうか、高低差及び死角の確保といった地形的な問題、信号機設置による制御のほうが適している可能性、また、通学路としての安全対策の必要性など、多くの検討課題も存在しています。

今後は、これらの課題を整理した上で、交差点の改良の必要性も含め、調査及び検討を進めてまいります。

以上です。

議 長（笛沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 前段で申し上げました村長の仕事、福祉の心で村政に当たるというところをちょっともう一度確認していただきたいと思います。

後のほうで、グループホームの建設についてでありますけれども、今おっしゃっていただいたように、一番最初の箕輪町の事業所がちょっと可能性は高いのかなと思いますけれども、ここは今スタートしたところで、村からも空きがあれば入れるということですので、若干は安心かなど。引き続き設置に向けてお願いしたいというところでありますけれども、村民の会で聞く段階では、重度の方がおりまして、これから家族介護だけではもう対応し切れなくなる心配をおっしゃっておりました。なので、できればその重度のところも含めて、軽度も含めて事業を開拓していただける方にお願いできればなというふうに思っておりますので、引き続き進めていただきたいと思います。

それでは、2として、令和の米騒動と村の農業政策についてを質問いたします。

1として、今、お米をめぐる問題は日々テレビ報道されていますが、解決のめどが立たず、

ますます深刻な状況になっています。昨年の2倍以上に跳ね上がった米価高騰が続き、店頭から米が消え、今でも少ない米を求めて奔走する人々がいます。

先日、あじ～なの米販売の貼り紙を見てびっくりしました。6月のお米、精米販売予定ということで、1家族様5キログラムまで、コシヒカリ上伊那産5キログラム3,650円、1日15組様、風さやか上伊那産5キログラムが3,350円で、1日15組様ということで、これが実は6月だけではなくて、9月の米が収穫されるまでずっとこの状態が続くということで、「え、お米買えないじゃん」というふうに思ってしまいました。

本当に、見たら夕方にはもう空っぽになっている状況なんですね。食べ盛りの子どもを持つ共働き家庭では朝並べないので、まずお米の確保をするのが週末の大仕事だというふうに言っております。米どころの上伊那でもこんな状況であります。

今や日本の米農業と食料安全保障は危機的な状況にあります。なぜ米がなくなってしまったのか。これはひとえに国の米減反政策と流通を市場任せにしたことによります。農家は2000年以降、20年間で174万戸から53万戸の3分の1に減少しました。生産量は年間153万トン減です。お米を作る支援を切り捨て、お米を作れば作るほど赤字になる事態を放置してきたからです。

また、政府がお米の価格や流通を市場任せにしてきたことで、大手量販店などにより買い叩かれ、生産者米価は一時期1俵60キログラム1万円以下など長期に低落し、米農家の1時間当たりの労働報酬が10円となっていました。米作って飯食えないという時代になっております。

もともと米が足りなくなったと言われる中で、中でも政府は米の作付目安値を示し、減反政策を続けています。村の米生産と安定供給に向けた政策は何かお聞きいたします。

4 番（三澤 澄子） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 2項目めとして、令和の米騒動と村の農業政策についてお聞きをいただいております。村の米生産と安定供給に向けた政策はという御質問であります。

議員御指摘のとおり、現在、新聞やテレビ等の報道において、全国的に米の流通が滞っている状況や、流通していても販売価格が高騰しているといった問題が取り上げられております。まさに全国的な問題となっています。

本村においては、農地面積の過半数を水田が占めており、水稻の作付は主要な農業活動となっております。これまで、水稻作付については米の需要と供給のバランスを保ち、米価の下落を防ぐ観点から、国が示す目安値に沿うよう村農業再生協議会が基本方針を策定し、各地区において調整を行ってきた経緯がございます。

しかしながら、現在の全国的な米の流通不足や農家に対する米の買取り価格上昇等の状況を踏まえ、村農業再生協議会では、令和7年の水稻作付に関し、各農家の作付計画を尊重する方針といたしました。結果、集計上は目安値を大きく超過することとなりましたが、本年度については、特段の作付調整は行わないことといたしました。

あわせて、農業再生協議会が継続して実施している米の精購入散布に対する助成についても活用しつつ、今後も主食用米の需要に即した安定的な生産の推進をまずは図ってまいります。

一方で、供給面においては、水稻の作付増加により収量の増加が見込まれるもの、農家

の皆様が自家用として保有されるお米や、親族、縁者等への提供、いわゆる縁故米として確保される量も今後は増加するのではないかと想定をしています。その上で、残る米については、ごく一部の農家が直売やインターネット等による販売を行っている例を除き、その多くはJAを通じて出荷されることになります。JAを介して米穀卸業者へ流通した米は、全国各地の飲食店や法人、小売店等の大口事業者に供給されるため、本村で生産された米が必ずしも村内で流通しているわけではないという実情がございます。

現在、学校給食や保育園、マタニティお米プロジェクトにおいて提供している風の村米だよりにつきましては、包括連携協定を締結している東洋ライス株式会社、そして、JAの協力によりまして、こちらは今後も安定して供給していただける見込みであります。

しかしながら、一般の村民の皆さんのが村内の直売所で購入できる米の量には限りがあるのが現状であります。今後は来年度に向けて、村内において安定的に米を購入できる環境を整備するため、JAをはじめとする関係機関と協議を重ねる必要があると考えております。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 今年度、生産調整を行わないという方針をもったということで、これは大きなことだというふうに思います。それで、農家の皆さんもそれに応えていただいているようですが、先日、ちょっとニュースで村のお米がいっています泉大津市では、米の産地と連携して直接市が買入れ、市民向けに米を直接販売するということで報道がありました。3,500円、銘柄米だそうですけれども、こんなこともすぐにできる泉大津市ってどういうことなのかなとかいうふうに思いましたけれども、今言うように、来年度からは安定供給できるようにJAとも協議していただくということで、やはり村の、上伊那地方は上伊那のお米っていうふうになるわけですけれども、安定供給のためにできるだけ努力をしていただきたいなと思います。

それでは、2として、米の増産を進めるためには、農家の収入を一定水準維持する価格保証が必要です。また、耕作面積による戸別所得補償も必要です。価格保障や所得補償は、食料の安全保障と自給率を高める政策としてEUなど世界で取り組んでおります。国では大規模化を進める稻作ですが、村として、担い手農家だけでなく、家族経営など全ての農家に生産継続できる支援はあるのかどうか。また、国へもやはり所得補償をきちんと求めるように働きかけるべきだと思いますけれども、その点についてお願ひいたします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 農家に生産継続できる支援についてというところで御質問をいたしております。

近年の物価上昇に伴い、農業者が営農を継続する上で不可欠な燃料、肥料、農薬、光熱費等のコストが急激に上昇をしております。本村においては、優良な農地やその周辺環境が維持されている背景として、大規模に営農を行う担い手農家のみならず、小規模で営農を行っている兼業農家や、自給的農家による農地の有効活用及び維持保全の取組が大きな役割を果たしているのが現状であります。

こうした状況を踏まえ、村では、営農に関わる経費の負担増加に対する支援策として、国の臨時交付金を活用した補助事業を今回の補正予算が御承認いただけ次第、速やかに実施を

いたします。

本事業は、令和5年度に実施した販売農家を対象とした補助とは異なり、一定基準以上の農業関連経費を確定申告で計上している方であれば対象となるため、補助対象者の範囲が広がる点が特徴であります。

さらに、認定農業者等の担い手農家を対象とした農業機械等の導入に関わる費用に対する新たな補助事業も創設をいたしました。本事業については、今後の活用状況や効果を検証した上でありますが、将来的には、担い手以外の農家も対象とする方向での拡充も視野に入れて検討をしております。

また、現在、農業再生協議会が対応しております水田における減反作物栽培出荷に対する水田活用の直接支払交付金につきましては、国において新たな水稻作付に関する政策の検討が進められており、所得保障という観点からの施策も議論されているところでございます。

今後、国の動向を的確に把握し、正確な情報を収集した上で、農業再生協議会を通じて適切な対応を着実に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笛沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 国でも大きく政策を転換せざるを得ないということであります。

それでは、3として、食育推進計画と地産地消促進計画を進め、安全・安心の食材を学校給食に安定して供給できる施策をということであります。

今まで、私も含めて何人の方が一般質問もしております。農家と給食センターをつなぐような課題解決も求めてきたところであります。今後の具体的な取組についてお聞きいたします。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号4番、三澤澄子議員、食育推進計画と地産地消促進計画を含め、安心・安全の食材を学校給食に安定して供給をについてお答えいたします。

食育推進計画と地産地消促進計画の中で、地産地消の範囲として、ふだん我々が生活している場所の土や水を使って栽培されたものを食べることが体によいという考え方が原点と言われています。地産地消の魅力になるわけですけれども、その具体的な魅力としてですが、生産者の顔が見え、新鮮な農畜産物が手に入る。旬の農作物を味わえる。地域産物の消費拡大により、地域の活性化につながる。地域の農畜産業を守り、食文化を豊かにする。食品の輸送に係る環境負荷が低減され、環境にも優しいとされています。

なお、村の食育推進計画と地産地消促進計画につきましては、今年度、農と食の審議会を諮問してということで、第4次の計画を策定する予定であります。

御質問の安心・安全の食材を学校給食、保育園も関わるわけですけれども、に安定して供給する施策についてですが、現在、産業課を中心に、村の農畜産物を学校給食で使えないか、村産村消をどう進めていかなければよいか検討しているところでございます。

生産者である農家、畜産経営者や学校給食現場側からは、栄養教諭、栄養士、双方をつなぐコーディネーターとで、現在、組織化する方向で取組を始めたところであります。5月からは、このコーディネーター役として産業課に村の職員を1名配置しております。

今後は、コーディネーターを中心として生産者が学校給食センターと南部小学校給食室へ

食材等を届けられる体制づくりを検討してまいります。そのため、施設整備が必要な面も出てくるかと思いますが、そのときはまた予算の関係がありますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（ 笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 産業課のほうに直接コーディネーターを設置したということは、大きな進展だというふうに思います。

今まで課題、いろいろ挙げてきましたけれども、そのところが実際にかなわなかったという点では、今後、予算化も含めて具体的に進むということで、大いに期待をしております。

それでは、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（事務事業編）について質問いたします。

1年前にも同じ項目で質問をしておりました。本村の計画は近隣より1年遅れ、施策の具体化は令和7年度からとなっています。

1として、住宅断熱対策と住宅耐震化を合わせて、省エネ防災の取組について質問します。村の断熱対策は、今年度補助対象経費の2分の1以内とし、上限30万円となっています。県の断熱補助は最大140万円です。耐震化は、村は30万円以上の工事に10万円定額、県は市町村事業に50万円上乗せとなっております。これらを組み合わせて事業ができるのかどうか、どういう活用ができるのか、村として丁寧な広報をしてはどうかと思います。お願ひいたします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地球温暖化対策実行計画に関わって、広報に関する御提案をいたしております。

本年度より創設をいたしました住宅断熱リフォーム補助金及び耐震補強補助金につきましては、ほかの村の住宅関連補助制度と合わせて、広報紙、村報4月号にて特集を組み、広く周知を図ってまいりました。しかしながら、住民の皆様からは、具体的にどのような工事がどの補助金の対象となるのかといったお問合せが寄せられているのも事実でございます。

住宅の断熱リフォームに関しては、国・県・村による複数の補助制度が存在しており、リフォームの内容や条件に応じて様々な選択肢がございます。ただし、特定の条件を満たさない限り、交付要綱に基づき、同一経費に対する複数補助金の併用は認められておりませんので、御理解を賜りたく存じます。

住宅の耐震化につきましては、村既存住宅等耐震改修補助金により、耐震改修工事に対しては工事費の8割、上限115万円、住宅の除却工事については工事費の5割、上限額97万8,600円を補助しております。さらに条件を満たす場合には、県独自の制度によりまして、村補助金に加えて最大50万円の上乗せ補助が受けられるため、耐震改修においては、最大165万円の補助が可能となっております。

いずれの制度におきましても、村の住宅関連補助金は多岐にわたり、所管も住民環境課、建設水道課、地域づくり推進課、福祉課、産業課など、多岐にわたっております。そのため、補助事業の目的達成と住民の皆様にとってより有利な条件や補助金の組合せを御案内できるよう、今後も広報等を通じたさらなる周知に努めるとともに、窓口対応についても1件1件

の御相談に丁寧かつ的確に対応できるよう、関係各課が連携をしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（笛沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 今、ちょっとおっしゃっていただいたように、同一の中での重ねての活用ができないということをおっしゃっていました。村の要項のところを見ても、補助対象経費から国県または村の他の制度の補助経費を除くものというようなところがありまして、なかなか今、村長がおっしゃったように組み合わせてできるのか、どの工事がどのような対象になるのかというところが本当に分かりにくくて、断熱対策をしたいと思っていてもなかなか足を踏み出せないということがあると思います。

今、おっしゃったように相談窓口を設置して対応するということでありますので、補助要綱がありますよというお知らせだけでなく、もうちょっと親切な対応で、地球温暖化対策の計画にのっとった、効果が出るような対応をぜひお願いしたいと思います。

2として、再生可能エネルギー導入を進める取組をということであります。

資料として、箕輪町のゼロカーボン推進補助金、伊那から減らそう！！CO₂促進事業、それから3枚目に、クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金、これは県の補助制度であります。こういうものが箕輪町と伊那市、県から出ております。

実はと言いますか、新聞広告に箕輪町の補助金を使いましょうというこういう広告が入りました。それから、これは伊那市の事業をしましようという業者の広告であります。安心省エナリフォーム、補助金を使ってお得にということで、箕輪町と伊那市の補助金が入りましたが、残念ながら南箕輪村はないので、そういう広告は入りません。見てすごく興味を持ったところであります。

箕輪町の補助金でありますけれども、住宅省エネスタート、最大200万円の補助金がもらえるというもので、今、言いましたとおりですね。見ていただいたように、箕輪町ではゼロカーボン推進補助金の概要と伊那市太陽光エネルギー利用設備など書かれておりまして、補助金の概要として、例えば、箕輪町では太陽光発電設備と常時接続する蓄電設備を導入時、最大で142万円、伊那市では147.5万円の補助があります。県は一律これに20万円の補助がつき、導入を推進しています。村は太陽光発電施設に4万円の補助で、県補助金は20万円出ますという御案内だけであります。

村でも、ゼロカーボン推進に向けて、近隣に合わせた施策での推進を望むところであります。お考えをお聞きします。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 再生可能エネルギーの導入について、近隣に合わせた施策で推進を求めるという御質問、御提案をいただいております。

まず、先ほど1項目めのお答えをした後に、相談窓口を設置すると議員御認識されておりましたが、そこまで現在、踏み込んだ対応はできておりません。各課で連携をして対応するというところでありますので、よろしくお願ひいたします。

村の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においては、令和12年度、2030年までに村内の屋根形状等が太陽光発電の設置に適している住宅のうち、70%への設置を目標として掲げており、その導入促進に向け、現在も継続して検討を進めているところであります。

計画の具体化を図るため、令和7年度、南箕輪村地球温暖化対策実行計画に基づく実施計画策定業務委託契約を締結し、国や県の補助制度の活用も視野に入れた、より実効性のある実施計画の策定を今年度進めています。

そのため、令和8年度にはこの計画策定に伴い、国及び県に対して補助金の申請を予定しており、これは、御紹介いただいた伊那市や箕輪町が既に受けている補助金ですが、その補助金の申請を予定しており、それに合わせて、議員御指摘のとおり、太陽光発電設備導入に関わる村独自の補助制度についても見直しを行う予定としております。

以上です。

議長（笛沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 国と県の補助を受けてということあります。来年に期待したいというふうに思います。

3であります。

南箕輪村地球温暖化対策実行計画、立派なものがでてあります。この中に、2030年を目指して基本目標の達成を図る指標というのがあります。32ページにあるわけありますけれども、計画の中にある小水力発電の導入、大泉川なんありますけれども、その計画についてはどうなっているのかお聞きいたします。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大泉川における小水力発電の導入計画について御質問をいただいております。

大泉川の小水力発電計画につきましては、長野県企業局が事業主体となり、大泉所にある大泉砂防ダム付近に発電所を建設する計画となっております。本計画は、周辺の地権者や水利組合等からの承諾を得た上で事業化され、施工業者も決定し、測量等の準備作業を進めてまいりました。

その後、長期間にわたる流量及び水位の観測、魚類等の生態調査を実施し、これらの調査結果を踏まえ、大泉川に関する関係機関との協議を全て完了したところであります。今後は、基本設計を経て詳細設計へと進んでいく予定であります。

引き続き、本村としては本事業が早期に建設へと着手されるよう、県企業局に対して働きかけを続けてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笛沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 県の企業局の段階で取り組んでいただけるということで、早期実現を望んでおります。

4として、木質バイオマス利用計画についてお聞きいたします。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 続いて、木質バイオマスの利用計画についてであります。

木質バイオマスの活用については、現在、薪ストーブ及びペレットストーブの導入に対する補助を実施しており、南箕輪村地球温暖化対策実行計画においては、進捗管理の指標として、年間10件を目標として設定しております。令和5年度においては、薪ストーブ8件、

ペレットストーブ3件、合計11件となり、目標件数を上回る実績となりましたが、令和6年度については、薪ストーブ2件、ペレットストーブ1件、合計3件の申請にとどまり、目標件数には達しておりません。

こうした件数は、その年における住宅の新築、増改築、リフォーム等の状況に大きく作用されると考えますが、現在進めております南箕輪村地球温暖化対策実行計画に基づく実施計画策定業務においては、国や県の補助制度の活用も含めた具体的な実施計画の策定を行っております。

今後、この木質バイオマスの利用促進についても、この実施計画の中で位置づけを明確にしつつ、利用状況や地域ニーズに応じて、補助制度の見直しを含めた対応を検討いたします。

また、令和8年度に予定しております大芝の湯のリニューアルにおいても、熱利用のみでありますが、バイオマスボイラーの導入を予定しているところでございます。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 令和8年度の大芝の熱利用が大いに期待されると思います。さらなる推進をお願いいたします。

5として、事務事業編では、村及び指定管理者が行う事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、地球温暖化対策の取組を実行するとなっています。令和7年度までに、ゼロから10%減まで分野ごとの目標値を示してあります。目標値に対する達成状況をお聞きいたします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 事務事業編における目標値に対する達成状況はという御質問でございます。

本計画、第3次南箕輪村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、第2次実行計画を継承し、地球温暖化対策に資することを目的として、村及び指定管理者が実施する事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、役場が率先して地球温暖化対策に取り組むことで、住民及び事業者による主体的な取組を促進することを目的としております。計画期間は令和3年度から本年度、令和7年度までの5年間となっております。

次に、御質問いただいております目標値に対する達成状況について御報告をいたします。

本計画では、温室効果ガス排出量、令和7年度を目標年度とし、次のとおり設定をしております。一般事務等、主に役場関係施設でありますが、1,483トンCO₂、また指定管理者管理施設、村の開発公社や社会福祉協議会、わくわくクラブが管理しているものですが、そちらが1,685トンCO₂となっておりまして、合計3,168トンCO₂というところを目標通知として設定しております。

これに対して、現在、最新の実績は令和5年度になっておりますので、令和5年度の数値を申し上げますと、一般事務の役場関係施設における排出量は目標値が1,483トンCO₂に対して1,671トンCO₂となっており、目標値を大きく超過した結果となっております。

この主な原因としたしましては、大規模な工場建設等により、下水道施設における処理量の増加に伴い、電力使用量が増加したことなどが挙げられます。一方で、庁舎においては、令和5年度からLED照明への切替え、公用車の電気自動車化により、電力及びガソリン等

燃料の使用量が削減されたほか、職員による節電の取組状況を調査し、意識的な行動の実践を行ったことによりまして、排出量は令和4年度に比べて減少傾向であります。

今後も引き続き電気自動車の導入、学校や保育園施設のLED化、大芝高原におけるバイオマスボイラーの導入など、役場が率先して地球温暖化対策を推進し、目標達成に向けて着実に取り組んでまいりたい意向であります。

以上です。

議長（笛沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） いつも時間外に庁内に入りますと真っ暗だという、努力されている様子が、暗い中で仕事している人もおりまして、ちょっとかわいそうだなと思うときもありますが、全体としてLED化が進み、庁内の節電は大きく進んでいるというふうに思います。なかなか、ただ、今のいろんな高騰によりまして難しいところもあると思いますが、そういう中での目標値に向けてしっかりと取り組む中で、村民の皆さんへの改めてCO₂削減の意識づけというか、そこら辺もしっかりとしていただけますようお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（笛沼 美保） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから、10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 10時00分

議長（笛沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、山崎文直議員。

6番（山崎 文直） 6番、山崎文直です。ちょうど今朝、夜のうちからかなりの雨が降りまして、自宅の前でもかなりぬれたところであります。南信地方は、もう昨日から梅雨入りとなったそうです。暦の上でも今日梅雨入りということで、ちょうどその時期かなというような雨降りとなっております。

この梅雨入りという言葉がこの頃うまく言葉が合わないんではないかと思うぐらい、今朝ほどもかなり強い雨が降りました。私も地元の西天区域の役員をする中で、非常にこの頃、地域的に水害の心配もするようになりました。従来はこの南箕輪は比較的安全だなというふうな思いもしてきましたけれども、今後はこういう意味で、西天竜地域の水路敷なんかも、いわゆる土手と言われているところの危険区域が増えてくるかなと、こういう意味で、一層の注意が必要だなというふうに考えております。

雨降りということで、本日は2点について一般質問を行いたいと思います。

1点目が通学路の交通安全対策についてであります。

新年度が始まりまして、私も毎朝の通学時間帯、小学校に近い南からの通学路に毎日ではございませんが時々たちって、子どもさんたちの通学風景を見ているところであります。特に小学校1年生、楽しそうな通学風景を見ます。体に比べてひときわ大きいかばんが目立つこの頃でありますけれども、そういう意味では、この新年度が始まったこの時期にこそ、児童生徒が安全に通学できるように村全体でも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ここで今回取り上げたのは、いわゆる通学路に敷かれていますグリーンベルトであります。

グリーンベルトにつきましては、数年以上が経過しております。中には、担当課によって新しく色が塗り替えられているというところもあります。非常にありがたいことだなというふうに思いますが、私が見ているこの地域のところにつきましては、南殿の地域ですから、小学校に通う神子柴や田畠、南殿の児童生徒の皆さんが通われる、一番生徒数が多く通学される道路付近になります。そういうた通学時間帯を見ると、このグリーンベルトの設置された意味が薄れているんじゃないかなというふうに感じるときもありますので、今回の質問に至ったわけあります。

ただ、私もこの質問事項の中で、後段で高学年ほど守られていない感がするということで、グリーンベルトそのものが道路交通法とかそういうものに合致したものではないというのを、この質問をした後にいろいろな事情に精通している人からもお話を聞くことができまして、大変参考になったと思います。

グリーンベルト、そもそもはドライバーの人がその存在に気がついて、目視表示であるということということで、改めて教わったものであります。ということは、これは児童生徒さんがそこの必ず緑の上のところを通らなければいけないとかいう意味ではないということであります。もちろん考えてみると、このグリーンベルトのところを何人も一度に通るということは無理なわけですが、子どもさんたちの通学の安全性を考えた目印であるというようなことで、改めて認識をしたところであります。

そういう意味で、私、後段で高学年ほど守られていない感がするというふうに書いてしまいましたけれども、これは、現状は通学路を登下校するときに子どもさんが、先ほども話をしました、低学年の子どもさんたちほど緑のところを通っていくという風景がありますが、高学年になるほど、特に中学生が多いが、友人の皆さんと話をしながら、時には道路いっぱいに横に広がって登下校するという風景を見るもんですから、そうは言っても、これはある程度、登下校のときに道路のところの安全を考えてするっていうことが必要ではないかなと。

そのために、地域もそうですけれども、学校としてもそういうた指導等をしていくことが大事ではないかなということで今回の質問に至ったわけでありますので、この点について、例えば今、学校全体ではどういうような指導がされているのか、今後どのようにしてされていくのかというその点について質問をしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（ 清水 閣成） 議席番号6番、山崎文直議員、通学路の交通安全対策について、グリーンベルトの意味が薄れているのではないか、また、高学年ほど守られていない感があるという、日々、常々の安全教育が必要ではないかという御質問にお答えいたします。

まず、議員さんが子どもたちの通学、登下校にうんと関心をお持ちということで、本当にありがとうございます。

今、お話がありましたが、本来のグリーンベルトの目的なんですけれども、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーさんに通学路であること、それから、子どもが通る道であることということを視覚的に認識していただき、車両の速度を抑制させるという言い方になりましょうか、抑制させるとともに、通行帯を明確にすることで歩行者との接触事故を防ぐことというふうに理解しております。議員御存じのように、グリ

ーンベルトを歩いていれば安全というものではないというふうに思います。

村内のグリーンベルトですが、通学路安全推進協議会、安プロの関係でも、グリーンベルトの延長、あるいは薄くなっているところを再度塗り直し等々の対策をしているところでございます。

子どもたちに限らず、地域の方の安心・安全のために、対策というふうに私は受け止めていますけれども、学校ではということでございますが、小学校では単にグリーンベルト上を歩くということだけではなくといいましょうか、それを大事にしながらも、自分の命は自分で守るということについて、実際の交通事故の例を基にしたディスカッション、これはこうだからこうだよねと、その事故から学ぶというそのようなことも大事にして、自分事として安全を考える、そんな安全教育を目指しております。

中学校では学活での交通安全指導、職員による下校時の街頭指導など、また、毎年4月に伊那警察署の方に依頼して、登下校時の留意点、気をつけること、あるいは自転車等、今の子どもたちはこの社会で自転車を利用していますので、交通安全教室等々を行っているところでございます。

先日、駐在さんのところに私は行きました、こんな話をしました。私、変なところで変わっていて、できたら道は真ん中を歩きたいというところがあって、そういうのは駄目かねと言ったら、今は車社会ですよね。そういう社会でルールがあると。当然、歩道もあつたりするんですが、道の真ん中を歩くのはどうなのかなっていう、ルールの中で右側とか、そういうことを大事にしていただきたいという駐在さんの温かい言葉をいただいたんですけれども、自分の命は自分で守ることをベースに、交通被害に遭わないために、危険から身を守ることを学校でも指導してきています。

安全教育は継続することが大事でございます。子どもたちには、引き続き交通事故に遭わないよう、学校などを通して呼びかけていきたいと思います。

また、御家庭はもちろんなんですけれども、見守り隊の方々、子どもたちがグリーンベルトのところをちょっとやっぱり仲間だから横に広がりたいですよね。そういうようなとき、車が来ると危ないよっていう声かけをしていただきたりしていた状況があります。そういう声かけを大事にしていきたいなと思うことと、ぜひとも見守り隊に限らず、グリーンベルトを歩いている子どもさんがいたら、グリーンベルト歩いていて偉いねというか、自分の命を守るためにだよねというような、優しい何か認める言葉をかけていただけたらありがたいかなというふうに思っております。子どもたちへの地域の方のお力をいただきながらというところもあるわけですが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議 長（ 笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 村内の通学路、特に幅の狭いような道のところへもグリーンベルトがされている部分もあります。そういう点では、お互いに気をつけなきゃいけないということを一層の学校側でもまず徹底していただきたいし、これは村側というか、交通安全を進める全体の中でそういうような意味を今後とも広く呼びかけていくというようなことをお願いをしながら、1番目の通学路の交通安全対策についての質問は終えたいと思います。

2番目の防災対策事業についてです。

東日本大震災から14年が経過をしました。全国では、各地で地震も含めて、いろんな水害

等も含めて大きな災害が続いております。しかしながら、私が思うのは村内、いわゆる南箕輪の村内の中で身近で災害があまり起きていないなというふうで、そうしてみると、この村民の皆さんの中で防災意識が薄れがちになっているなというのを感じます。そういう意味では、災害はいつ起きるか分かりませんので、常に意識を持つということが必要ではないかなということですが、意識を持つための施策というのを考えることも必要ではないかなというふうに思います。

話はちょっとずれますけれども、今、各地区に自主防災会が設置をされています。この自主防災会の立上げの頃につきましては、村全体でいろいろ考えまして、住民組織の中では、隣組に入らないとかそういう人たちも現実は今ありますけれども、アパートに住む方だとか、隣組へ入っていない皆さんも住民の1人として村全体で安全を考えていかなきゃいけないというようなことも当時話し合いをされまして、隣組等に入ってない皆さんも含めて、村全体で地区全体で防災を考えていこうと、こういうことで話し合った記憶があります。

そういう意味で、当時は区の組織とは少し違って、全体を網羅した防災会を組織していくというようなことも話し合ったことを覚えております。そういう意味で、常々の防災に対する対策、知識を持つ、準備をする、そういうことが今まで大事かなというふうに考えますので、第1番目の問題として、令和7年度以降について、村として考えている主な防災対策事業を幾つか紹介していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

防災事業について、令和7年度以降の主な防災事業はという御質問をいただいております。

議員御指摘のとおり、日本は地震や豪雨などの自然災害が多発する国でありまして、こうした災害への備えとして、私たち地方自治体が果たすべき役割は極めて重要であります。南海トラフ地震や集中豪雨など、今後予想される災害に対して、村としても防災・減災の取組をどのように進めていくかが喫緊の課題であると認識をしております。

本村では、国が本年4月から開始をいたしました全国市町村の備蓄食糧、資機材の公表制度を踏まえ、備蓄の目標を約7,000食と定め、今後3年間で段階的に確保していく計画であります。令和7年度はその第一歩として、新たに2,000食分を購入する予定です。

また、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用いたしまして、災害用自動ラップ式トイレを各避難所に2セットずつ設置し、また、小規模蓄電池ソーラーパネル1セットを、こちらも全避難所に配備をいたします。これらの資機材については、防災訓練や研修、地域イベントなどの機会で活用し、住民の皆様に実際に使用をしていただくことで、災害時の混乱の緩和や避難生活の負担軽減につなげていきたいと考えておりますし、啓発にもつながっていくと感じます。

さらに、防災ソフト面の取組といたしまして、村地震強化対策アクションプランの策定を進めております。災害発生時に災害対策本部が迅速かつ正確に情報を収集、把握できるよう、発災時の初動対応や避難所運営の体制を一層充実させてまいりたい意向でございます。

避難所運営においては、避難者や避難住民を受け入れるために不可欠な飲料水、食料、簡易トイレ、衛生用品、毛布、救急セットなどを計画的に備蓄し、パッケージ型の救援物資が到着するまでの間、円滑な避難生活を支えられる体制の整備を進めてまいります。

あわせて、避難所運営マニュアルの策定を各地区と共有をさせていただき、地域の特性に応じた防災活動や住民主体による地区防災計画の策定など、村独自の工夫を取り入れながら取組を進めてまいります。

災害はいつ発生するか分かりません。まず重要でありますのは、自助の観点から、各家庭でも日頃から防災対策を講じていただくことであります。非常時に備えた情報収集、避難場所や経路の確認、家具の転倒防止対策など、村民一人一人ができるところから始めていただけよう、今後も危機管理課が中心となり、広報活動や周知を積極的に行ってまいります。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 山崎議員。

6番（山崎 文直） 国の方針、また村の方針、これから新しく始まるっていうのがかなりきめ細かく計画されているということについては、非常に心強く感じております。ぜひとも推進のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の質問であります。

この村にも、各地区ごとに自主防災会が組織をされております。ただし、この自主防災会のところが、私の感触としては先ほどもお話ししましたように、当初は村全体の組外の方やアパートの方やそういう人たち、さらには、それぞれの家庭でどのような人が住んでおられるのかというようなものも細かく把握をして、村全体で防災を高めていくと。のために、各地区の自主防災会が積極的に活動していくということで組織をされてきたというふうに思っています。

ただし、その後のこの近頃において、その防災会が私の住んでいる地元でも、防災会の会長さんとその地区の区長さんとは別の人人がしていますが、地区によっては区長さんのところに一括に組織が集中しているというような話を聞きます。その一つの理由としては、何かあったときにどこが避難所になるかというと、大概のところが多くの各地区的公民館、コミュニティセンター、そういうようなところが避難所というふうに指定されると思います。

そうすると、その避難所の管理運営についてはそのところの区長さんが責任を持っていると。自主防災会については相互の連絡が必要だと思いますけれども、そこを借りて使うような格好になるのかなと。そういう意味もあって、地区によっては、今、区長さんが防災会長も兼ねてやっている、それが一番近道だというような話を聞いたこともございます。

いいかどうかは別として、そういう地区防災会の活動というのが全体にどのように浸透しているのか、そういう部分で、そろそろこの自主防災会の活動を改めて考えていく必要があるのかなというふうに私は思っております。そういう意味で、各地区に自主防災会がありますが、そういうものを村人全員に紹介をして、お互いに防災意識を高めていくっていうことがこれからまた新たに必要なと思います。

防災会の会議というのが村の主催等でされているという話がありましたけれども、そういうようなところでもさらに話を深めていくことが常日頃の防災に役立っていくんではないかなとこういうふうに考えますので、この辺のときの実態とこれからの計画等がありましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 各地区の自主防災会の活動を村全体に紹介し、互いに防災意識を

高めてはという御提案をいただいております。

村内における自主防災組織発足から二十数年が経過をいたしました。平成18年7月に発生した豪雨災害を契機として、天竜川地域をはじめ、村全体に防災意識が広がり、各地区単位で徐々に組織が立ち上げられました。現在、村では12地区において自主防災組織が設立され、それぞれの地域において積極的に防災活動に御尽力いただいております。

これらの自主防災組織の活動は、自らの命は自分で守るという自助、そして、地域は自ら守るという共助の理念に基づき、安心・安全な村づくりの実現に向けて取り組んでいただいているものであります。

しかし、社会の変化や発足からの年月の経過に伴い、議員御指摘のとおり、幾つかの課題も浮き彫りとなってきております。

主な課題として、一つは、組織運営における人材不足と高齢化が挙げられます。組織の中心を担う役員の高齢化が進み、若年層の参加が限られていることから、次世代を担うリーダーが不足している状況であります。

また、住民の防災意識の低下及び区未加入世帯の増加も課題であります。災害経験のない住民ほど防災活動への関心が薄く、参加率も低くなっています。また、自治会未加入世帯の増加により、防災活動への参加や地域内でのコミュニケーションが難しくなってきております。

さらには、活動のマンネリ化と資機材、予算の不足も起こっております。毎回、同様の訓練内容や活動の繰り返しにより、住民の関心が薄れつつあります。加えて、訓練や会議を行う場所や頻度、予算などにも制約があり、防災用品や資機材の整備も十分とは言えない状況でございます。こうした課題に対応するため、情報交換、意見共有の場として、自主防災組織連絡会を設置し、各組織間の連携強化を図っております。

今年度からは、新たな取組として自主防災会のみならず、地区内の奉仕団、防災士、民生・児童委員などの関係者にも参加を呼びかけ、4月から5月にかけて、自主防災会と奉仕団の合同による避難所運営セミナーを開催いたしました。このセミナーでは、参加者から自主防災会の存在を知らなかった、どのような活動をしているのか分からなかった、役員が誰か知らなかったなど、同じ地域に住んでいながらも、住民の間に情報の共有が不十分である実態が明らかになりました。

また、参加者を通じて、地区ごとの課題や状況の違いについても再認識する機会となつたところでございます。

今後は、自主防災組織やその役員の紹介を積極的に行い、地域住民の皆様に知っていただくとともに、若い世代の参加を促す仕組みづくりや防災意識向上のための啓発活動を展開してまいります。村との連携を一層強化し、活動資金の確保や設備の充実も模索していく方針でございます。

さらに、今年度下半期には、こちらも新たな取組として防災・減災リーダーサポーター研修の合同開催を予定しております。こうした研修会を通じて、日頃から顔の見える関係づくりを進めるとともに、住民が防災を自分事として捉えられるような地域全体での防災体制の強化を進めてまいります。

以上です。

議長（笛沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 存在を知らなかつたというような話があるというのをお聞きしました。確かに年月がたつと、結成をするときにはかなりいろんな取組をしてきたような感じもしますが、私自身も何年かたつことによって、自主防災会の活動だとか防災の日の活動とか、そういうところを意外と軽く考えて、何となく参加しているっていうような感じもしないであります。そういう意味で、災害はいつやってくるか分かりませんので、そういう意味で、やはりリーダーやなんかがその都度その都度意識的に高めていくと、こういうことをお互いに感じて進めていくべきだろうというふうに思います。

下半期の減災リーダーサポーター研修等もぜひ多くの方に参加していただいて、改めて、防災意識を高めていくというのを常日頃の目標に掲げてやっていただけるようにしたいと思います。できれば私も参加をしていきたいと思います。大本の活動をよろしくお願ひします。ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

議 長（ 笹沼 美保） これで、6番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時45分

議 長（ 笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和です。

ミスターベースボールと言われた栄光の男が6月2日にこの世を去りました。永遠に不滅と呼びましたが、人間、生老病死は避けて通れない。ただ、彼の生きざまは私たちに鮮明に記憶に残っていると思います。それを教えてくれたすばらしいスーパースターだったと思います。

今回は、そんなスターを村から誕生させられるかどうか、そこにつながるような取組になるのかなということで質問をさせていただきます。

前回、3月定例会で質問をした続きの質問になりますが、村長におかれましては、1期目の最後の一般質問のときでした。今回は2期目の最初の一般質問になります。村長が一緒ですので、しっかりと質問させていただきますのでよろしくお願ひします。

前回、10番目の質問で村長が答弁をしたところで時間となり、それ以上質問ができなかつたので、今回質問させていただきますのでよろしくお願ひします。

3月と今、6月では状況が多少変わってきております。休日の地域クラブは4月からスタートを始めておりますので、もう始まっているということで、後で教育長にもお聞きしますが、その内容を少し教えていただければと思います。

2年間検討を重ねてきた2階建て構想が、村長の思いもあったんだと思いますが、2階建てではない形で私自身は捉えているんですが、スタートしてしまっておりまます。私もよく思うんですが、個人個人の考えは一人一人思いはあるので違うのは当然であるし、違うことが当たり前だと僕も思います。

しかし、今回重大案件の中で、それらを全て昇華させるというか、納得していただく取組にするために、2年間という時間を使って多くの関係者の方たちが関わって、そこに向けて

答えを出してきたと私は考えております。下から上へ上げていくボトムアップという手法で、これが今、私は主流だと思いますが、一人一人が考えて上げてくるという形、多様化する時代に大切な取組だと思います。

しかし、前回の質問の最終の答弁の中では、村長がトップダウンで決めていったのかなという思いがあるわけです。これ、大切な目的、誰のために行うのかを見失ってはいけないのかなというふうに考えます。権限があるのは当然ですが、権限があるからこそ大切なものを見誤らないようにしていただきたいし、さくや大人の都合でそれを公正公平な考え方なくしてしまうというのはどうなのかなという思いがあります。

この間はそこを聞けなかったので、そこの視野を持って取り組んでいくのが必要だと思います。それが村長の私は仕事だと思うんですが、そこら辺、村長のお考えはどう今思いますかね。よろしくお願ひします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 議席番号 7番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

前回の私の答弁に対する再質疑というところでお答えをいたします。

私は予算に関わる事項について意見を申し上げることは、私の立場上、当然必要なことであると考えております。ボトムアップが主流であるから意見を述べるべきではないとの御意見につきましては、恐縮ではございますが、その考え方をそのまま受け入れることはできかねます。

また、今回の件につきましては、所管は教育委員会でございます。私の意見を踏まえた上で教育委員会において御検討いただいたものであり、最終的な内容については、私が当初に意見した内容とは異なる形で取りまとめられております。したがいまして、あたかも私が全てをトップダウンで決定したかのような御指摘は、事実と異なるものと考えております。

その他、申し上げたいことございますが、5項目めでまとめてお伝えをさせていただければと思っております。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（ 百瀬 輝和） 村長が一方的に言ったんではないという、今、答弁だったと思います。ただ、3月の村長答弁の中で、私は3点について重大な発言をされていたのかなというふうに思います。

その一つが、わくわくクラブの現場の方からという言われ方をしておりましたが、村長は。事務方なのかなということで、今回質問させていただきますが、決めたと答えられております。わくわくクラブの規定では、理事会で全てのことを決めていくという規定になっております。

当時現場、事務を担っていた方は理事会でも多少持論を展開される方で、理事会が紛糾することもあったんですけれども、その立場で村長と直接話をしたということで、村長がその意見を聞き入れられたというような捉え方を私はしているんですけども、理事会の場では、その方は一村民として村長と話したというふうな弁解もしておりますが、村長の立場とすれば話を聞かなければいけないのかなという思いはありますが、そのことを全てわくわくクラブの決定事項だというような思いで村長が捉えられたなら、少し大きな間違いをされち

やっているのかなという思いがありますが、そこら辺は村長、どのように捉えておりますか。

議 長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（ 藤城 栄文） わくわくクラブの事務担当者の話でなぜ決まったのかという御質問でございます。

このわくわくクラブの事務を担う方から話があり、決めたとの御発言につきましては、事実と異なっております。私自身、3月議会での答弁の映像を改めて確認いたしましたが、そのような趣旨やニュアンスでお答えした事実はございません。つきましては、誤解を招くおそれもありますので、御認識の訂正をお願い申し上げます。

それでは、参考までに、3月議会における私の実際の発言内容をこれより読み上げさせていただきます。

予算をつくる上で、首長は教育に関する予算の調製、執行の権限を持つことから、当初から私が課題として認識しておりました予算に関わる3点について改善を依頼いたしました。中略いたしまして、教育委員会の案では、中学校の地域クラブの補助の枠組みの中で、小学校のクラブに対しても補助するという形で案が示されました。私は、中学校の地域クラブに関して補助を検討する枠組みの中で、中学校と違って変化のない小学校のクラブへの補助を行うことは適当ではないと判断しました。これから申し上げる件は、議員も当事者として御存じのことですので詳しく申し上げませんが、このことは、わくわくクラブの現場責任者からも、小学校クラブへの補助を中学校の地域クラブの枠組みの中で行うことに対して、明確に反対である旨の訴えを私のほうにいただいております。

この現場責任者の私への訴えがわくわくクラブの総意とは思っておりません。

以上です。

議 長（ 笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（ 百瀬 輝和） 私もそこ何回も聞いていますので、それに基づいて今回質問をさせていただいているんですが、その方は小学生クラブを入れるのは反対だと。それを村長に話をしに行ったんだと思いますが、今回の地域クラブ全体の話もされたと思います。

ただ、教育委員会から提示された資料の中では、わくわくの理事会の中では、小学生クラブもやっぱり含めてやったほうがいいよねという、これはちょっと後からまた質問しますので、話もあったということ、個人的な意見を村長は聞かれているということは御理解ください。

これはわくわくクラブの理事長、前理事長ですね、前理事長。今回の地域クラブの地域展開について、かなり尽力をされてきた方だと私は認識をしております。その方が進める内容でかなり動いてきた面もあったのかなという思いはありますけれども、先ほど村長が読まれた中のもう少し後の部分だと思いますが、理事長とも確認をしたという発言をされていて、ただ、それが11月のFCのジュニアの村長杯のグラウンドの場であった。それは反省しますというような村長発言もされております。

ただ、正式にやはりこれはわくわくクラブの前理事長に対して確認をする必要があったと私は考えますが、これだけ重大な案件であるので、グラウンドの立ち話なのか、椅子に座って話をしたのかよく分かりませんが、その場に私もいませんので、これはかなり不適切であったと村長も答えられているという。これ、正式な場でなぜ確認をしなかったのかというの

を村長に伺いたいと思います。

議 長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（ 藤城 栄文） 理事長に確認しようとは考えなかつたのかという御質問をいただきました。

議員からも御説明ありましたが、この点につきましては、3月議会において御説明申し上げましたとおり、理事長には確認を行っております。

また、なぜ正式な場で確認を行わなかつたのかという御質問につきましては、当時、私としては、前理事長であります、理事長とは率直に意見を交わせる関係性にあると受け止めておりまして、非公式の場においても、意思の疎通が図れるものと考えております。しかしながら、その判断は適切ではなかつたと反省しており、既に謝罪を申し上げたところでございます。

以上です。

議 長（ 笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（ 百瀬 輝和） そうですね。やはりしっかりと確認をしていただきたかったなどという。今、過ぎてしまったのでしょうかないんですが、そうすれば、少し方向性も変わっていたのかなという思いがあります。

2つ目は、村長が答弁している中で補助金の関係です。

2階建て構想の中では、わくわくクラブを通して運営補助金として各クラブに配っていくという。その中でクラブ独自、2階建てに部分は休日地域クラブが自主運営をしていくという構想だったと思います。ただ、その中で、補指導者謝金について、各クラブには村から各指導者に出す関係に今はなっていると思います。

その中で村長が、できたばかりの地域クラブで問題があれば村の責任になると、クラブの会計に不正が起これば村の責任になるという発言をされているわけですね。できたばかりのクラブに対して、その会計がしっかりとできるかどうか不安であると。この不正が起こるのを前提に決め付けた発言だったのかなという思いがあるんですけども、この指導者謝金の支払い方が、各クラブの規約では、各クラブごとに決めて払っていくという規約になっているんですよね。これは村が関わって源泉も行って支払う仕組み、これは2階建て構想とはかけ離れた形に今なっちゃっているわけですね。

これ、なぜ各クラブに運営補助金を渡して、各クラブが自主的に指導者謝金も払っていくという仕組みにできないんですか、これ。

もう一つは、村からの補助金、20万円まででしたっけね、各クラブが。それをオーバーしてしまえば、各クラブが教育委員会にその足りない部分を教育委員会に払って、そこから指導者謝金を払っていくという仕組みになっているんですよ。ちょっとおかしいと思うんですよね。クラブ運営を自主的に任せると言っている中では、この2階建て構想のクラブで自主的に任せていけばいいだけの話だと思いますが、村長の見解はいかがでしょうか。

議 長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（ 藤城 栄文） 不正に関しての御質問でございます。

近年、上伊那地域におきましても、幾つかの組織において、会計に関するトラブルや不適

切な事例が報告されている状況が見受けられます。こうした会計上の不正やミスは、必ずしも悪意のある個人によって生じるものではなく、多くの場合、組織の仕組みや運営環境に起因するものと考えられます。

今回のケースにつきましても、少なくとも次の4点において、仕組みや環境の見直しが求められる状況であると受け止めております。

1つは、会計担当者の交代が毎年行われるような体制では、どうしても引き継ぎが形式的になりやすく、また、会計に関する知識や経験が十分でない場合には、業務が属人的かつ不透明になってしまう傾向がございます。

次に、収支の内容が簡略的である場合、保護者の皆様にとって状況を正確に把握することが難しくなり、結果として不信感を招くおそれもございます。会計に関して、保護者が疑問や意見を述べにくい雰囲気があると、正当な指摘や改善への声が出にくくなってしまいます。相手を疑う意図がなくても、そう受け取れてしまうのではないかという懸念がその背景にあるものと考えます。

最後に、任意団体であるがゆえに法的な監査義務がなく、会費の使途などについても内部で完結してしまう傾向があるため、外部からの客観的なチェックが働きにくい状況にあります。

これらの点を踏まえ、今後、仮に公金をお預けする可能性を模索する場合、体制や仕組みの見直しをまずは御検討いただくことが重要であると私は考えています。

以上です。

議長（笛沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） これ、でも村内では不正は起こっていないわけですよね。小学生クラブ、私が所属しているFCジュニアなんかは人数が80人ぐらいいますので、会費等、わくわくクラブからの補助金は10万円しかありませんが、小学生クラブについては。年間400万円近い予算を動かしております。ただ、そこに本会の会計さんが2名つきまして、各学年でも会計さんがついている状態で、監査もしっかりと行われております。そういう中で不正を防ぐ工夫もできていくんだろうと思います。

自主運営をうたっているんですから、自主的にそのクラブにやっていただかなければ、いつまでもひもづけ状態でやっていかなければいけない。新聞では、6年先送りで平日以降まで持つていこうという形になっていますが、これはどこの地域でもやはりうまくいっていないんだろうなという思いがあります。初めてのことですし、またちょっとこれ後で教育長にも質問しますので、でも今後これ、ずっと村長、続けていくつもりなんですか。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 先ほども申し上げましたが、今後、仮に公金をお預けする可能性を模索する場合、体制や仕組みの見直しをまずは御検討いただくことが重要であると考えております。

以上です。

議長（笛沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 分かりました。しっかりと検討していただいて、良い方向で持つていけばいいなと思います。地域クラブが運営しやすい形を取ってあげるのが一番だと思

いますので、よろしくお願ひします。

3つ目です。最初、現場責任者というお話があつて、小学生クラブを一緒に考えるのはおかしいということです。これ、どこがおかしいんでしょうね。小学生、中学生、ジュニア、ジュニアユース世代、健全育成をどう考えて進めていくか。これ、いい機会だったと思うんですよね。村のスポーツ推進計画でも、この青少年のやはり取組、子どもの運動機会の充実、子どもを取り巻く地域スポーツ環境の充実というのがうたわれているんですね。

する、見る、支える。ここも広げていかなければ、村のやはり未来を担っていく人材をつくっていく。スポーツを通したり文化活動を通して、子どもたちに村に愛着を持っていくような関係をつくっていくというのが、やはりこの行政における私は責務だと思うんですよね。

これ、なぜ小学生クラブを一緒に考えるのがおかしいというふうになってしまったのかなというのがすごく不思議なんですね。本当にこの多感な世代だし、ゴールデンエイジと言われるぐらい吸収の速い世代なんですね。その育成をどう考えていくのか村長に伺いたいと思いますが。

議 長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（ 藤城 栄文） 小中世代、ゴールデン世代の健全育成をどう進めるのかという御質問でありますて、その前に、なぜおかしいと考えるのかという御質問もいただいておりますので、まとめて回答いたします。

本件につきましては、議員のお考えと私の見解にいささか違いがございますことから、十分に御納得いただける御説明を差し上げるのが難しい部分もあるかと存じます。重ねての御説明となり恐縮ですが、私といたしましては、中学校の地域移行に際して、新たに設けられる補助金の枠組みの中で、小学校、中学校、またジュニアユースといったより広範囲な健全育成全体について、地域移行と同時のタイミングで議論を進めることは、時間的な制約や対象範囲の違いなどから、必ずしも望ましい進め方ではないのではないかと感じております。

地域移行の機会を捉えて幅広い議論を行うべきとの御意見もあろうかと存じますが、現実的には、こうした議論を行うための十分な時間的な余裕を確保することが難しかったのではないかと受け止めております。

その根拠として、先ほど冒頭2年間をかけて答えを出したとの御説明がございましたが、私が予算に関する御相談を受けたのは、実際には2年目の秋でございました。もし時間をかけて広範な育成全体に関する協議が行われていたのであれば、その内容について、それこそ正式な場を設定していただいて、私にも何らかの説明があつてしかるべきと考えておりますが、こうした御説明はいただけませんでした。わくわくクラブの現場責任者に対しても、協議を重ねる時間も取れたと思います。納得していただけたのではないですか。

しかしながら、私はそれをもって話合いの機会を断つことはせず、この中学校の地域移行の問題とは切り離して、小学校への補助について検討することはできないか。言い換えれば、広範な育成全体について検討することはできないかという提案をさせていただきました。

それにもかかわらず、その提案が受け入れられなかつた理由については、今なお明確な御説明がないのは大変残念であります。

引き続き、広範な育成全体についてはこちらは教育委員会が所管ですので、教育長よりお答えをいたします。

以上です。

議長（笛沼 美保） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 百瀬議員、村長に続いて、私のほうからお答えします。

子どもたちの健全育成、当然ながらでございますが、小中世代、子どもたち多感という言葉、あるいはゴールデンエイジという言葉がありましたけど、心身の健全な育成についてということを、学校教育はもちろんでございます。また、子どもを真ん中にした地域づくりを担う社会教育の推進、そして、育ちの基盤となる家庭教育と合わせて、一人一人の子どものよさと可能性を伸ばすことを大事に進めてきています。スポーツ、文化活動もその中に位置づくというふうに思っています。

わくわくクラブが本村にあるというのは本当に強みであり、意義があるということを大事に思っております。小学生クラブ、中学生クラブ、スクールの各活動の支援、中学校の部活動との連携を通して、子どもたちの心身健全、育成、発達を図りたい。それは願いでございます。

休日クラブ、中学生の部活、休日クラブがスタートしましたが、基本理念を「地域の中で仲間と共に自分を磨く」と設定しましたのも、多くの方々と関わりながら自分自身の存在を確認し、自分を鍛え成長していく、高めていく、そういうことを願うところでございます。

議長、反問権よろしいですか。確認したいことがございますので。

議長（笛沼 美保） 確認ですね。内容の確認ということでよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの百瀬議員の質問について、内容の確認、反問の許可をしたいと思います。

教育長（清水 閣成） 時間は止まりますか。

議長（笛沼 美保） 止まりません。

教育長（清水 閣成） 議員、よろしいですか。後の質問の時間にも関わるので。

いわゆる2階建て構想、先ほど村長への質問のところにも、2階建て構想というのをどう考えるかというのはうんと大事にしたいな、そのすり合わせをすみません、この場になってしまったんですけども、2階建て構想ですが、中学生の休日の地域クラブについては、わくわくクラブの中学生クラブに登録する。今、12団体が登録しております。施設利用の調整、施設利用料の支払い、それから保険事務の手続、それから指導者研修会、主催は教育委員会が行いますけれども、のサービスを受けることができる。ここが1階部分というそういう私の認識ですが、よろしいですか。

2階建ての部分ですが、これが自主運営ですが、それぞれの休日地域クラブではクラブごとに規約をつくっています。会長、副会長、会計、幹事といった役員を組織しています。そして指導者を確保して、指導者謝金の受給金額を決め、会員からは月額の会費を集金する受益者負担をということでいます。

先ほどの村長との答弁、やり取りの中でも、いわゆる焦点は指導者の謝金についてということになるかなと思っています。実際には、わくわくを通しながらクラブ運営費というのが12のクラブに指導者謝金とは別に動いています。それは小学生クラブも一緒ですよね。そういう認識で私どもはいますが、よろしいですかね。ありがとうございました。

以上でございます。

議長（笛沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 教育長が言われたように、こういう形です。自主運営。ただ、ここに教育委員会が少し入って、謝金を今、払っているという状態になっていますよねということです。

次に行きます。

地域展開は先ほど言いましたが、うまくいっている地域が今のところ私は聞き及んでいない状態です。全国各地でいろいろな地域の特性を使いながら取り組んでおります。これ、なぜうまくいっていないのかなという思いがあるんですが、私は率直に考えると、この改革が大人の都合で進められているからなのかなという思いがあります。

国、文科省、スポーツ庁から、教員の働き方改革を進めなければいけない。そこに取つてつけたように少子化の対策もというような形で、中学生世代の子どもたちがそこに巻き込まれている状態なのかなというふうに思います。

ただ、その世代の子どもたちが今、スポーツや文化活動を行うために、学校の活動から切り離して考えていかなければ、これは上手くいく必要、要素がないよねという思いがあるんですね。部活でなくなるんですから、学校から離さなきやいけない。一番良い方法は、2年検討してきたんですけども、このひもづけがすごく邪魔をしているんじゃないかなという思いが、またちょっと後で質問しますが、部活動のガイドラインというのがあります。これは60ページぐらいあっていろいろな内容が書かれているんですが、その中で、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環としてというような書き方がされているからひもづけになっちゃっているのかな。自主性や自発的な参加っていうのが、これ一番なんじやないかなと思うんですよね。

12ページのところに、自発的な活動の場の充実に向けてということで、運動部活動だと文化活動、総合型地域クラブ等の地域の特性を生かして取り組むことというふうな書き方もされています。

南箕輪村は、総合型の地域クラブ、わくわくクラブというのが早い時期からできていて、村民の方たちのスポーツ文化のよりどころになってきた活動をされてきたのかなという思いが私は持っています。部活動のガイドラインっていうのを守つていかなければこの地域クラブはつくつていけないんですか、運営できないんですか。これ、教育長にちょっとお伺いします。

議 長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（ 清水 閣成） 部活動ガイドラインを守らないと地域クラブへという、その関係性だと思っていますが、お答えします。

現在、転換期ということで、平日は部活動を行っています。休日は先ほど申し上げた12のクラブ、あと、現在14の部活動が動いていますけれども、2つのクラブは土日にやらなければなりません。あるいは上伊那エリアのほうに出かけて行って、陸上なんんですけど、そこで活動しているそういう状況がございます。

部活動は学校教育の一環でございます。それから、休日の地域クラブは社会教育活動の一環でございます。先ほど議員、村のスポーツ推進計画のお話をされましたけど、子どものスポーツ環境の充実、子どもたちの運動等々の充実、それから子どもを取り巻く地域スポーツ環境の充実、これを大事に据えています。具体的なところは今はお伝えしませんけど、そ

いう環境を整えるという上で、部活動あるいは休日の地域クラブは位置づいている、私はそういう認識しております。

その中で、部活動に関しては、ガイドライン今までもありましたが、この3月にもう一回構成し直したと、そういうことでございますので、そこはガイドラインでございますので、その方向でお願いしたいというそういうことで言います。守らなければいけないっていう、そういう言葉は私、重ねませんが、子どもたち、それから部活動は教職員が関わりますので、そこの関係の中で遵守の方向を大事にしていただける、そう思っています。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 必ずしも守らなくてもいいんだということで理解しました。

地域クラブの展開をするのに、今まで部活動イコールジュニアユースという形の中でスムーズにこれはできていて、朝練の禁止が文科省あたりから発表されたときも、ジュニアユースだからそこは何とか逃げられるかなということで、朝練もされていた部活もあったと僕は認識しているんですが、そういうひもづけがあるとなかなか活動がしにくい面があるんだなという思いがありますけれども、この後言う問題点もちょっと聞くようになっていますので、時間の関係なんかもかなり出てきたと思いますが、この地域展開をしていく上で、子どもたちが何を求めているのかなという視点が少しおけているのかな。

最初に言ったように大人の都合だけで下りてきた内容で、子どもたちがこのスポーツだとか文化活動に対して何を求めてどうしていきたいのかというところの視点が少しおけているのかなという思いがあります。保護者会も責任を持って自主運営していけば私はいいと思うんですよね。教育委員会はいつまでもひもづけにしておく必要はないんだろうなと。

授業感覚でやっているからなかなかうまくいかない。子どもたちが求める本当のこのクラブというものにしていかなければいけないと思いますが、教育長の意見、どうでしょう。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

今までジュニアユースイコール部活動ということで動いてきました。先ほどの言葉尻を捉えるようで失礼なんですが、逃げるという言葉を使われて、子どもたちがもう朝やって夕方やって夜までやって、冬場も夜遅くまでやって、そういう状況がジュニアユースという立ち位置を使いながらやってきた現状があります。

ただ、子どもたちの体の面とか、あるいはその指導者の時間、負担等いろいろ鑑みる中で、中体連のほうで、例えば週11時間以上を基本とする、練習時間ですね。そういうのが打ち出されて、それ以上は大会に出られないというそういう縛りというか、それがガイドライン的なものなんですけれども。ただ、ハイシーズンにはそれを超えるという状況もあり得るだろうし、だから、それを踏まえながら今の部活も、それから休日の地域クラブも動いています。

だから、子どもたちの願いとしては、自分たちはうまく上達したい。いい指導者と巡り合って。それをうんと大事にしながらなんですかけれども、施設利用等々も含めながら、時間的なものというのはやっぱりそれを根底に置いておかなければいけない、私はそう思っています。

子どもたちの願いなんですかけれども、休日の地域クラブに求める、期待することについて長野県全体で令和5年に行ったアンケートの結果ですと、学校の部活動と同じ活動ができる、専門性の高い指導が受けられる等がうんと高い割合になっております。

議員お読みになったと思うんですが、令和7年2月、今年の村報みなみみのわでは、中学生の生徒の言葉が載っています。ちょっと時間がありますので、1つ御紹介します。

地域の指導者の皆さんが長く指導に関わってもらえると、一貫性のある指導を受けられるのでうれしい。あるいは、4月の発足会があったときに、あるクラブの代表は挨拶文、これすぐ一配信していますので略しますけれども、もっと前向きにしっかりやりたいと、そういう意気込みというか、気概を感じることをその生徒さんは答えています。

そういうようなことを踏まえながら、この仕組みの中で子どもたちはしっかりやっています。そして、4月を迎えてスタートして、今を迎えていたる。そういうふうに私は認識しています。

ひもづけという言葉っていうのは、何とも私はどうかなというふうに思うんですけども、今後、平日の部活動が地域クラブになっていく。もうできるところから、それはそういうふうに動いていくというふうに思っていますので、国は6年、3年の3年とか計画を持っていますけれども、村の中ではできるところから。

平日それから休日も含めた、例えば何々クラブとなっていくと、それが議員おっしゃるジュニアユースというふうに私は思います。村長もそのところはしっかり受け止めていただいているというふうに思っています。そこを見通しながら、今動いているところでございます。

転換して今、3か月近くを迎えているところなんですけれどもというところでありますので、部活動の今後の展開を、それを大事にしていきたいと思っています。

以上です。

議 長（ 笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 次に行きます。すみません。教育長の考えも村長のお考えも同じ方向を向いているんだろうなという思いで聞かせていただきました。

協議会が、第1回目が開かれたと思います。私もちよつと資料を頂きました。この中で出された意見って、教育長的にはどんなふうに捉えましたか。

議 長（ 笹沼 美保） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願ひします。大きく分けて2つでございます。

1点目ですが、教職員の兼職兼業についてでございます。

教職員の時間外勤務時間、月45時間以内が望ましい。これは、大事な働き方改革も含めて大事な点というふうに思いながらでございますが、休日の地域クラブで依頼できる指導時間の目安を教えてほしいという、そういう要望でした。このことにつきましては、平日の学校勤務で1日1時間45分の時間外勤務とすると、月20日とした場合に、約35時間が部活動の時間になります。そうすると、休日のクラブの指導時間が45から35を引いた時間というふうになるかなと、数字上のところですけれどもなります。

続いて、兼職兼業の先生方の異動において、地域指導者の確保が心配。教職員は異動しますのでということで、それについては、村独自の指導者バンク等の準備をしてほしい、そういう要望ですが、村の教育委員会とわくわくクラブが連携しながら対応していきたいという。

それから2点目でございますが、わくわくクラブに関しての質問が多く出されました。

例えば、わくわくクラブの会費は何に使われているのか、どう使われているのか教えてください。会費を求める際に、わくわくクラブの会計報告を示してもらえると、今、活動を前

に進めるためにそれがあると見通しが持ちやすい、そういう意味合いだというふうに理解していますが。それから、地域クラブ指導者のわくわくクラブの会費について、減免、免除あるいは補助はできないか等々の意見が出されました。わくわくクラブの理事長さんとマネジャーさんも協議会におられますので、2人から丁寧に説明をいただきました。

今の質問を受けながらですけど、今後の教育委員会とわくわくクラブ、それから地域クラブの間の関係について、まだまだ説明不足といいますか、もっと御理解をいただく点が必要かなというふうに思っていますので、そこを丁寧に、今後も連携を取りながら共通理解を進めたいなというふうに思っております。

協議会に関しては以上でございます。

議 長（笛沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 私も読ませていただいて、やはりわくわくクラブへの何か意見が結構多かったんだろうなと。理解されない部分というのか、今までもわくわくクラブを通して施設利用だとか運営費だとかいろいろ補助を、会費以上に中学の部活動には返していたと思いますので、そこは理解されていない保護者の方たちが多いのかなという思いがありました。

それで、先ほど教育長が言っていましたが、平日も含めてジュニアユースに移行できるクラブはしていきたいというようなお話があったと思います。今後について、教育長が描かれるこの地域クラブについて、私はもう早くからできるところはそうしていくべきだということは言わせてもらっていたと思いますが、自主運営をしながら、会費等、村の補助金で自主的に運営できる体制をつくっていくべきだと思うんですが、教育長の今後の子どもたちが求めるクラブにしていくための構想というか、あれば教えていただきたいと思います。

議 長（笛沼 美保） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お答えしますが、1点、議員さん確認させてください。

わくわくクラブへの会費はわくわくの運営費として使われている、そういう理解で私はいますが、よろしいですか。

7 番（百瀬 輝和） 基本的にはそうですね。

教 育 長（清水 閣成） なので、会費がそのまま動いて、補助費になっていくわけではないという、そこは確認しておきたいなと。お願いします。

今後の進め方についてですが、先ほどお伝えしました2階建て構想、そこが今、動き出していると。少しその指導者謝金の関係で、わくわくクラブさん、あるいは議員さんの考え方とずれがあるというのは承知なんですけれども、本年度、村からの補助金が、村からスポーツ文化活動運営協議会を通じながら指導者謝金、それは先ほど申し上げたとおりです。

指導者謝金の支払い業務、学校の部活動との連携、各クラブの相談窓口等の業務につきましては、この3月に設置しました南箕輪村中学生スポーツ文化活動運営協議会が行っています。事務局は教育委員会社会教育係で担っているところであります、私が会長として位置づいていますので、お願いします。

この部分は2階建て構想の部分には含まれておりませんけれども、休日の地域クラブの自主運営をサポートする運営団体というふうに位置づけています。

また、先ほど申し上げましたけど、今後のジュニアユースクラブに関してはそこを展開していくと、そこを大事にしていきたい、そう思っていますのでよろしくお願いします。

議長（笛沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 平日も含めて、やはりできるところはもう移行してしまったほうがいいと思います。ただ、その中でやはり課題っていうのが始まったばかりなので、小学生クラブについてはちょっと歴史があって、長い年月、保護者会も立ち上がってしっかり強固な保護者会で運営できているクラブが多いと思います。

中学については、そこまでできていないという。私もこの部活に関わった年があります。1年間関わらせていただいて、平日も休日も見させていただきました。そのときは、やはり学校との壁、見えない壁という言い方はちょっと失礼かもしれないですが、少し教員の皆さんと民間で入っている私、指導者との壁があったかなという思いがあります。そこら辺をなくしていくかないとなかなか地域の指導者の方たちが育っていくかのかなと思いますし、今の小学生クラブに関わっている中では保護者の方たちもいろいろな方たちがいて、指導者を名指しで非難される方たちもいますし、指導者もしっかりとそのスキルをアップして勉強していくかなければいけないし、子どもたちの環境をどうするかという形の中で指導者もいると思いますし、村もそうだし、わくわくクラブもそういう方向で進んでいると思います。

ですから、この中学世代の子どもたち、ジュニアも含めたジュニアユースクラブが村の中でどう成長させていくのか、クラブ運営をしていきやすいために村としてどうするのかというのが今、問われているんだなと思います。

ですから、保護者が関わるのは、中学世代まで保護者が関わると思います。高校になるともう関わりませんので、小学校、中学を、保護者も含めてスポーツ、文化を通して楽しんでいただけ環境をどう村がつくっていくのか、そこにわくわくクラブが入って協力をしていくのかということが今、問われていると思います。

やはり授業とは違うので、このひもづけはなるべくやめていったほうがいいんだろうなと思います。ガイドラインがありますけれども、必ず学校の教育システムを取り入れながらひもづけをしているというような形になっていますので、そこはしっかりと考えていただきたい。

いろいろ村長にも聞きましたけれども、村長もそのことはしっかりと考えていただいて、教育委員会の検討してきたこと、先ほど村長、お金の話は後のほうになって聞いたばかりですすり、わくわくクラブとしてもそこを聞いたのが昨年の秋でしたね、たしか。これも国、県の方針がなかなか運営費の補助についての見通しが立たずに、そのことが示されないまま動いてきたというのが事実だったと思います。別に教育委員会を僕は補佐するわけではありませんけれども、そういうことで村長まで話がなかなかいかなかつたのかなということもあります。コミュニケーションが少し不足していたのかなという思いもありますので、よろしくお願ひします。

最後にですが、論語の中の孔子の言葉です。政の要諦を村に置き換えると、職員が喜んで使えるような政治を行えば、その名声を聞いて遠くから人材が集まり、村の力になるという言葉です。近いものが喜んで、遠くのものが聞いてここへ来てくれるということだと思います。ですから、職員の皆さんもしっかりと村民のために働いていただきたいと思いますし、議会としても、村民の声をしっかりと聞いて行政に反映できるように私も働いていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わります。

議長（ 笹沼 美保） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

先ほどの教育長から百瀬議員への質問は反問権の適用となりますので、今後は発言に注意願います。

ただいまから、午後1時30時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時30分

議長（ 笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、西森一博議員。

1番（ 西森 一博） 議席番号1番、西森一博です。通告書でお渡ししてある3点の質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、消費税の減税について質問をさせていただきます。

最近、物価高騰の影響で、暮らしが苦しくなってきているというような声を聞く機会が多くなってきています。特に、食料品や光熱費といった日々の生活に欠かせない支出の負担が増えております。高齢者や子育て世代などを中心に不安の声が広がっている現状があります。こうした生活の厳しさは全国的な問題となっており、今度行われます参議院選挙を前に、各政党で消費税の引下げをめぐる議論が活発になってきているところであります。

一方で、消費税は国だけではなく、地方にも分配される仕組みとなっております。現在10%のうち、2.2%は地方消費税として市町村に配分されているわけであります。この消費税が減税されれば、住民の家計は多少楽になる一方で、自治体の財源には一定の影響が及ぶと考えられます。当然、本村にとっても、この地方消費税は重要な財源の一つであります。

そこで、現行制度を前提として、仮に消費税が5%に引き下げられた場合、どの程度の減収が見込まれるのか。こういった質問をさせていただきます。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 議席番号1番、西森議員の御質問にお答えをいたします。

消費税減税について、仮に消費税が5%に引き下げられた場合、どの程度の減収が見込まれるかという御質問でございます。

令和7年度一般会計予算における地方消費税交付金は、4億1,000万円を見込んでおります。ここで、仮に消費税率が現在の10%から5%へ引き下げられた場合について、あくまで仮定の試算とはなりますが、消費税が5%だった時代と同様の制度設計に戻ることを前提といたしますと、地方消費税率は現在の2.2%から1.0%へ引き下がることになります。本来、地方消費税交付金の具体的な配分額は、国勢調査などの指標を用いて各市町村に算出、配分されるのですが、今回は簡易な試算として、令和7年度予算額を基に単純計算を行った場合で申し上げます。

村への交付額は約1億8,600万円となり、現行の見込額の4億1,000万円に比べて、約2億2,500万円減となる見込みです。パーセンテージでいようと、55%の減額となる見込みでございます。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。やはり、半分以上減収になることが分かりました。やはり消費税を下げれば非常に楽になるんですが、地方財政にはかなり痛手となることが明確に分かるかなというところであります。

地方消費税は社会保障の財源として用途が定められておりますが、消費税が減少した場合、本村の予算全体にどのような影響が及ぶのか懸念されるところであります。特に福祉、教育、子育て支援といった住民の生活に直結する事業について、見直しや縮小する事態が生じないか心配されるところであります。

仮に消費税が減収となって、なおかつ国からの補填がされなかったとした場合、村の事業に与える影響と財源確保の対策はあるのかをお聞きいたします。

議 長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 地方消費税が減収した場合、そして、国からの補填がない場合、村の事業に与える影響と対策はという御質問でございます。

議員からも御説明ございましたが、消費税が5%から8%、さらに10%へ段階的に引き上げられた分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされており、令和7年度の本村の予算においては、地方消費税交付金4億1,000万円のうち、2億2,960万円を実際に社会保障関連経費に充てております。

仮に消費税が5%に引き下げられた場合、地方消費税交付金も大幅に減少することが見込まれ、現行の社会保障施策に要する経費を金額として下回る結果となります。その場合、地方消費税交付金の全額を充てたとしても、必要な財源を賄うことは困難であるというところでございます。

国から代替措置が講じられなかった場合でございますが、私たち南箕輪村を含む地方自治体においては、各種事業の見直しや縮小、あるいは延期などの対応を検討せざるを得ない状況が想定をされるところでございます。

そのような場合におきましても、子育て支援や福祉施策をはじめとする基礎的な住民サービスの水準を維持し、住民生活への影響を最小限に抑えるよう、慎重かつ計画的に村としては対応を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（ 笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。やはりそれなりの影響が及ぶということが分かります。でも、一応、村としては影響が出ないような形を取りたいということで、お答えいただいたことはありがたいなと。ただ、参議院選も控えてどのような結果になっていくか分かりませんので、もしかしたらこういった事態も起こりかねんかなというところで、今回、質問させていただきました。

次に、子どもの居場所づくりについて質問をさせていただきます。

近年、子どもが安心して過ごせる居場所づくりの必要性が全国的に高まっております。放課後や休日に安心して過ごせる場の確保は、地域社会全体で取り組むべき重要な課題であります。村長の施策にも居場所づくりの推進が挙げられており、公民館の活用もその一環として位置づけられております。地域資源であります公民館を活かし、子どもたちの居場所として機能させていくことは、費用面や地域とのつながりの観点からも有効な取組だと考えられ

ます。

一方で、公民館を子どもの居場所として活用していくには、設備の整備、人員の体制、地域の理解、協力など、様々な課題も想定されます。

そこで、公民館を子どもの居場所として活用する上でどのような課題があるか、お考えをお聞かせください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号1番、西森一博議員、子どもの居場所づくりの中で、公民館を子どもの居場所として活用する上でどのような課題があるかについてお答えします。

こども家庭庁が、子どもの居場所づくりに関する指針を令和5年の12月に策定いたしました。この指針策定の背景には、社会構造や経済状況の変化により地域のつながりの希薄化、また、少子化の進展により、子ども・若者が居場所を持つことが難しくなってきている。子ども・若者同士が遊び、私は群れて遊ぶという言葉が好きなんですが、いわゆる遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、子ども・若者がコミュニティの中で育つことが困難になってきている、があります。

この指針の中の文を少し引用させてください。

子どもの居場所とは、子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性、全てが子ども・若者にとっての居場所になり得る。居場所とは物理的な場だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り入れるものであると。こうした多様な場が子どもの居場所になるかどうかは、一時的には子ども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっていると。その場合は、対象を居場所と感じるかどうかは子ども・若者本人が決めていくということでございます。そこでどう過ごすか。子ども・若者の主体性をどう大事にするかが求められているとされております。

村のこども計画策定に関する住民アンケートの中で、ほっとできる、安心していられる場所はどのような場所かという問いに、中学生と小学校高学年の子どもたちは、一人で過ごせたり何もせずのせずのんびりできるや、好きなことをして自由に過ごすことができる。それから、いつでも行きたいときに行ける。小学校低学年では、静かに勉強できる。友達や家族とたくさんおしゃべりができると回答した割合の子どもが高い状況があります。

また、子どもの居場所に関する指針と重なると考えますが、教育委員会では、村の教育方針、示す姿として、「故郷をため込む」という言葉を大事にしております。地域の方と関わり、あるいは地域活動などを通して故郷をため込む、そうやって子どもたちを育てたいなど、そんな願いを持っているところですが、このようなことを基に、公民館がこうした場として活用できるか、今後、具体的に検討を深めていきたいなと考えております。

運営する側の課題としてなんですが、議員も触れられましたが、人材の確保が一番に挙げられます。村の公民館は、今年度から集落支援員さんのお力をいただく配置をしました。通常の公民館の管理業務をしながら、子どもの居場所をどう進めていけばいいのか検討してまいります。

現在のルールの中でどのようなことができるのか、また、具現・実現するためには、条例等の例規を改正する必要があるのか、引き続き検討してまいります。

次に、各地区の公民館、コミュニティセンターでございますけれども、現在、南原区では

楽集会、あるいはここから、ここカフェ、それから中込区でも子どもが集える場、集いを提供していることを承知しています。また、神子柴で展開されているかま塾も大事な居場所となっております。

こういった活動の中でも課題だと思うのは、やはり先ほどと重なりますが、携わる人ではないでしょうか。子どもたちと良好な関係を築ける人材が必要と考えます。

人材不足の解消に向けてなんすけれども、ボランティアの方の育成やスタッフの確保、地域の方々と連携などが考えられます。また、地域住民の方の理解、ここもうんと大事なポイントかなと思うんですけども、それと協働も必要だと考えます。地域の方々に居場所づくりの目的や必要性を理解していただくために、広報も大事な営みというふうに考えます。

子ども・若者の声を聞く。以前、南原のコミュニティセンターでいわゆる教育支援センターが中間教室を開いて1年以上になるんですけども、そのスタッフの方が子どもたちの声を聞いているかと、親御さんの声を聞いているかと、そういう投げかけを私はお預かりして、今、南原のコミュニティセンター、だんだんクラブと言いますが、検討期間に入っているところでございます。

そのようなことを含めながら、本当に子どもたち、若者のニーズに合わせた活動内容というのをやっぱり整えていく必要があるかなというふうに思うところでございます。それによって子どもたちの利用がよりなされるのかなということ、そういうようなことを関係の方、関係部署で考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（笛沼 美保） 西森議員。

1番（西森 一博） ありがとうございます。やはり地域コミュニティが希薄化していく中で、これは教育委員会だけの問題ではなくて、地域全体の問題だと思っております。村と地域がそれこそ協力してこの子どもたちを守るというか、居場所をつくっていくということは非常に大事だなと思っております。

では、次に移らせていただきます。

上伊那地域全体で見ても、子どもや若者が自由に集まって安心して過ごせる場所が不足している現状があるのかなと思われます。若者たちが自分を表現し、仲間とともに過ごせるような場づくりというのは、地域の活力にもつながると考えられます。

こうした背景も踏まえて、大芝高原でのスケートボードパーク整備は単なる遊び場ではなく、若者たちの新たな第三の場所として期待されるものでもあります。多様なニーズに応じた選択肢の一つとして捉えられています。

令和6年3月議会の私の一般質問で、令和7年度に向けて、こちらのスケートボードパークの整備を再検討するとの村長答弁がありましたが、こちら第三の居場所として、スケートボードパークの必要性は高いなど私は感じるところではありますが、現在のその再検討の状況をお聞かせください。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） スケートボードパークの再検討の状況について御質問をいただいております。

南箕輪村大芝高原施設整備計画では、令和7年度、今年度に再検討を行うと示しております。本年度におきましては、建設の実施の有無について改めて検討を進めてまいります。検

討に当たっては、計画策定時から変化した社会情勢を踏まえ、整備に関わるイニシャルコストや継続的な利用者の確保、維持管理面の課題を総合的に考慮してまいります。

昨年度まで、県の地域発元気づくり支援金を活用し実施したスケートボードイベントRide on Time in 大芝高原では、3年間でスクール参加者は延べ195名に達したというところでございます。これらの実績も踏まえまして、教育委員会や関係団体、開発公社の関係者とも協議をし、計画の再検討を今年度進めてまいります。

あわせて、老朽化が著しいプール跡地の利用についても検討対象とし、包括的な施設活用方針の策定に取り組んでまいります。

居場所として私も整備していきたいという意向はありますが、課題としては、やはり求められているスケートボードパークの予算規模が、村の予算規模と比較してちょっと大変大きいかなというところが課題でございます。うまくいくかは分かりませんが、ほかに財源を持っている他団体さんに今、私のほうで働きかけも行っておるというところでございます。

まずは今年度、大芝高原施設整備計画を再検討して、その中で方向性を固めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（ 笹沼 美保） 西森議員。

1番（ 西森 一博） ありがとうございます。まだこれから検討だということなので、また結果が分かれば、また教えていただければなと思います。

ただ、最近、スケボーを道路とかでやっている子どもたちが目につくようになっております。そういう背景もありますので、ちょっと前向きに考えていただければなというところであります。

次の質問ですが、近年では、オンライン上にも居場所をつくるという視点が注目されています。例えばフリースクール、信州あそびの学園、学びの杜いっぽ！さんでは、マイクラフトを通じてつながった子どもたちがそこから関係を築いて、現実の世界で、こちらで会って交流を深めるという事例も見られております。こうした仮想空間の活用は単なる遊び場にとどまらず、社会とのつながりの第一歩になり得るかなと思われます。

現実の居場所に加えてオンラインを居場所として整備することも、多様な子どもたちのニーズに応えるために必要な視点だととも考えられます。

そこで、オンラインを活用した子どもの居場所を村でもつくってみてはいかがかなという質問になります。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（ 清水 閣成） 西森議員、オンラインを活用した子どもの居場所を村でつくってみてはについてお答えいたします。

最初、通告書をお預かりしたときに、コロナ禍のときとか、あるいは学校に行きにくさを感じる子どもたちにとって、学びの継続あるいは保障という観点、また、人とつながっていくということで、いわゆるオンラインを活用した居場所についてというふうに私、受け止めてしまいました。

今、議員のお話を聞きながら、自分の認識不足と自戒している面がございますが、今申し上げましたオンラインの活用によって、休みが続く児童がクラスの仲間と授業などでオンラインを通してつながってだんだん登校していく、そういう例が本村でもございます。

また、現在検討中なんですけれども、不登校児童生徒も指導要録上の出席扱いに関するガイドラインを今、村で整えているところでございます。文科省からいろいろ通知が出ているんでございますが、いずれにしましても、オンラインを活用したつながりを深める、つながるための活用というふうに私は受け止めております。

議員お話しのマインクラフト、広く考えますとメタバースかなという、私はまだ勉強不足な点があるんですけど、メタバースと受け止めていますけれども、インターネット上に構築された仮想空間を利用して、現実世界に近い体験とかコミュニケーションを楽しむと理解しています。マインクラフトの利点があるわけです。利点としては、想像力が増すとか、あるいは計画性が身につく等がありますけど、逆に攻撃のシーンがあったりとか、かなりのめり込む、夢中になってしまふという言葉を私はあえて使いますけれども、そういうリスクもあるかなというふうに思います。

地域の中で子どもの居場所を改めてこう考えたときに、人とつながる体験、物事を求める体験などなど、先ほどの言葉、私は故郷をため込むと申し上げましたけど、そういう観点で考えたときに、信州あそびの森、駒村さんの営みを重々承知しているつもりでございますけれども、こども家庭庁の子どもの居場所づくりに関する指針の中にも、SNSやオンラインゲームの空間が居場所となったように、今後の技術の進展が新しい居場所をつくる可能性もあるというふうにうたわれているとしていますけれども、現時点でオンラインをというか、インターネット上に構築された仮想空間を利用してというその居場所を整えていくことは、私の中では難しいかな…と言いましょうか、私自身の今後の課題というふうに受け止めておりますが。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（笛沼 美保） 西森議員。

1番（西森 一博） ありがとうございます。そうですね、なかなかまだまだというところもあると思います。

私、伊那まちB A S Eでやっていますマインクラフトの、毎月1回かな、マインクラフトを子どもたちを集めてやっているんですが、それをちょっと見学させていただいた経緯もあります。20人ぐらい来ていまして、その場だけでしかやらないんですが、そういったような取組もずっとやられてたりもするので、それを見たときに、なかなかいいなと思いながら見させていただきました。

例えば、学校で使っていたタブレットですね。あれが更新となって出てくると。先ほどの公民館の居場所づくりにもつながることもあるんですが、そういったところにも貸出しをしていただくことで、公民館ではやってみてもいいよなというのもあるのかなと思いました。

やはり、オンラインっていうところは時代に合わせていく部分ではあるかなと思っておりますので、前向きな検討をお願いできればなと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

安心安全な地域づくりについて質問させていただきます。

物価高騰が続く中、生活の厳しさから、治安の悪化を心配する声も聞かれてまいります。近年は闇バイトによる特殊詐欺や強盗殺人といったような重大な犯罪も報道されており、いつ誰が巻き込まれてもおかしくないといったような不安が地域にも広がってきているのかなと思われます。

今回、この質問をさせていただくに当たり、中込区で防犯カメラ設置の取組が動きがありまして、そういう面から、今回質問させていただいた部分もあります。防犯意識の高まりが感じられていくことはいいことでもありますし、この防犯カメラ設置の際に、警察の関係者ともちょっとお話をさせていただきました。

警察の方によれば、防犯カメラというのは、犯罪の抑止や当然、証拠の確保のときには有効であるというお話を聞きさせていただきました。一方で、個人宅へ防犯カメラを設置する際には費用負担などがあり、個人で導入するにはいささかハードルが高いという面もあるのかなというところがあります。

そこで質問なんですが、この個人宅に防犯カメラを設置する際に費用の一部を助成してみてはどうかという質問になります。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 安心安全な地域づくりについて。まずは、個人宅に防犯カメラを設置する際の費用を一部助成してみてはという御提案をいただいております。

防犯意識の向上と犯罪の起きにくい社会の形成は、重要な施策の一つであります。その対策として、防犯カメラは犯罪の防止や早期解決に寄与する有効な手段であると考えております。

防犯カメラの設置に関しては、まずは、長野県の長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業などをはじめ、市町村ごとに補助制度を設けられておりまして、例えば、塩尻市、茅野市、川上村、野沢温泉村などは、地区や団体、商店街、個人宅などを対象に補助が現在、実施されておられます。補助額については、団体で最大25万、個人宅では2万円から3万円程度が支給されているところであります。

こうした中、本村の刑法犯認知件数は令和6年に63件と、前年の令和5年から26件増加しております。防犯カメラの設置は、議員からもありましたが、犯罪を抑止する心理的効果を持つとされております。また、万一事件が発生した場合にも、映像記録が証拠となることで、警察による迅速な解決につながることも期待されます。

本村においては、保育園や観光施設、地下歩道など、一部の公共的な施設に設置をしておりますが、今後は、通学路や人の集まる場所など、さらなる重点箇所への設置が求められていると感じています。

他市町村にならい、地区や個人を対象とした補助制度の導入についても担当課では検討しているところでございます。住民ニーズの把握を行いながら、防犯カメラの目的や設置場所、機能面の適正性、そして、プライバシーの配慮を十分に検討した上で、安全対策全体の一環として制度設計を進めてまいりたいと思っておりますが、全体の施策や予算とのバランスもありますので、今後、一つの検討材料として検討を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（ 笹沼 美保） 西森議員。

1番（ 西森 一博） ありがとうございます。前向きに検討していただければなと思います。

続きましてですが、消防団についてになりますが、消防団は地域防災の中核として重要な役割を担っております。団員の確保は年々困難になってきている現状がありまして、中込区

や大芝区では団員の不足が深刻化しております。

少ない団員への負担が増しているのが現状かなというところでありますと、消防団全体を見ましても、団員の多くを村の職員が占めているというような現状があります。災害時には本来の業務に従事する必要がありますので、消防団としての出動が難しくなるケースも想定されるわけであります。

こちら中込区では、令和7年の4月時点で、20歳から39歳の人口が僅か36人という状況になっております。これは、消防団で活躍していただける対象の年齢が非常に少ないと現状があります。仮に49歳まで対象を広げたとしても、子育てや仕事などに忙しい世代でもあります。勧誘が難しいというのが実情であります。この中込区の危機的な状況を住民に伝え、現団員と協力をしながら、入団につなげる取組を進めていっている段階ではあります。

しかし、個人や家族との時間を大切にする、そういう価値観が現在広がる中、以前に比べて、入団を促していくことはより一層難しくなっております。こうした現状を踏まえますと、消防団の今の部の体制、この統廃合や定数の見直しといったものを考えなくてはいけないのかなというところで、質問に代えさせていただきます。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 消防団の統廃合や定数の見直しはできないかという御提案でございます。

南箕輪村消防団は村内12地区を5分団11部に編成し、地域防災の要として活動しておられます。北原区は戸数が少ないため、大泉区と合わせて第5分団第1部を構成しておられます。条例定数は本部を含め230人ですが、令和7年4月1日現在の実員は179人、うち基本団員は132人、機能別団員が47人で、基本団員の割合は73.7%であります。機能別団員は、退団後も災害時に限って出動する予備的な団員の皆様であります。

これを平成28年と比較いたしますと、団員数は平成28年の290人から30人減少、基本団員は55人減少し、機能別団員は25人増加しました。これは、幹部団員が退団せず機能別団員として残ることで、団員数を維持している状況を示しているというところでございます。

団員確保は全国的に、また全区共通の課題でありますと、特に第1分団第3部、議員からも御指摘ありました中込区や第5分団第2部大芝区では実動団員が著しく少なく、将来的に対応が困難になる懸念がございます。また、最も大きい北殿区第2分団第1部でも、定数38人にに対し20人しかおらず、こちらは、11部中で最も充足率が低い状況となっております。

このような現状を受け、消防団では団員募集に努める一方で、区長会等を通じて区への協力も呼びかけております。しかしながら、全体的に厳しい状況が続くのではないかと見込んでおるところでございます。

御質問の、これまで将来課題とされてきた部の統廃合や定数見直しについても、今後は現実的な課題として本格的な検討が必要です。ただし、団員数の減少による部の廃止は、その地区の消防力の低下、ひいては村全体の防災力の低下につながるため、慎重な対応が求められる感じます。

消防団体制を維持するためには、柔軟な組織の見直しとともに、消防委員会を中心に関係者の意見を丁寧に聞きながら、地域での消防力の補完策を含めた検討を進めていく必要があると思います。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 西森議員。

1番（西森 一博） ありがとうございます。そうですね、かなり現状は厳しいですし、将来これから10年後消防団が維持できるのか、かなり怪しいのかなと私は思っております。ですので、もう現時点で、もう現時点でも遅いかも知れないですが、かなり強力に進めていかないと、今後かなり大変なことになってしまうのかなと思われます。

こういった消防団ですが、消防団に全てお任せというのもどうかなというところもありまして、この消防団に参加していただく際には、消防団のことが分からぬという住民が結構多いんですね。そうしますと、この住民の参加しやすい体制づくりが必要なんではないかと私は考えるところがあります。

例えば、団員の方が子どもと一緒に訓練に参加できるような仕組みづくりや、地域住民による消火栓の点検、今まで消防団に全部お任せといったところがありましたけれども、例えば、自分の住んでいる、居住している部分近くの消火栓は例えれば組内で点検するなど、地域住民を巻き込んだ形とか、あとは地域を、今まで災害時とか何かしらの事態に応じて出動する機能別消防団だったんですが、この地域を限定したような機能別消防団の導入や、あとは、もう一ゼロではなくて入団する体験会みたいな、まずは体験して、それでこれだったら合うかなって思えば入団っていう形を取れるような、入団の前段階のようなものを設けるなども必要になるのではないかと私は思うところあります。

こうした消防団の活動に住民の方が参加しやすい組織にすることが大切だと考えるところがあるんですが、村長はどうお考えになるかなということでお聞きいたします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 消防団の活動に住民が参加しやすい組織にすることが大切だと思うが、村長の考えはという御質問でございます。

具体的な案を示していただきました。地域を限定した消防団、また、消防団の入団体験、大変すばらしいアイデアであると思います。担当課の危機管理課を中心にぜひ検討を進めていっていただきたいと、今、純粋にお話を聞きして思ったところでございます。

全国的に消防団の組織維持と団員確保が大きな課題となる中、本村でも同様の問題に直面をしていると感じています。先ほど議員からもありましたが、就業や育児と両立が難しいことから、特に共働き世代や子育て世代にとって参加のハードルは高いのではないかと感じています。ここは議員と同じ認識であります。

さらに、地域コミュニティの希薄化も背景にありまして、団員同士の顔の見える関係づくりも、昔に比べると一層難しくなってきていると感じます。

これまで本村では、機能別団員制度の導入や待遇改善など、負担軽減や柔軟な形に柔軟化を進めてまいりましたが、実際は組織の強化や団員確保にはつながっていないというところが結果でございます。

そこで考えるのは、やはり消防団の役割や重要性を住民に広く理解していただくこと、当たり前のことでございます。命と財産を守る存在として消防団が地域にとって不可欠であることを、団、村、区が連携して丁寧に周知していくことが必要であると感じております。また、団員のライフスタイルや就業環境に配慮した活動の柔軟化も一つ必要な点かと思ってお

ります。

また、若者や女性の参加を促すためには、消防団活動の内容や魅力、地域貢献の意義を具体的に伝える広報についても、より強化が必要であると思います。やはり、誇りを持って活動できる魅力的な組織でなければ、参加の促進にはつながりません。まずは、地域により認められ称賛される場面づくりも含め、団員のやりがいを高める取組が重要であると考えています。

本村の消防団は、以前と比べると参加しやすい体制へと改善されつつありますが、依然として、年を重ねた方にとっては古いイメージが根強く残っていると感じます。そのことが活動への支障となっている面も正直ございます。

引き続き、地域に開かれた活動を進める中で、住民に愛され、頼られる消防団を目指していくために、議員からもいただいたアイデア等を生かして進めていきたいと感じております。以上です。

議長（ 笹沼 美保） 西森議員。

1番（西森 一博） ありがとうございます。もうこれ長年の課題、消防団に関してはもう長年の課題だと思います。ぜひ私も協力しますので、何とか団員確保できるような体制を、そして、地域を巻き込んだ形で、防災をより強固なものになるような村になったらいいなと私は思いますので、以上で、私の質問を終了とさせていただきます。

議長（ 笹沼 美保） これで、1番、西森一博議員の質問は終わります。

ただいまから、2時25時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

議長（ 笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 議席番号9番、唐澤由江です。通告した6点について質問いたします。よろしくお願ひします。

大泉新公園・村内公園整備約3,900万円の具体的な状況は。

公園近くに住んでいる方から相談されました。たまり場になり、うるさく迷惑になるかもしれない。大泉新公園の建設には、遊具、ごみステーションや目隠しなどを取り入れると、昨年6月の一般質問に村長が答えました。大泉区の地区要望の地区計画事業という。子どもやボールが道路へ飛び出す危険が少なくなるよう、駐車場の配置やフェンスの設置を考えたいという。村長は白地の年でと言われたが、結局、青地2枚で今年の収穫を終えてからという。

区の役員の希望を取り入れ、どのように計画するのかお聞きします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

大泉新公園・村内公園整備約3,900万円の具体的な状況はの中で、まずは、大泉公園（仮称）でありますが、どのように整備をするのかという御質問をいただいております。

令和7年度当初予算において、公園整備工事費として計上しております約3,900万円の具

体的な状況であります。このうち、約3,000万円が大泉新公園の整備に充てる予算でございます。大泉新公園は地区からの要望に基づく事業であります。大泉区において候補地の選定をいただき、村によって土地の取得が完了しております。現在は、大泉地区の要望を踏まえ、村にて造成計画及び配置施設の基本案となる図面を作成しており、これを基に、区の検討委員会にて詳細な検討を進めていただいているところでございます。

施設の概要といたしましては、遊具等に加え、休憩スペースやトイレ、そして、駐車スペースを予定しております。今後、詳細を詰めることで最終的な整備内容を確定してまいりたいと思っております。

以前の議会で、ごみステーションや目隠しというところでお話をありがとうございましたが、私のほうで記憶がないので、ちょっと確認をしてまいりたいと思います。申し訳ございません。

公園工事につきましては、本年度秋の着工、年度末の完成を目指して事業を推進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 公園管理はやっぱり地元の役員がやることになるかと思いますので、あまり負担にならないようによろしくお願ひしたいと思います。

その他の公園整備計画は何をどうするのか。ヒアリングのときにも説明がありましたが、そのほかの公園をどのようにするのか、また、特徴的な感じをお聞きします。村民の声を聞く会の中では、公園がないという地区もありました。内容についてよろしくお願ひします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） その他の公園整備計画について御質問をいただいております。

3,900万円のうち、大泉新公園以外の公園整備の状況であります。地区計画における要望箇所の整備を、令和6年度に債務負担行為を活用して早期発注をしております。現在、複数箇所で工事を進行しております状況でございます。

具体的には、中込児童遊園地のあずまやの整備、田畠児童公園のトイレの洋式化の改修、北殿駅前広場、南殿ふれあい広場、そして、田畠児童公園、この3公園においてはフェンスの修繕を予定しております。これらは、6月から7月にかけて順次完成する予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

また、今後も毎年実施しております各公園の遊具点検の結果を踏まえまして、必要に応じた修繕も継続して行ってまいります。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 住みよい村にしていただきたいと思いますので、順調な進捗状況をお願いいたします。

2番に移ります。

大芝高原の森林は多様な森としてニーズに合った村づくりの姿はということで、150周年の記念植樹に老若男女が参加し、私の身近な方も何人か夫婦の名前を書いた木をそこにつけたり、大泉花園楽座ということで、何人もが参加しております。

なぜこの大芝高原森林づくり実施計画についてお聞きしたかといいますと、組の回覧板で

回ってきました。私もこれは見たことがないなというような感じで、ぜひこれを住民に周知して、本来であれば各戸に配布していただきたいようなすばらしい内容でしたので、逐一ちょっとお聞きしたいと思います。

目指す4つの森の姿は何か。

明治28年に南箕輪尋常小学校の福澤桃十先生が植林を推奨し、10ヘクタールに1万本のコナラを植林した。その後、先人たちによりアカマツ、ヒノキなどを植林、保全された。アカマツは令和17年、2035年には衰退、消滅すると言われています。放置すれば、枯損木の倒木ラッシュにより被害が生ずるおそれがあるとされています。ニーズに合った森づくりが求められています。

大芝高原森林づくり協議会を設置し、村民アンケートや現地検討会から、令和6年12月に大芝高原森林づくり実施計画を策定したと言われております。4つの森につけた森とは何であるかをお聞きします。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原の森林について、まずは目指す4つの森の姿はという御質問でございます。

大芝高原森林づくり協議会を設置し、村民アンケートや現地検討会などを経て、昨年12月に大芝高原森林づくり実施計画を策定いたしました。本計画については、大芝高原の森林は貴重な平地林であり、多くの方々が日常的に保健やレクリエーションの場として利用しているほか、村民の皆様の快適な環境形成や文化的、教育的機能など、多様な役割を担っております。また、村民や利用者の皆様からのニーズも多岐にわたっております。

そこで、森林の現状や施設の利用状況を踏まえ、大芝高原全体を4つのゾーンに分け、それぞれの目標とする森の姿を設定いたしました。

1つ目は、みんなの森一体を多様性の森と位置づけ、樹種、生物、空間の多様性に富んだ森林を目指しております。

2つ目は、マレットゴルフ場やアスレチック周辺を爽快の森とし、利用者の皆様が快適かつ爽快に御利用いただける森林を目指しております。

3つ目は、味工房、大芝の湯、キャンプ場等の施設がある一体を彩りの森とし、安全で憩いの場となり、景観に優れた彩り豊かな森を目指しております。

最後に、大芝高原の西側一帯を資源の森と位置づけております。こちらは、主たる利用者の動線から離れた区域でありまして、詳細については、次期計画策定時に具体的に検討していく予定でございます。

これら広報が必要だというお話をございました。予定では、来年1月から再開をするおでかけ村長室の中でも、まずは私から、この大芝高原森林づくり実施計画の概要を村民の皆様に直接説明をしたいと思っておりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（笛沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） ニーズに合った森づくりということで、目指す森の姿というのがとてもすばらしいなと思います。

次に、アカマツの伐採が進んでいます。今後の森林整備計画は。方針は。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求める。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 今後の森林整備の方針について、御質問にお答えをいたします。

利用者及び周辺地域の安全確保を最優先に位置づけまして、主要道路沿いや歩道沿い、施設の利用状況を踏まえ、優先順位を決定した上で、面的な整備を進めてまいります。

アカマツについては計画的に伐採を進めてまいりますが、多目的広場周辺においては、優勢なアカマツ、松くい虫被害が近隣に確認されておらず、ほかの樹木と競合性のないものであります。これらをシンボル的に残し、経過を見守ってまいりたいと考えております。

また、アカマツの伐採後は、伐採前から村内に存在する樹木を生かした天然更新による森林再生を図り、植栽につきましては、施設の利用状況や森林環境に応じて適宜実施をしてまいります。

年度ごとの具体的な伐採を行う場所につきましては大芝高原森林づくり計画に定めておりまして、次の質問で回答させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（ 唐澤 由江） これは村のホームページには載っているようですが、目に触れない人が大勢いると思いますので、これをぜひ教えてあげていただきたいと思います。

3番に、シンボルツリーとしてのアカマツは保存するとし、管理を続け、監視していくという基本的なアカマツ伐採するエリアを順次教えてください。

令和6年度はマレットゴルフ場及びアスレチック広場の車道沿いとなっております。枯損木はすごい勢いでさっと降ります。けがをしないよう、マレットゴルフも気をつけてやらないと危ないかと思います。よろしくお願ひします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求める。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） アカマツの伐採エリアと計画年度はという御質問でございます。

今回、策定いたしました大芝高原森林づくり実施計画については、令和12年度までの計画としておりまして、以降、その計画の見直しを実施する予定でございます。

令和12年度までの実施計画でありますが、令和7年度にはみんなの森の車道沿い、令和8年度はキャンプ場周辺、令和9年度は大芝の湯周辺及びアスレチック周辺、令和10年度はアスレチック広場、令和11年度はアスレチック広場及びマレットゴルフ場、令和12年度はマレットゴルフ場を予定しております。

なお、森林の状況や社会の情勢の変化により、計画の実施時期が前後する場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（ 唐澤 由江） 将来、マレットゴルフ場がなくなつどうするかというような話も出ておりますが、それ以上に、50年後を見据えた大芝高原森林づくりの取組は。

計画理念は、「大芝高原いやしの森 いつもいつまでも」。「森をつくる」「森をつかう」「森とつなぐ」。ウェブサイトやSNSの活用、学校教育、住民全体の組織づくりが望ましいとされております。それについてお願いいたします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 理念については、議員から御紹介いただきました。また、「森をつくる」「森をつかう」「森をつなぐ」についても御紹介をいただいたところでございます。

それらを踏まえまして、大芝高原の森林は、村民の皆様の手によってこれまで育まれてきた村民共有の貴重な財産であります。50年後を見据えた大芝高原森林づくりを進めるに当たって、これまで多くの方々の御協力により築かれてきたように、今後も、森林づくりにおいても村民の皆様が積極的に参加、協力して取り組むことが何より重要であると考えています。

様々な年代の方々が大芝高原の森林とつながることができる、居場所となる環境整備をして、村民の皆様とともに、新たな大芝高原の森林づくりを50年後を見据えて進めていきたいと私は考えております。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（ 唐澤 由江） みんなでつくる大芝高原の森林ということで、村民の皆さん的手によってつくられた財産です。これまでの多くの方々が加わって森林がつくられてきましたように、今後の森林づくりにおいても村民の皆さんのが参加、協力してつくることが重要だと思います。

本計画を実施することによって、守り育てる新たな大芝高原の森林づくりをずっと続けていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

乳幼児健診の保健指導の在り方は適切かということです。

昨年度、総務経済常任委員会では、村商工会との懇談会の折、子育て日本一にしてはいろいろ問題があると指摘を受けました。福祉教育常任委員会で検討を重ね、要望書も出し、また、お母さんたちの保育の現状のアンケートを取ったところです。

保育園、子育て支援に関するアンケートの集計結果の中に、「子育てをする中で大変だったことはありますか」の問い合わせに対し、様々な意見がある中で、こういう意見がありました。

「乳児健診のときの保健指導の際の保健師さんや栄養士さんの言葉が、そのとおりにしなければいけないんだと思ってしまい苦痛でした。」とあります。そんなときの対応をどうされますか。お聞きします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 乳幼児健診時の保健指導の在り方は適切かという御質問の中で、実際、保健師や栄養士に言われたことをそのまましなければならない、苦痛だというところで、それに対してどう考えるかという御質問でございます。

まずは、その概要ですが、村では妊娠期の保健指導から始まり、出生後には赤ちゃん訪問を実施いたしまして、3ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児には乳幼児健診を、また、7ヶ月、1歳、2歳児には乳幼児相談を行っております。これらの健診及び相談では、お子様の発育や発達状況の確認に加え、親御様からの育児に関する御相談をお伺いし、保健師や管理栄養士が個別面接や育児相談、訪問等を通じて、常に寄り添いながら対応をしていると考えております。

特に昨年の機構改革以降、母子保健担当の保健師及び管理栄養士が配置されたことで、おいでのよ、また、おでかけ赤ちゃんルームなどのポピュレーションアプローチが可能となり、親御様との距離が近くなり、より丁寧な対応が実現できるようになっております。

ポピュレーションアプローチとは、特定の個人だけではなく、地域全体や集団を対象にして健康増進や問題解決を図る方法のことです。具体的には、例えば、乳幼児やその親全体を対象に予防的、包括的な支援やサービスを提供することで、集団全体の健康や生活の質を向上させようとする考え方です。個別の相談や治療だけではなく、広く住民に働きかけることで問題の早期発見や予防を目指すところがありますし、1対1ですと、やっぱりそういった指導を受けたときにこうしなきゃいけないのかなと思いますけど、こういったオペレーションアプローチをすることで、保健師1人対親御さん4人とかであると、その後にあればでもこうだったよねみたいなというところで、それがいいかどうかはあれで、そういう指導をプレッシャーと思う方にとっては、そういったところで少し解決ができるのではないかというところも感じておるところでございます。

育児の悩みは尽きることはありません。今後もこども相談室等の相談機関の周知を進めるとともに、困ったときに気軽に相談できる信頼関係の構築に、せっかく子どもの窓口を、子どもの関連部署を一つに集めておりますので、進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 確かにそういう、こうしなければいけないんだと思わせることがあんまりよくないんじゃないかなと思いますが、やはり、相手の困っていることを聞いてそれをしっかりと共感してあげて、大丈夫だよっていうようなことを言ってあげられれば一番いいかなと思いますので、丁寧に健診には保健指導をやっていっていただきたいと思います。

昨年からいろいろ保育に関する問題がありましたら、すぐ一通りでなく連絡帳を使うなど、お母さんの要望があれば考えてやってほしいと思います。仕事をしながら保育園へ出して、不安や心配があるのは当然かと思います。村長の方針に従って、子育てをよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

森林環境税について。

個人住民税に1人1,000円を上乗せした森林環境税を村はどのように使ったか。また、今後の計画はということですが、森林環境税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村及び森林環境譲与税に都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てられる。防災費用の確保のため、個人住民税均等割と合わせて5,500円となった。パリ協定の枠組みの下、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備に充てる。

導入のメリットは、森林の適切な伐採、管理が行われ、二酸化炭素吸収の向上がある。持続可能な森林管理の実現で多面的機能の強化が図られ、災害防止につながると言われております。

東日本大震災から14年、復興特別税1,000円が令和5年に終了し、令和6年度から森林環境税1,000円に変わった。国から森林環境譲与税として市町村に配分される。2019年、平成31年から森林環境譲与税が自治体に譲与されているが、活用方法が示されていないことや自

治体の人手不足などにより、2022年の調査では、3年間に840億円のうち395円しか活用されず、当初、私有林人工林の面積に応じた分が50%、林業従事者数に応じたものが20%となっていたことから、森林面積が少なくとも人口の多い大都市に多く配分された。

渋谷区は私有林人工林の面積がゼロで、林業や農業の担当係も設置されているが、2021年、令和3年までの3年間で4,600万円が譲与され、基金として積み立てられた。令和6年度税制改正により譲与基準が改められ、私有林人工林の面積割合が55%に、人口割合が25%に改正された。

全国の取組は、令和5年度には総額500億円、市町村440億円、都道府県60億円が譲与された。平成元年開始以降、着実に増加しており、令和元年96億円、令和2年210億円、令和3年270億円、令和4年399億円、令和5年464億円、実績間伐の森林整備が令和元年の9倍となる5.23ヘクタールなど進んでいる。

総務省林野庁が取り組む3年間の840億円のうち、活用している市町村が53%、未使用が47%という。使途が曖昧という。各市町村活用の内容は様々で、先駆けて利用している例は新規就林者への援助、公共施設の木質化、各市町村で様々だと言われております。

村の森林環境税はどのように使ったか、今後の計画は。お願いします。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 森林環境税について、村はこの税をどのように使ったか。また、今後の計画はという御質問をいただいております。

森林環境税は、議員から説明ありましたが、令和6年度より国内に住所を有する個人に課税される国税であり、個人住民税均等割の枠組みを用いて、市町村が1人当たり年額1,000円を賦課徴収しております。徴収された税収は、全額森林環境譲与税として私有林の人工林面積、林業就業者数及び人口に基づく客観的な基準により案分され、都道府県及び市区町村へ譲与されております。

当村では、これまで年間約300万円から400万円の譲与を受け、大芝高原をはじめとする森林整備や間伐材を活用した木育事業などに活用してまいりました。令和6年度における本村の森林環境譲与税額は、一度見直しが行われたことによりまして約470万円まで増えまして、地域材利用促進事業の一環として、中学校の学習机の天板を地域材で作成、設置する事業に活用させていただいております。なお、この使途については公表が義務づけられておりますので、村のウェブサイトに公開をしております。

この配分基準につきましては、まだまだ人口に基づくところが割合として多く残っておりますし、村といたしましては、上伊那広域連合全体でこの配分基準を見直していただくよう、先日、県のほうに依頼をしたところでございます。

今後の計画といたしましては、引き続き大芝高原森林づくり実施計画に基づく森林整備や木育の促進、森林関連事業における地域材の利用促進に活用していく所存であります。譲与税額はこれまでの実績を踏まえ、おおむね400万円から500万円程度を見込んでおり、しばらくの間は、この地域材を利用した学習机の天板作成、まだ南箕輪小学校、南部小学校は済んでおりませんので、そちらの設置に充てさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（笛沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 分かりました。ほかのやっぱり大きな市とか横浜市とかというと、やっぱり小中学校の建て替えや改修時に、増築の際にエントランスや教室の内装仕上げとかに使われているということで、村でも堅実に使われているかと思います。

災害時に活用できる用具の設置等の考えはあるかどうかお聞きします。

議 長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 災害時に活用できる用具の設置等はあるかどうかというところでございます。

先ほど御説明のとおり、しばらくは学習机の天板というところで当てさせていただければと考えておりますが、議員御着目のとおり、この森林環境譲与税は単なる林業振興資金にとどまらず、地域防災力の強化という観点からも有効に活用されている例が多数あるというところでございます。

例えば、現在の激甚化する自然災害に対応するために、干ばつによる土砂災害の防止や森林の保水力回復による洪水リスクの軽減などに充てるというところもございますが、今回は用具の設置というところで御期待をいただいているところでございます。一般的なアイデアでは、森林整備作業に欠かせない、そして、災害時に活用できるものとしてチェーンソーや発電機、無線機などが挙げられるのかなと思います。

また、この木材を活用する視点といたしましては、簡易トイレの目隠しブースに使ったり、災害時には炊き出しや担架の代わりになる木製ベンチなどを大芝高原に設置する、そういうところも考えられるのかなと感じております。

以上です。

議 長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございました。次の質間に移ります。

新しい地域経済・生活環境創生交付金事業についてですが、大芝高原一帯を5年かけ改修すると言われております。ユニバーサルデザイン化を進め、広域防災拠点となるよう整備する。事業名はグリーン・セーフティ・オアシス大芝高原プロジェクト。年齢や障がいの有無にかかわらず旅行を楽しむユニバーサルツーリズムに対応できるよう公園内のトイレを改修したり、老朽化した遊具やアスレチックを更新するというものだそうです。

1番の、令和7年度事業のインフラ整備の概要はということですが、大芝、北原の水道、現状は水道水は逆流があったり、とても心配しているという大芝の村民の声を聞く会でお聞きしました。

水道の歴史をたどりますと、大芝区は昭和22年、29戸の入植者から始まり、開拓事業を始めたそうで、水が伏流してしまい水の便が悪いところなので、水については大変困難だったようです。昭和41年、1966年に村営水道が整備されて、水に不自由しない生活がやっとできるようになったということで、穀物や野菜づくりにはなかなか難しいところで、果樹や酪農から始まったと聞いております。

59年もの長い間、水に不自由した大芝区は世代交代がなされ、水道耐震工事ができることは大変喜ばしいことだと思います。また、北原区でも、太平洋戦争が始まって農耕隊、主に朝鮮人の人の戦後の食糧難を乗り越えるために各地から集まった入職者10戸によって北原開拓団を結成、そこに2戸が加わり北原地区が誕生しました。昭和21年、1946年のことだった

そうです。

平成6年頃から家がだんだん建ち始めまして、北原地区は多くの溝に地下水が築かれており、昭和33年1958年に水道が敷かれ、農業用水として西部土地改の給水栓が1948年から1961年に完成したと言われております。そのインフラ整備の具体的な概要を教えていただきたいと思います。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員、通告書では水道に限定しておりませんけれども、通告のとおりでよろしいでしょうか。

9番（ 唐澤 由江） すみません、インフラ整備は水道ということで言われております。

議長（ 笹沼 美保） 水道限定ですか。

9番（ 唐澤 由江） と言われましたので、今、水道のことを聞いたわけですけど。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 新しい地域経済生活環境創生交付金事業について、令和7年度事業のインフラ整備の概要是というところで、今、大芝区と北原区の歴史を振り返っていただきました。大変勉強になりました。

今回、この交付金事業を活用したインフラ整備の概要であります、令和7年度の事業計画としては、水道管の耐震化工事を2か所で実施する予定でございます。

1か所目は大芝公園内でございます。防災拠点の一部である大芝屋内運動場へ接続する水道管については、陸上競技場の北側から西側通路を経由し、東側の野球場の西側通路を通じて、公園の中央道路である村道3170号線を経由し、屋内運動場までの全長約500メートルとなっております。

もう1か所は北原地区でございます。老朽化が著しい北原公民館へ接続する水道管については、北原区の主要道路であります村町9号線沿いに中央道、中央自動車道東側から西天竜幹線水路西側までの全長約300メートルとなっております。両箇所とも耐震化整備を目的としておりまして、現在使用している塩化ビニル管からポリエチレン管への布設替えを行ってまいります。

なお、本事業は令和11年度までの5年間にわたる事業となっておりまして、大芝高原周辺を含む水道化の耐震化整備を着実に進めていく計画でございます。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（ 唐澤 由江） ありがとうございました。

次に、令和8年度の大芝の湯の改修工事には県産材を使用して、森林保全や林業の振興に充ててはという質問であります。

令和8年度の大芝の湯の改修事業の際、ぬくもりのある木の香りのする材木を利用できないかお伺いします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 大芝の湯の改修工事に伴って、県産材や地元の木を使ってはという御提案をいただいております。

現在、大芝の湯リニューアル工事は実施設計の段階にあります。建築物に木材を使用する

場合には、火災による安全確保の観点から、消防法及び建築基準法が関係してまいります。消防法では、火災の予防及び鎮圧のための規制が定められておりまして、建築基準法においては、内装制限により火災時の延焼防止及び避難経路の確保が求められております。そういったところであります。

今回のリニューアル工事は、新築ではなく改修工事であるため構造上の制約もございますが、村といたしましては、現在、可能な限り、見える箇所においては大芝のアカマツや、また県産材の活用を積極的に進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございました。立派な大芝の湯ができるることを期待しております。

次に移ります。合葬式墓地について。

合葬式墓地の内容は。国民生活センターに寄せられたお墓や葬儀に関する相談件数は。

葬儀サービス2007年に1,200件、2011年には1,700件、お墓は300件から700件と増えている。東京都で遺骨を樹木の下で共同で埋葬する樹林墓地を小平に整備し、募集したところ、16倍の応募が殺到するなど、新しいお墓の形態が話題になったそうです。

村は大芝墓地公園西側に合葬式墓地を建設する。村内に8か所ある墓地公園。村でも少子化や核家族化から、このような需要があると思われる。1,100平方メートルで共同埋葬も個人埋葬も考えているということで、全員協議会でも説明がありました。

昔からの集落の墓地、本家、別家の墓もありますし、個人と共同埋葬の趣旨の説明もありましたが、大阪府の高槻市の方式のモニュメントをイメージをしているというお話をしました。すっきりとしてよいと感じました。個体は15年すると共同になるとのこと。今後の動向はまだ不明だということだそうです。

公的に行政がつくるとなると、民間やお寺の永代供養とは違ってくるはずです。行政が責任を持って、安心して納められるようにしてほしいと思います。取りあえず、今回の概要をお聞きしたいと思います。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 合葬式墓地について、計画している合葬墓地の内容はという御質問であります。

ただいま、議員より的確に御説明いただきましたが、改めて私のほうから御説明申し上げます。

少子化、核家族化、次世代負担軽減意識の高まりといった社会情勢を踏まえ、合葬式墓地のニーズが高まっていることを実感しております。墓地の内容につきましては、個別埋蔵約200体、共同埋蔵約400体の収藏を計画しております。規模に関しましては、収蔵数について、上伊那地域で合葬式墓地を既に設置している伊那市、辰野町、箕輪町の3市町を参考にし、個別埋蔵は同程度、共同埋蔵については、直近に開設された隣接の箕輪町の人口比から推計をして、算定をいたしたところでございます。

用地につきましては、駐車場のスペース及び将来の需要の増も考慮いたしまして、一筆1,094平方メートルの面積で売買を行ったものであります、4月の議会全員協議会にて説

明した面積と同一でございます。

なお、墓地の構造につきましては、こちらも今月9日の議会全員協議会で御提示をいたしました、先ほど議員からもありましたが、モニュメントタイプの設置方向で設計業務等を進めていきたいと思っております。

今回、この合葬式墓地の設置に当たりまして、樹木墓地、いわゆる樹木葬等も検討はいたしましたが、永続的な墓地の維持管理の観点から、墓地環境を良好に保つための人的及びコスト面での負担が他の墓地形態よりも樹木葬では大きいことが見込まれるため、本村ではモニュメントタイプによる設置を現在のところは考えておりまして、進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 多くの方が興味を持っている内容かと思います。

今、ほかにお墓を持っている人も購入ができるかどうかをお伺いします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今、ほかにお墓を所有している人も購入ができますかという御質問でございます。

合葬式墓地の申込条件につきましては、現在、関係例規の整備に向けての検討を進めている段階でございますが、現時点の想定といたしましては、既に村営墓地の使用権を取得されている方については、その使用権を返還いただくことを条件に、葬式墓地の使用権を取得できる方向で検討しております。

一方で、個人で私有の墓地を所有されている場合につきましては、申込みに対しまして、その所有の有無を条件とすることは現段階では想定はしていないところでございます。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 今、持っているお墓も維持できることになる可能性もなきにしもあらずですので、購入できるということで安心いたしました。

3番の料金の設定について、どのようなお考えかお聞きします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 料金に関する御質問をいただいております。

初めに、伊那市、辰野町、箕輪町を例に取りますと、個別埋蔵方式の使用料の設定につきましては、住民登録の有無によって3市町とも差異があるというところでございます。

御紹介いたしますと、住民登録がある場合でございますが、こちらは、いずれの3市町におきましても、15年間の使用料を15万円と定めています。一方、本籍のみを有する方の場合ですが、こちらは3市町で異なっておりまして、伊那市では22万5,000円と7万5,000円ほど高くなります。辰野町及び箕輪町では18万7,500円となっており、こちらも3万7,500円高くなるというところでございます。

また、永代使用の共同埋蔵方式の使用料については、住民登録がある方は3市町同じで5万円、本籍のみの方については、こちらも異なっております、伊那市では7万5,000円、

辰野町、箕輪町では6万2,500円となっております。

そういった3市町の状況を踏まえまして、本村におきましても、現在検討を進める中では、この3市町と同程度の水準での使用料が適切ではないかと想定をしておるところでござります。

また、建設費用等につきましては、現在進行中の測量設計業務が完了次第、改めて御提示をさせていただく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 値段は今の墓地公園のほうが高いわけですけれども、それはどういうふうにでもいいとは思いますが、合葬式の墓地が今までの墓守の形が変わり、仙丈の雄姿を見ながら亡くなられた方が安心し、家族の方も安心できるようしっかりとお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（ 笹沼 美保） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから、3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時25分

議長（ 笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、太田篤己議員。

8番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己でございます。通告に基づきまして、2点質問をいたします。

初めに、村長の掲げる「いつまでも幸せに暮らせる村」、これを実現するための行政改革等についてお伺いいたします。

行政改革のほかに、また安定した財政運営というものが、この「いつまでも幸せに暮らせる村」を実現するためには必要となるかなというところでございます。

そこで、本村の人口につきましては、先ほどちょっとどなたかの質問にもありましたけれども、昨年の1月1日、ここで過去最高の1万6,109人に達したところでしたが、今年の5月1日現在の人口は1万5,976人ということで、増加が続いてきた本村においても、いよいよ減少局面に入ったことはほぼ確実であります。

このことは予想されていたとはいえ、今後は人口減少により起こり得る問題について具体的な検討を行い、早急に対策を練り、執行していくことが必要であります。人口減少による社会の変化は非常に早く、住民の、これも多様な価値観と向き合いながらその住民サービスを行っていく行政には、執行体制に不断の改革が求められるところであります。

そこで、村長の掲げる「いつまでも幸せに暮らせる村」を実現するための行政改革について、村長の基本的なお考えをお伺いいたします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の質問にお答えをいたします。

行政改革について、村長の基本的な考え方とはという御質問であります。

村では、行政組織の在り方にとどまらず、財政運営も含めた行財政改革を進めております。第5次総合計画の後期基本計画においても、職員や施設といった限られた行政資源を有効に活用していくため、行政経営の推進を重要な施策として位置づけております。

この行財政改革というのは、単に組織の形を変えるだけではなく、業務の効率化や財政の健全化、住民サービスの質の向上、そして、行政の透明性を高めることなど、幅広い取組を意味しております。

具体的な取組として、まず1点目は行政評価制度の運用です。本村では行政評価委員による事務事業の評価を毎年実施しております、各事業の必要性や効率性を見直し、改善に生かしております。令和6年度には、新たに過去に改善と評価された事業の現状を再確認するという取組も始めております。単年だけで終わらず、継続して改善に努める姿勢を大切にしております。

2点目は、広域連携の推進です。上伊那広域連合ではごみ処理や消防、介護認定など、複数の自治体が連携して事業を行っておりまして、費用や人材の面で高い効率性を発揮しております。また、伊那地域定住自立圏におきましても、公共交通や職員研修などの分野で連携を深め、成果を上げております。

3点目は、財政の健全化と効率的な運用です。中期財政計画を作成し、将来を見据えた計画的な財政運営に取り組んでいます。選択と集中の考え方の下、事業の評価や選択をしっかりと行い、限られた財源を重点的に配分するよう努めております。

4点目は業務の効率化とデジタル化、いわゆるDXの推進です。これまでにも、福祉の窓口を一元化するための相談係の設置や危機管理課の創設、子ども関連業務の集約化などを進めてまいりましたが、今後は、さらにデジタル化が重要となってまいります。例えば、書かない窓口の導入を通じて、手続の簡素化や業務の効率化に取り組んでまいりたい意向であります。

そして、最後が民間委託の推進です。地域コミュニティの形が変化する中で、行政の役割が広がっている一方で、全てを行政だけ、公助で担うのは難しい時代を迎えております。そのため、民間でできることは民間に任せ、清掃や施設管理、情報処理といった分野において、民間のノウハウを積極的に取り入れております。

こうした取組を通じて持続可能で安定した自治体運営を目指し、今後も計画的な財政運営と併せて、行財政改革を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笛沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） 今、行財政改革、こちらについて、村長の考えをお伺いしたところでございます。

行財政改革、これを実行していくために、日本では年間の出生者数でございますけれども、これも第2次ベビーブームで209万人であった1973年以降減少が続きまして、先日発表があったところでございますが、2024年、昨年の出生数は過去最少の68万6,000人ということで、大変な減少になったところでございます。20年前には、2014年になりますけれども、このときの出生数がほぼ100万人、これが現在の働き手として社会に出る平均年齢20歳の人の人口になります。これが100万人ということになります。このことからして、20年後には、20年後の20歳の人口というのは32万人単純に減少するということが確実であります。これは、も

う若い働き手が今後20年減り続けるということでございます。確実にそのマンパワーが衰えていくというところでございます。

現在、日本では社会全体で人手不足が急激に進行しております。人材確保は喫緊の課題ということになっております。人材確保のためには、やりがいのある働きやすい職場づくりが欠かせないものとなっていますが、村としてもこの人材確保、これについては、非常に重要な部分になってきているかと思います。

本村の人間ということだけに限らず、ここ何年か見ていますと、県外からも新入職員として希望されている方も採用されているように見受けられますけれども、まだそういった部分では本村はいいほうなのかもしれませんけれども、ただ、このやはり確実な人材確保ということについては、本村では職員確保にどのような対応を取って、また、その必要な人員が確保できているのか、その辺について現状をお伺いしたいと思います。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 人材確保の現状はという御質問でございます。

最近の学生の就職観を見ますと、ワーク・ライフ・バランスや働きやすさを重視する傾向が強くなっています。その意味でも、働きやすい職場づくりというのは、人材確保のためにも非常に大切であると認識しておりますし、また、職場全体のパフォーマンス向上にも欠かせないものであると考えております。

本村は、以前から、職場の雰囲気が明るいという評価を住民の皆さんや業者の方々からいただいております。こうした評価をさらに確かなものとするために、産業カウンセラーによるカウンセリングの実施やハラスメントの防止の研修、会計年度任用職員を含めたストレスチェックの実施、そして、その結果を活用した管理職研修など、職場環境の改善に継続的に取り組んでおります。

こうした中で、昨年度はストレスの少ない職場として、ストレスチェックを委託している企業から、ストレスチェック大賞2024の公務部門で最も良い優秀賞をいただきました。また最近では、県内で女性の管理職が最も高い役所として新聞やテレビにも取り上げられるなど、一定の評価をいただいているところでございます。

一方で、人材確保については、まず何より多くの方に職員採用試験を受けていただくことが重要となります。ただし、皆様御承知のとおり少子高齢化が進む中で、民間企業の求人も活発な売手市場となっておりまして、公務員という職業を選んでもらうという第一のハードルに加えまして、その中で本村を選んでいただくという、さらにもう一段のハードルがあるのが現状でございます。

このような状況を踏まえまして、本村では積極的な広報活動を行っております。例えば、上伊那終活ラボや上伊那仕事フェスといった就職イベントにおいては、担当職員はもとより私自身も参加し、来場者に本村の働きやすさや魅力を直接お伝えをしてまいりました。また、インターンシップの受入れも随時行っており、これまで10名のインターン経験者が村職員として実際に採用された実績がございます。

数字を申し上げます。令和6年度に実施した職員採用試験、今年の4月採用ですが、応募者が63人、そのうち受験されたのが47人で、採用に至ったのは5名であります。全国的に地方公務員の受験者数が減ってきており、本村では過去10年の平均受験

者数が54.7人と、今のところ大きく落ち込んではいない状況でございます。

ただ、一方で、例年採用試験に合格した方の中には辞退される方もいらっしゃり、必ずしも必要な人材を確保できているとは言い切れないという課題もございます。このため、昨年度は、合格者の方々に紙の通知だけでなく職場環境の魅力を紹介するメールを送付したり、職場見学の機会を設けるなど、様々なアプローチを試みました。こうした合格者をつなぎ止める取組については、今後もさらに工夫を重ねていきたいと考えております。

また、職員を選考するに当たって、現在、大幅な売手市場でありますので、職員を選別するという従来のやり方よりは、職員を育成するというそういった目線で職員の評価をつけるという点も非常に重要であると思っております。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） ありがとうございました。本当に民間、それから官のほう、こちらの公務員についても、本当に人の取り合いみたいな状況にあると思います。その中の人の問題は、本当に私も大変な難しさがあると思っています。ただ、これはもう本当に先が見えて人が減るということが分かっている中で、大変御苦労ではありますけれども、ぜひ頑張って何とか人材の採用をしっかりとしていただければというふうに期待するところでございます。

それから、通告書のほうに3番目として、バランスシートを決算に取り入れる考えはあるかということで載せさせていただきましたが、申し訳ないんですが、この質問については、ちょっと私のほうの調査の中で事実誤認がございまして、これが通告後に判明したところでございましたので、この場では答弁を求めないことにしたいと思います。大変そこがありまして申し訳ございませんでした。そういうことで、この質問については飛ばさせていただきます。

それから、次の観光政策についてお伺いをしたいと思います。

国はバブル崩壊後の低迷する経済を立て直す諸施策を講じてきましたが、中でもGDPの確保に成果を上げたのは、観光立国日本というものを目指すそのインバウンド政策であったと思います。国内人口の減少を補う短期移民政策ともいべきインバウンド政策は、経済成長政策として、今、まさに効果が実証されているわけです。

ただ、反面、オーバーツーリズム等の問題も抱えているわけでございますけれども、一つの産業転換という意味では、観光というものに取り組んだ成果は表れているというふうに思います。

本村にとっても、観光は産業振興策の一つになるとは思います。観光が従来あまり村の産業として客を浴びてこなかったですし、私個人、村民の皆さんも多分そんなにこの地域では全体として観光にあまり日が当たるという言いますか、そっちに行くという考えはあまりなかったように思います。

ただ、観光というものは、やっぱり一つの振興策として考えていかなければいけない時代になったのかなと思います。その中で、村内の観光資源というものは、非常にやっぱり限定的なものであります。

そこで、本村の観光政策全般についての村長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 観光政策に関する村の基本的な考えはという御質問でございます。

村の第5次総合計画では、交流人口や関係人口の増加、地域の活性化に向けた取組がうたわれております。特に新たな日常、ポストコロナの時代における価値観の変化に対応した観光レクリエーションの在り方として、多様でこだわり志向の強いニーズに応えられるような多面的な取組を一体的に推進していくことが、計画上の基本的な考え方として示されております。

そういった中、観光資源の考え方でありますと、大きな施設や有名な史跡、特産品といった目立つものに目が行きがちですが、それだけが観光資源ではないと村の担当課では考えています。地域の方々が昔から大切にしてきたもの、日々の暮らしの中にある風景や文化、さらには、そこで働く人々や農業・林業などの地域産業、そして、それを実際に体験できる機会、こうしたものこそが、外から訪れる方々にとって非常に魅力的な観光資源になり得ると判断をしております。

この地にある当たり前が来訪者にとって特別な体験となる、そのことに迎え入れる側がどれだけ気づけるか、意識を向けられるかが、観光を考える上での大きなポイントとして観光森林課では考えておりまして、そういうところも私も同様の判断で、今後も進めていきたいというところが基本的な考え方でございます。

以上です。

議 長（笛沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございました。

この観光につきましては、この上伊那には地域連携DMOとして長野伊那谷観光局、これはこの後、伊那谷観光局というふうに呼ばせていただきますけれども、この観光局がございます。ちょっと耳慣れない言葉としてDMO、地域連携DMOということで、DMOって何だということでございますけれども、地域住民や自治体企業などと連携して地域の稼ぐ力を引き出すとともに、その地域の誇りと愛着を醸成する視点に立った観光地域づくり、これの司令塔となる観光地域づくり法人のことをDMOというというふうに観光庁のホームページのほうには載っております。

ちょっと私もこういうものがあるということは知りませんでしたけれども、いわゆるこの観光の上伊那地域のプロフェッショナル集団という位置づけなんだろうというふうに思いますけれども、ここについては、国の観光立国推進政策を礎にしてつくられたものでございます。

村の観光政策については、この伊那谷観光局やそれから村の観光協会との連携というものを基にしまして、当然策定はされているというふうに思います。現状、この両団体との連携というものが具体的にどんなようなものがあるのか、また、過去のものも含めて、今、どのような成果が上がっているのか、どのようなものがあるのかをお伺いをしたいと思います。

議 長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 長野伊那谷観光局、そして、南箕輪村観光協会との連携はどのようなものがあり、その成果はという御質問をいただいております。

まず、連携について御説明を申し上げます。

現在、伊那谷観光局のホームページやSNSを通じて、南箕輪村の観光情報を随時発信をしていただいております。観光情報の内容につきましても、適宜アップデートができるよう、情報共有や確認を行っておるところでございます。また、村で作成している観光に関するチラシを観光局の案内所等に設置していただいているほか、大芝高原では観光局による観光アンケートの掲示や缶バッジガチャなどの設置など、相互に協力しながら観光促進に取り組んでおります。

さらに、観光局の取組の一つである伊那谷サイクリルツーリズム推進チームには南箕輪村観光協会の事務局員が参画しております、現在はアカマツをテーマにした南箕輪村を中心とするサイクリルツアーチームの開発、商品化を進めております。こちらのツアーチームは本年9月に実施を予定しております、新たな観光客の呼び込みにつながるものと期待をしているところでございます。

このような取組においては、現在、この成果が出ましたというところで強く打ち出せるものは現在ございませんが、伊那谷観光局との継続的な連携を通じて互いの事業内容をより深く理解し合うことで、観光客からの問合せに対しても、より丁寧での的確な対応が可能になると考えております。

今後もこうした連携を強化しながら、南箕輪村の観光資源の魅力を広く発信していきたいと考えております。

以上です。

議長（笛沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） これらのこれから観光政策上で、この伊那谷観光局、村の観光協会、これに期待する役割というものはどのようなものがあるのかをお伺いしたいと思います。

議長（笛沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 両団体に期待する役割は何かという御質問でございます。

伊那谷観光局は、上伊那地域の連携強化を目的として2018年10月に設立されました。豊かな自然や伝統文化を生かしながら広域的な観光づくりを推進し、地域住民の生活や文化の向上、そして、地域経済の活性化に寄与することを目指しておられます。観光局はマーケティングやマネジメントの機能を備え、官民一体となって観光地域づくりを進めておられます。

そのような中、私たちが特に期待しているのは、広域観光の観点から観光誘致や特産品のPRを広域的に行っていただくことです。市町村ごとの魅力を発掘し、それを集約して県内外に発信することで、上伊那地域全体の観光力を高めていくことにあります。積極的な情報発信に特に大いに期待をしておるところでございます。

一方、南箕輪村観光協会は、観光資源の宣伝や紹介、観光客の積極的な誘致、観光に関する調査研究、新たな観光資源の開発などに取り組んでいただけております。これにより、南箕輪村の魅力を広く発信し、県内外との交流を通じて村の振興、発展につなげることを期待しています。そして、今年からは、ユニバーサルツーリズムや、より実践的なフィールド活動にも注力していきたいと考えております。

観光はただお客様に来ていただくだけでなく、それを通じて豊かな村づくり、さらには、上伊那全体の地域づくりを進めることであると捉えております。行政だけでは進みにくいこ

と、民間だけでは難しいこともありますので、官民が連携し、会員同士が顔の見える関係で協力し合い、目的に沿った事業を推進していく体制もしっかりと整えていきたいというところでございます。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） これから観光につきまして、こういった団体も巻き込んで、これも広域でまたしっかりとこの観光に取り組んでいただいて、やっていっていただけるとありがたいなと思います。

それから、村では先般、グリーン・セーフティ・オアシス・大芝高原プロジェクトを公表されました。その広域の防災拠点の機能強化とともに、その上伊那地域を代表する観光拠点の整備を目指すというふうにしております。これも、長野日報さんの新聞のほうにもこんな形で公表されておりました。

これにつきましては、先ほど唐澤議員のお話の中にあった新しい地方経済生活環境創生交付金、この第2世代交付金について、これをいち早く村として取り上げて申請をされ、この事業に対して活用するということが実現したわけです。これにつきましては、大変大きな成果だというふうに私は思います。これはもう大変な評価に値するものだということで、関係各位に非常に敬意を払うところでございます。

こういったプロジェクト、これをやっていくということで、大きな財政面でもメリットを得たわけでございますけれども、ひとつ、ちょっと私としてはこのプロジェクトの中に、今、使われていない大芝荘の活用というものが組み込まれているのか、または、現状では現時点では大芝荘の活用というものに村としての腹案がまだあるのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

構想というか、その程度のものでも結構でございますので、分かれば教えていただきたいと思います。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今回のグリーン・セーフティ・オアシス大芝高原プロジェクトにつきましては、ユニバーサルフィールドの実現を一つ目指した計画となっております。ユニバーサルフィールド化に向けては村の観光協会に委託し、観光協会の会員である当事者の方やユニバーサルフィールド分野で知識や発信力のある方にも御協力をいただきながら、大芝高原全体のデザインも視野に入れて、共に検討を進めていく計画となっております。

そういう中、グリーン・セーフティ・オアシス大芝高原プロジェクトにおきまして、現時点で、大芝荘を活用する具体的な計画や腹案は持っていないというところでございます。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） かねてより、この大芝荘の問題につきましてはなかなかどうするかというのが難しいところでございましたけれども、先ほどからちょっと質問の中で申し上げていますその観光の一つとして、観光のコンテンツの一つとして一案でございますけれども、例えば、神子柴遺跡の出土品をはじめとした村の貴重な文化財を収蔵する博物館、これを造ることを提案させていただきたいなと思います。

もちろん、大芝荘そのものをリノベするのか、また取り壊して新しいものを造るかという難しいこともありますけれども、いずれにしろ時間がまだまだかかることでございますので、その辺はちょっと別にしまして、そういういた提案をさせていただきたいということでございます。

その博物館の建設には膨大な人、物、金を必要とするということはもう承知してございますけれども、観光資源の一つということで捉えることで、実現は非常に可能性があるんではないかというふうに思います。

ちょっと資料として私がつけました、これは神子柴遺跡の教育委員会のほうでつくっていただいているパンフレットです。神子柴遺跡ですね。日本一美しい石器と遺跡の謎という副題がついた神子柴遺跡のパンフレットでございます。それから、こちらはその神子柴遺跡の研究をされている明治大学の黒曜石研究センターですかね。堤先生の書いた狩猟採集民のコスモロジーという神子柴遺跡の本でございます。

こういったもの、中身を見ていただくと分かるんですけれども、この遺跡については、出土品については国の重要文化財の指定を、この遺跡というか、出土しました石器群。これが伊那市の創造館に現在は展示しております。この研究者によれば、将来の国宝指定も夢ではないというようなお話を聞いております。これが本当に実現すれば、貴重なブランドということにはなるかと思います。

今、こういったものにつきましては、茅野市の仮面の女神と、それから縄文のビーナスですか、尖石遺跡の出土品でございますが、その2つが国宝の指定をされています。国宝というのは国の重要文化財でございますけれども、重要文化財のうちで非常に貴重なもの、希有なものといいますか、国宝に値するそういう件なものというものが国宝に指定される一つの要件であるというふうにはネットには書いてございますけれども、なかなかこれは学術的にやっぱりいろいろ解明されなければなかなか簡単にはいかないのかもしれません、これを一つのぜひ実現を目指して、貴重なブランドに村も協力しながらつくり上げてもらって、一つのコンテンツになればいいんじゃないかなというふうに思います。

また、この遺跡につきましては、先史考古学最大のミステリーというとも言われる謎多き遺跡で、神子柴方の石器文化の遺跡は全国で出土が確認されているわけですね。この地を中心とし、信州からその神子柴文化が生まれていったという見方も一説にはあるそうです。この中に載っております。このようなソフト面の要素というものは、観光のこれはやっぱり貴重なコンテンツでストーリー性があるといいますか、そういういた部分だろうと思います。

こういったソフト面のその要素、これは観光の貴重なコンテンツで、単なる展示だとか学術的な説明、こういったものにとどまらず、興味ですとか好奇心を抱かせるようなそういう工夫をすれば観光資源としての重要なものになって、その博物館がそれを収蔵することによって、それ自体が観光資源ということになり得るのではないかというふうに思います。

また、それは観光拠点、大芝にそれを造ったとすれば、観光資源大芝高原としての価値が非常に高まるものというふうに考えますので、なかなか難しいことではございますけれども、今後の検討材料としてぜひ検討していただきたく、御提案を申し上げるところでございます。

これについては、よろしく答弁のほうをお願いいたします。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号8番、太田篤己議員、観光政策の中で、大芝莊を活用の一案として、神子柴遺跡をはじめ、村の貴重な文化財を所蔵する博物館を造ることの提案についてお答えいたします。

縄文という言葉の響きの中に、今、全国的にマニアという言葉が適切かどうかあれなんですが、かなりブームが起きているというふうに承知しています。また神子柴遺跡、先ほど議員お話しのように非常に謎があるということで、うんとわくわくするというか、そんな思いを抱く神子柴遺跡でございます。

まず、文化財の整理作業における大芝莊活用の現状について御説明させてください。

令和6年、昨年11月から今年の4月にかけて、村が所蔵している大宗館文庫の巻軸約400点の虫干しを大芝莊の大広間でやらせていただきました。今後は、同じく大宗館文庫のびょうぶ目録上約40点というふうに数えていますが、の虫干しと、あと目録との照合を行う予定であります。びょうぶにつきましてですが、8月23日大芝高原まつりで目玉という言い方がいいか、一つ展示をしながらということでイベントを企画しているところでございます。

現状として、村が所蔵する文化財の整理作業によく着手したというところで、完了するまでにはそれなりの時間、年数を要する見込みでございます。保存、活用につきましては、村としても文化財の現状把握、それから、保存活用のための取組、保存活用するための推進体制整備など、令和7年1月に策定されました長野県の文化財保存活用大綱、これができるまで、これを参考にしながら把握整理、保存活用を並行して進めていく。いわゆる文化財の地域計画といいましょうか、それをつくらないといけない、つくる必要があるかなというふうに承知していますが、そういうことを時間をかけながら進んでいくということでございます。

村には、神子柴遺跡や久保上ノ平遺跡など、全国的に有名な遺跡があります。これらの遺跡から出土した土器などを、村内外あるいは県内外、見学に訪れる方もいらっしゃいます。議員お示しの神子柴遺跡、それから、先日関係しましたこちらのほうの県宝の4点、こういうパンフレットができていますので、これも非常に好評でございます。

現在の収蔵施設が、空調設備など保存に適した設備ではない状況があります。郷土館に関しても耐震に問題があり、県宝の土器など展示なく、レプリカというような状況でございます。県の文化財保護委員からは、県宝は常設で見学可能とすることが望ましいと、そういう御助言もいただいているところでございます。希望される方がいつでも見学できるようにするためにも、将来的に収蔵庫、保存、活用に適した博物館、望ましいですねというふうに考えてはいます。

当面なんですが、当面貴重な文化財、神子柴遺跡とか県宝の土器、それから村の貴重な文化財をより多くの方に見ていただくことが望ましいというふうに考えまして、それが文化財への恩返しにもなるかなということで、地域の方、観光客が来られる議員御提案の可能性の一つとして、大芝莊を考えていきたいなというふうに思っています。そのきっかけが今度の大芝高原まつりにもなるかなというふうに思っているところでございますが、可能性として大事に考えたいと思っています。よろしくお願ひします。

議長（笛沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） ありがとうございます。御答弁ありがとうございます。

この遺跡とかいろんな文化財、それが当村には一応眠っているわけです。今、現状のまま

ではなかなかこれが生かされていかないといいますか、表にも出なければ、ちょっと一つの学術的なものとしても埋もれてしまっているというような状態にありますので、ぜひこれらを何とか活用できる形を御検討いただければというふうに思います。

最後に、今回、長野県の上伊那振興局長に旧長谷村出身の池上さんが局長として就任をされたというふうに、この間の長野日報さんの新聞に載っておりました。記事の中では、池上さんの言葉として、「上伊那は森林や水資源が豊富で製造業も集積して生活しやすい反面、観光は県内で最低水準にあった。外から人を呼ぶことを考えていかなければ。」と語り、「リニア中央新幹線開業を見据え、南信州や木曽と連携した観光振興に意欲を示す。」と。「もっと上伊那を発信したい。みんなで頑張りましょう。」というふうに記事の中で書かれております。

こういった県のほうも、たまたまこの地域にゆかりの方がここの振興局長にいらっしゃいます。こんな折に、先ほど村長も行財政改革の中でも申されたとおりでございますけれども、広域連携というものは、非常に重要な位置づけになってくると思います。この博物館構想にしても村単独ではなかなか厳しいところありますので、ぜひこの上伊那地域全体の力を持って、上伊那だけにとどまらないかもしれませんけれども、何とかそういった広域の力を利用して、ぜひこの観光の振興が進められていくことを期待して、私の質問を終わります。

議長（ 笹沼 美保） これで、8番、太田篤己議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

本日、一般質問は全て終了いたしました。よって明日6月12日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[議場「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（ 笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、明日12日は休会とすることに決定いたしました。

明後日13日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（ 笹沼 美保） 御苦労さまでした。

散会 午後4時07分

議 事 日 程 (第3号)

令和7年6月13日（金曜日） 午後3時00分 開議

第1 議案第7号～第10号

提案～審議

第2 放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会報告

第3 請願・陳情の採決（審査結果の委員長報告）

質疑～採決

第4 発議第1号～第2号

提案～採決

第5 議案第1号～第4号、議案第7号～第10号

討論～採決

第6 議案第11号

提案～採決

第7 繼続調査事項

第8 議員派遣

議 事 日 程 (第3号 追加1)

令和7年6月13日（金曜日） 午後3時00分 開議

第1 発議第3号

○出席議員（9名）

1番	西 森 一 博	7番	百瀬 輝 和
2番	都 志 今朝一	8番	太田 篤 己
3番	原 源 次	9番	唐澤 由 江
4番	三澤 澄 子	10番	笹沼 美 保
6番	山崎 文 直		

○欠席議員（1名）

5番 加藤 泰久

○説明のため出席した者

村長	藤城栄文	健康医療課長	武島亮子
副村長	田中俊彦	福祉課長	山崎一織
教育長	清水閣成	こども課長	武井香浩
総務課長	清水勝宏	産業課長	有賀正志
危機管理課長	宮下裕司	観光森林課長	有賀仁厚
地域づくり推進課長	高橋里江	建設水道課長	武井勇篤
会計管理者	城取晴美	教育次長	藤澤加藤
財務課長	市川美保	代表監査委員	
住民環境課長	唐澤大		

○職務のため出席した者

議会事務局長	高木謙治
議会事務局次長	日戸崇志

会議のてんまつ

令和7年6月13日 午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（笛沼 美保） お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。5番、加藤泰久議員から、病気療養のため欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日、追加議案等が提出されました。それに伴い、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） こんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

追加議案等が提出されたことに伴い、昨日議会運営委員会を開催し次のとおり決定しましたので報告します。

村側から追加議案5件、議員から特別委員会審査報告に1件、発議2件が提出されていますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（笛沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案5件、特別委員会審査報告1件、発議2件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第7号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（笛沼 美保） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第7号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、4月及び6月の人事異動に伴う人件費ほか、障がい福祉に係る給付費の追加などの補正が主なものです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,046万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億7,185万6,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笛沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第7号の細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の15ページをお開きいただき、歳出の人物費の説明からさせていただきます。

今回の補正予算は提案理由で申し上げましたとおり、4月及び6月の人事異動に伴い、人物費を計上しています全ての事業で補正しています。

それでは、給与費明細書からでございます。

1、特別職の一番下の比較の欄を御覧いただき、共済費は負担率の変更に伴い増となっております。

16ページにお進みいただき、2、一般職ですが、常勤職員数が人事異動により水道事業会計からの異動で、一般会計が1人増となっています。

おめくりいただきました17ページの（2）、給料及び職員手当の増減額の明細により御説明申し上げます。

給料につきましては、人事異動により職員が1名増となったことと、昇格また産後休業からの復帰等により増となっています。職員手当は16ページの下段の内訳表のとおりで、増減ございますが、理由としましては給料と同様です。

以上の説明によりまして、各事業、各項目の1節報酬から4節共済費まで的人物費につきましては説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、予算書7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

7ページ1款議会費から8ページ2款総務費までは人物費のみとなりますので、説明は省略させていただきます。

おめくりいただき、9ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目、社会福祉総務費、0306障がい者福祉事業の19節扶助費、障害者自立支援給付費ですが、給付対象者の障がいが重度化したことにより、給付費の不足が見込まれます額を計上するものです。

0361臨時福祉給付金事業の18節負担金は、補正予算（第2号）で計上しました不足額給付に係る情報センターのシステム構築費が確定してきましたので、計上するものです。

2目国民年金費から14ページの10款教育費までは人物費となります。

14款予備費です。567万2,000円を減額して、歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

6ページにお戻りをいただきたいと思います。

2、歳入をお願いします。

17款県支出金、2項県補助金、3目民生費県補助金です。歳出、0306障がい者福祉事業の歳出に伴う補助金で、4分の3を基本に変動を見込み計上しております。

21款繰越金ですが、前年度の繰越金の一部を今回計上しております。

残りにつきましては、決算数字の確定後となります。

以上、歳入の説明となります。

以上で、議案第7号の細部説明とさせていただきます。

議長（ 笹沼 美保） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第8号「令和7年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（笹沼 美保） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第8号「令和7年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

主な収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を895万8,000円減額し、支出総額を2億5,822万8,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第8号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員の人事異動等に伴い、895万8,000円を減額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を839万8,000円減額して、1,855万円とするものでございます。

以上、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第9号「令和7年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（笹沼 美保） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和7年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を29万1,000

円増額し、支出総額を6億1,414万3,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いします。

議長（ 笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（ 武井 厚） 議案第9号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の2節手当から30節負担金につきましては、職員の人事異動等に伴い、29万1,000円の増額補正となってございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を29万1,000円増額して1,997万円とするものでございます。

以上、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議長（ 笹沼 美保） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第10号「財産の取得について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（ 高木 謙治） 朗読

議長（ 笹沼 美保） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 議案第10号「財産の取得について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度南箕輪村G I G Aスクール端末購入の入札を6月2日に実施したところ、予定価格が南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に定める額に該当いたしますので、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（ 笹沼 美保） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（ 藤澤 勇） 議案第10号の細部説明を申し上げます。

議案書の3ページ、説明資料により説明をさせていただきますので、御覧ください。

令和7年度南箕輪村G I G Aスクール端末購入の入札結果についてでございます。

初めに、入札会の時期でございますが、令和7年6月5日木曜日、午前10時でございます。

事業内容ですが、長野県共同調達による学習者用端末購入1,742台でございます。

契約の方法は、特命随意契約。

入札の結果でございますが、特命随意契約のため、指名業者数及び参加業者数ともに1者でございます。

落札業者は、松本市大字和田4010番地10、キッセイコムテック株式会社、執行役員、公共・医療ソリューション事業部長、深石文夫でございます。

落札金額は8,469万6,040円。

納期につきましては、村議会議決の日から令和8年1月31日まででございます。

以上、議案第10号の細部説明とさせていただきます。

議長（ 笹沼 美保） 議案第10号に関する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

落札率を一つ教えていただきたいということと、共同調達ということで、どのくらいの自治体で共同調達に参加したのかを教えていただきたいと思います。

議長（ 笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 最初に落札率ですけれども、100%ということになります。

それからもう一つ、県の自治体がどのくらいということでありますけれども、ちょっとすみません、はつきりした数は分からないんですけれども、ほとんどの自治体で県の共同調達を利用して端末を導入するということで把握しております。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） これで質疑を終わります。

日程第2、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会報告を議題とします。

放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会の報告を求めます。

百瀬委員長。

放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会委員長（百瀬 輝和）委員会審査報告書。

本委員会に付託された下記事件は、会議規則第74条の規定により、審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

記

事件名、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査について。

お手元に資料を配付しておりますので、1ページめくっていただき、表紙になっております、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会報告書。

令和7年6月、南箕輪村議会となっています。

めくっていただき、目次がつけてあります。

目次は、1番、内部告発の内容、2番、調査目的、3番、調査方法、4番、聴取を行った参考人、5番、放課後児童クラブの背景、6番、放課後児童健全育成事業の役割、7番、放

課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供の経過、8番、聴取結果の整理、9番、問題の分析、10番、今後の取組への考え方、11番、調査特別委員会名簿になっております。

めくっていただき、1番です。内部告発の内容。

本村の放課後児童クラブにおいて、令和6年度夏休み中の児童への弁当提供の事業が予算計上されないままチケット販売による集金を村職員が行い、委託業者への支払いを行っていた。村の事業を予算化せずにやったことを疑問に思い、そのことについて理事者や管理職の職員に相談したが、明確な回答がなく、改善されなかった。

2番、調査目的。

議会に提出された内部告発文書の内容に対する事実確認と、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供が行政機関の義務として適切に行われたかを調査する。

3番、調査方法。

特別委員会委員5人により、4月15日、17日、25日の3日間で、参考人13人に対し聞き取り調査を行った。

4番、聴取を行った参考人。13人、聞き取り順になります。

南箕輪村開発公社社長、前子育て支援課長、前こども館係長、前こども館係、副村長、有限会社マリンフーズグループ社長、総務課長、教育次長、財政係長、前こども施設係長、教育長、こども施設係、村長の13名です。

この13名の方、特別委員会の申入れを快く受けていただき、聞き取り調査に協力していただいたことにお礼を申し上げます。

5番、放課後児童クラブの背景。

放課後児童クラブは、昭和30年代に母親の就労が進む中、保護者が不在となる放課後の子どもの安全・安心な生活を保障する必要性から全国に広まった。多様な運営形態を取り入れつつ、制度として整備が進められてきた。

平成10年の児童福祉法改正により、放課後児童健全育成事業として法制化され、制度的基盤が確立された。さらに、平成27年度から子ども・子育て支援新制度の施行により、対象年齢の拡大、支援員の資格化、職員の待遇改善などが進み、今日に至っている。

6番、放課後児童健全育成事業の役割。

放課後児童クラブは、児童福祉法、こども基本法、児童の権利に関する条例に基づき、子どもの最善の利益を優先して育成支援を行うものである。安心・安全な場所を提供し、家庭と地域を補完する役割を果たすことが求められている。令和6年5月にこども家庭庁が公表した調査では、放課後児童クラブ利用者の保護者の52%が「昼食の提供」を改善点として挙げており、特に長期休業中の昼食提供へのニーズが非常に高いことが明らかとなっている。

令和6年7月9日のこども家庭庁からの事務連絡「放課後児童クラブにおける小学校長期休業中の食事提供について」では、各区市町村においては、子どもや家庭のニーズや状況等を踏まえ、弁当の配達やフードバンク等による支援を行うなど、適切に対応するよう求めている。国では「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」において、昼食等提供の運営事務等を行う職員配置の費用に対する補助も行っており、活用を勧めている。

7番、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供の経過になります。

令和5年度夏休みにボランティア団体による昼食提供が行われ、保護者からは「昼食があると助かる」との声が寄せられた。これを受け、担当課長が担当係長に今後の対応を検討す

るよう指示した。「おでかけ村長室」でも保護者から仕出し弁当の手配ができないかと要望があったこともあり、村長は議会の一般質問において、「配食業者を使うなど、様々な選択肢がある中で、少なくともどれかの形で実施を考えている。」と答弁をしたことから、担当係において具体的な検討が始まった。

まず、予算、業者の確保、日ごとの食数の変動など、課題が整理された。令和6年3月には試行的に南箕輪村開発公社に依頼し、南箕輪小学校10食、こども館13食、南部小学校15食の3か所に計38食の弁当を配達した。1食600円のアレルギー対応弁当であり、写真で内容を確認した上で提供された。契約は行わず、担当係が集金を行い、公社に一括支払いをする方式をとった。しかし、公社からは継続提供は困難との回答があった。

その後、事業の所管が子育て支援課から教育委員会へ移り、担当者間で引き継ぎが行われた。前担当係からは、「課題は多いが、村の事業として実施を検討する必要がある」との申し送りがあり、令和6年度夏休みに向けて、村内の民間業者による実施を決定した。担当係は6月4日に保護者宛て昼食提供に関するお知らせ文書に関する起案書を提出。翌5日に教育次長の決裁を得て、「すぐ一る」で保護者に通知した。起案書提出時、担当係は「村の事業として行うには予算計上が必要」と説明。こども施設係長には予算額の積算根拠資料も提出し、補正予算をお願いした。教育次長は府議後、非公式に村長に「補正予算を計上することを考えている」と相談した際、村長からは「予算計上せず、民・民でできないか」と投げかけられた。

この経過は担当係には伝わらず、7月8日から14日にかけてチケット販売と集金を行った。担当係は、チケット販売後に予算未計上であったことを知り、予算計上しなかった理由を教育次長に問い合わせた。教育次長からは、「村長指示があった」と聞き、納得できなかつた担当係は、副村長にメールでこれまでの経緯を報告した。その後、副村長と教育次長は財政係長に予算計上について相談をし、財政係長は「村が主体で事業を行うのであれば予算計上が必要である」とアドバイスした。「この流れで事業を行うのであれば、補正にするのか流用するのか村長とも相談しよう」ということになった。

村長に経緯を説明したところ、村長からは「予算化しない方向で検討はしたのか」「役場職員の弁当注文方法はどのように行われているのか」との発言があり、それ以上の話合いとはならなかつた。

7月19日に教育次長から「保護者から預かった弁当代はそのまま業者に支払うように」と担当係に指示があり、有限会社マリンフーズグループに13万9,800円を支払った。（領収書の宛名は「村長様」）。担当係が、次回から弁当注文と代金支払いは保護者が直接業者と行う公式に変更する旨の保護者宛て通知文書について7月22日に教育長決裁を受け、担当係が8月に村長にはメールで、総務課長には面談で経緯の説明や相談を行い、9月20日には村長と面談を行つた。村長からは、「予算計上せずに村が弁当代を1週間預かったのはよくなかつた」「あまり大きな問題にしないように」などの発言があつた。

担当係は10月に副村長、総務課長それぞれと協議を行い、予算計上しなかつた理由や責任の所在について知りたい旨を伝えた。

これまでの経緯を踏まえて、担当係は、保護者が直接弁当注文・代金を支払う方法を有限会社マリンフーズグループにお願いし、冬休みはその方法で実施する旨を12月2日に「すぐ一る」にて保護者に対し周知した。

12月に総務課長との面談の中で、「今回の件は懲戒委員会に諮る案件であり、教育次長、係長、担当係が対象となる」「一般質問の村長の意図は、職員の手がなるべくかからない方法であれば対応するというものであり、予算計上が必要であれば実施する意図はなかった」と伝えられた担当係は、それらの発言に疑問を感じた。

1月29日、担当係は総務課長から面談の機会を設けたと伝えられ、村長、副村長、教育長、総務課長と面談を行った。12月の「懲戒委員会への諮問案件である」との総務課長発言について、担当係が懲戒処分等の何に抵触するか問うと、「議論の結果、懲戒案件に当たらない」との回答であった。村長からは「保護者と業者が直接やり取りすることは可能か不可能か」と再度確認され、担当係は「可能」と返答した。

2月に教育長、教育次長、こども施設係長、担当係が協議を行い、これまでの経過や事実の確認を行ったが、明確な記録がなく、担当係以外の記憶が曖昧な部分もあり、問題解決には至らなかった。

冬休みと春休みは保護者が業者に直接弁当注文・代金を支払う方法で実施され、注文数は大きく減少した。

8、聴取の結果の整理。

担当係。

前任者から引継ぎを受け、事務手続に従い決裁を得て実施したもの、チケット販売前の予算計上の確認を怠っていた。さらに、感情的な対応が見られ、弁当利用者にとって最善の提供方法を考え、冷静に対応する必要があった。

管理職。

係長は人事異動直後で事業内容を十分に把握しておらず、他業務の引継ぎに追われる中、担当係に実施内容を任せたため、報告や検討が不十分であった。教育次長は責任者として起案に決済を行ったが、新規事業であったにもかかわらず、目的達成や課題克服のための協議を十分に行わなかった。庁議等での理事者への正式報告や要綱の作成、業者との調整が必要であった。

理事者。

理事者には管理職や係への監督責任がある。実施前の責任は管理職と係にあるが、実施後の対応にも問題があった。特に村長の指示は選択肢を狭め、職員が安心して業務を行える環境を損なっていた。副村長や総務課長の対応も的確とは言えず、組織として原因究明もされていない。理事者の管理職の連携が不十分であり、村長への忖度も見受けられる。組織として機能していなかつたことが最大の原因であり、管理者の責任は極めて大きいと考えられる。

9番、問題の分析。

昼食提供の実施は、村長の一般質問での答弁が起因である。現場（担当係）は突然の指示に驚き、混乱しつつも対応を務めたが、検討は担当係長及び担当係で進められ、情報共有が不十分であった。特に、下から上への適切な報告がなされず、村長の意向を忖度した形で物事が進行した。担当係の起案に対し、決裁権を持つ管理者は理事者に相談したが、予算計上には至らず、予算措置がないまま現金を受け取ったことは、地方自治法第210条に抵触する可能性が高いと判断される。

聴取では、役場内のコミュニケーション不足や事業計画と予算決裁の権限の分離による縦割りの弊害、公務員としてあるべき「全体の奉仕者」の自覚の欠如、さらに、村長への忖度

による意見表明の困難さが問題点として浮かび上がった。その結果、現場が納得しないまま事業が実施され、実施に当たり、アレルギー対応、年齢別対応、急なキャンセル対応、保護者負担、困窮世帯への配慮、管理・配食方法などの課題が明らかとなった。

今後は、子どもの長期休業中における「食の安全」の確保に向けて、企業や飲食店との連携、交付税の活用、先進自治体の事例研究など、幅広い視点から協議を進める必要がある。

10番、今後の取組への考えです。

現在、各自治体において多様な取組が進められている。子どものために保護者が弁当を用意するのが最善ではあるが、時代の変化により、それが困難な家庭や生活困窮世帯への支援は行政の重要な責務である。

今回の事案は、利用者の利益を十分に考慮した指示とは言えず、職員の能力を発揮させる機会を奪っている。管理職には、幅広い視野から適切な監督指導を行う責任がある。自治体職員にとって法令遵守は基本である。令和2年施行の改正地方自治法では、内部統制機能の強化が求められており、地方公務員法第39条第1項においても、職員が適切に業務を行うための研修等の機会の確保が定められている。上司が出納の事務に関する知識を欠いていた場合、違法行為に加担させられるおそれもあるため、組織として、その法令遵守と適正な業務遂行が求められる。

内部統制制度は、平成29年改正の地方自治法で導入されたもので、町村においても努力義務としてその整備が求められている。これにより、職員の働きやすい環境が整い、住民に信頼される行政サービスの提供につながる。内部統制において最も重要なのは長（首長）の意識であり、整備と運用の最終責任者として自ら誠実に職責を果たし、倫理観を組織内外に示す必要がある。

さらに、業務の効率化、報告の信頼性、法令遵守、資産保全の4つの目的を達成するため、組織構造や職員の責任体制の明確化が不可欠である。副村長や管理職、外部委託者も長（首長）の意向を踏まえた役割を担っており、意思決定における透明性・公正性・迅速性を確保し、議会や住民への説明責任を果たす体制づくりが求められる。このため、行政執行機関として自己検証を行った上で、庁内のガバナンスとコンプライアンスの推進を図ることが必要である。

以上のことから、今回の事案は不適切な処理が行われたことは否定できず、村職員一人一人が「全体の奉仕者」として意識を新たにすることが必要である。議会も行政と連携し、住民福祉の向上に向けて着実に歩みを進めていきたい。

再発防止には、原因究明と風通しの良い職場づくりが必要であり、議会としても倫理条例の制定を予定しており、これに伴う職員アンケート調査への協力をお願いしたい。加えて、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供を、村の事業として村が主体となり責任を持って早急に実施するよう求める。

以上、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会報告とします。

最後の11番は、特別委員会名簿になっております。

特別委員になられた方、短時間の中、報告書をまとめていただき、大変にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で、委員長報告とします。

議 長（笛沼 美保） ただいまの委員長報告について、質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告を了とし、放課後児童クラブにおける長期休業中の食事提供等調査特別委員会を、この報告をもって終了とします。

日程第3、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会付託の請願1件、陳情1件を、南箕輪村議会会議規則第91条に基づき報告いたします。

請願第2号「2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに關わる請願」についてです。

6月5日午前9時より、第1第2委員会室で委員4名、1名欠席のため4名です。事務局長と行いました。

説明を村の職員労働組合の小林様、自治団体労働組合経営本部の小川様、同じく森本様から説明を受けました。

委員から出た意見は、人勧が採用しているデータがどんなものか。温暖化の影響を将来に向けて考えていかなければいけないのではないか。また、データが全県統一でもいいのではないか。また、今年の11月までには県の人勧で県の方向性を出していくという意見が出ました。

採決の結果ですが、継続の意見はありませんでした。

趣旨採択が2名。結果、趣旨採択するものと決しました。

陳情第4号「消費税率5%以下へ引き下げを求める陳情書」。

これも6月5日午前9時40分より、第1第2委員会室で委員4名、事務局長と行いました。説明は、民主商工会鈴木様から受けました。

委員会から出た意見は、一律引下げは14兆円の減収となる。やるならば、軽減税率を引き下げたほうが効果があるんじゃないかという意見と、5%以下引下げは現実的ではないのではないか。5%引下げてしまうと、ほかへの影響がかなり大きいのではないかという意見が出ました。

採決の結果は、継続審査はありません。趣旨採択するものは少数で、これを趣旨採択はなくなりました。

採決の結果は反対が3、したがって、不採択するものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（ 笹沼 美保） 委員長報告に対する請願第2号「2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに關わる請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

請願第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この請願を趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、請願第2号は趣旨採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第4号「消費税率5%以下への引き下げを求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

引き下げた場合の財源についての討論があつたかどうかお聞きします。

議長（ 笹沼 美保） 7番、百瀬議員。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 説明では、法人税を上げればいいとかいうお話は伺いました。ただ、委員からは、14兆円余りをどこから捻出してくるかというのは、ちょっと大変だねという意見が大半であったと思います。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） これで質疑を終わります。

陳情第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

まずは、原案に賛成の討論。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 陳情4号に対して、賛成討論を行います。

消費税率5%以下に引下げということあります。消費税は御存じのように3%から10%になりますして、36年間で539兆円になっているということあります。また、消費税は社会保障の財源になるという話でありましたが、実際には財源にはなっていません。負担は国民にますます社会保障等の負担が増えていく一方です。

一方で、富裕層限定の穴埋め、大企業の税負担は大幅軽減され、内部留保は550兆円に上がっています。これから世界情勢、とりわけアメリカの関税政策などにより物価高騰が続き、国民生活は疲弊しています。世論調査でも、7割近い人が消費税減税を求めてています。

陳情で求めている消費税一律5%の減税は、物価を引下げ、国民の暮らしを応援する上で最も効果があります。5%減税すれば、平均的勤労世帯で年12万円の減税になります。消費税は所得が低い世帯ほど負担が高い逆進性累進課税であり、減税は暮らしの助けになります。食料品などの減税では効果は少なく、半分以下と言われています。時限措置では生活不安も解消されません。中小企業、自営業者を守る上でも、一律5%への減税が必要だと思います。

陳情では財源について触れていませんが、大もうけしている大企業や大金持ちへの行き過ぎた減税、優遇を正して生み出すことが必要だと考えます。

よって、この陳情は採択すべきと考えます。

議長（ 笹沼 美保） 原案に反対の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（ 笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（ 笹沼 美保） これで討論は終わります。

陳情第4号を採決します。

この陳情を、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（ 笹沼 美保） 起立少数です。

したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

西森福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（ 西森 一博） 福祉教育常任委員長報告をいたします。

福祉教育常任委員会に付託された請願及び陳情を、6月6日午後1時30分より、第1委員会室において、委員5名の出席の下、審査を行いました。

会議規則第91条第1項の規定に基づき、以下の結果を報告いたします。

本請願及び陳情については、南箕輪村立教職員組合より龍野様、小池様、また、県教職員組合上伊那支部より伊藤様の3名に御出席いただき、説明を伺いました。

請願1号「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。

本請願では、現在の1学級35人は決して少人数とは言えず、上伊那地域においても教職員が不足している現状があること、また、県や市町村の財源規模では必要な教員数を確保することが困難であり、国による財源措置が求められていることの説明がされました。

質疑において、優秀な講師がいても、予算不足により正規職員として採用できていない実情、理科専科教員が1名増えたことにより、授業準備に余裕が生まれた。かつては、育休等で欠員が出た際に補充があったわけですが、現在は補充ができていないというような答弁がございました。

採択すべきとして、諸外国では20人学級が実現しており、日本は対応が遅れている。義務教育費の国庫負担を2分の1に戻す必要があるとの意見が出され、不採択とすべきとの意見はありませんでした。

採決の結果、賛成多数により、採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第5号「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善のため学習指導要領の内容の精選等を求める陳情書。

本陳情では、近年、学習指導要領の内容が増加している一方で、登校日数を増やすことは難しく、授業時間内に多くの内容を詰め込むカリキュラム・オーバーロードの状態が、教職員のみならず、子どもたちにも大きな影響を及ぼしているとの説明がされました。

質疑においては、外国語活動が本来、5、6年生では時間が足りておらず、3、4年生に前倒しがされているということ。授業時間を確保するため、行事が削減されているという現状。授業が早く難しくなり、学習についていけない子どもたちが出ている。このような答弁がありました。

採択すべきとして、授業についていけない児童が増えること、不登校の増加につながる可能性があるとの意見が出されました。不採択とすべきとの意見はありませんでした。

採決の結果、賛成多数により、採決すべきものと決しました。

以上、福祉教育常任委員長の報告といたします。

議 長（ 笹沼 美保） 委員長報告に対する請願第1号「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書の質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

1点、すみません。この請願の1番、私はここは賛成できる部分なんですが、2番の国庫負担制度の堅持ならいいんですが、また2分の1に復元する、さらに拡充するというふうに書かれております。この点について説明がどんなふうだったかと、あと、委員会の中でこの件についてどんな議論があったか教えていただきたいです。

議 長（ 笹沼 美保） 1番、西森議員。

福祉教育常任委員長（西森 一博） 委員会の中での説明ですが、特に説明されたことは、2分の1に戻してほしいというような説明がありました。ただ、委員会の中では、これに関しても議論等、質疑等は特にありませんでした。

以上になります。

議 長（ 笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（ 笹沼 美保） これで質疑を終わります。

請願第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

7番、百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

この請願、先ほど言ったように、1番については私は賛成できる部分なんですが、この2番の部分の国庫負担制度を今現在は3分の1なんですが、2分の1に戻すのと、さらにまた拡充しろというような意見が出ています。

これは三位一体改革、皆さん御存じだと思いますが、平成13年に小泉内閣が発足して間もなく三位一体改革がうたわれて、その中で税源移譲や地方分権、地方への権限も移譲していくという流れの三位一体というところと国庫負担の見直しというところで、教員の国庫負担制度、国庫負担、これ実際は教員の給料なんですね。それも審議を喧々諤々やられたというふうに私はひもといたときに見ました。文科省や総務省、財務省を含めて、知事会、地方六団体との税源移譲をどうしていくのか、地方への権限をどう移譲していくのかという話合いがなされてきました。

その中で、政府と与党が合意して総務文科大臣の合意を経て中央審議会で審議を行われた中で、義務教育制度についてその根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度の堅持をするという中で、2分の1から3分の1、財源移譲を確実に実施していくと決めて、第164回の国会において国の負担率を3分の1に改めるということで、こういう今に至っているわけです。

この中で、三位一体改革、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分、地方交付税の在り方を一体的に見直してきたわけです。この教員の国庫負担分を例えれば3分の1から2分の1にするよと、またさらに拡充するよと言ったら、この三位一体改革を否定していく、三位一体改革がどうだったのかというところまで遡っていかなければいけない問題なのかなと思って、私がいつもここにかなり反対を毎回させていただいているわけですが、反対する理由はそういうことで、三位一体改革の中で、国が喧々諤々しながら決めてきた流れの中での話だということをしっかりと把握しながらこの件を議論していかなければいけないかなという思いで、私はこここの部分、2番についてはちょっと賛成できないということで表明をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（ 笹沼 美保） 原案に賛成の討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） これで討論は終わります。

請願第1号を採決します。

この請願を、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第5号「「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善のため学習指導要領の内容の精選等を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

陳情第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） カリキュラム・オーバーロードについてです。これは、私は賛成でいいですか、賛成の立場。

これは、国の教育課程基準に基づき学校が定めた教育課程の時数の内容が過多になっていて、子どもに過大な負担がかかっている状態のことをカリキュラム・オーバーロードと言われるそうです。

時間数を見ると、週休2日になって土日が休みになったせいもあるんでしょうけど、1日6時間やらないと間に合っていかないという。それで増えるわけなんですよね。先ほど委員長も言った英語が入っただとか算数、数学もページ数がすごく増えてきていたり、厚くなっているそうです。こなし切れないということで、今の教育現場では、学習指導要領に基づくカリキュラムが非常に過密化しているという指摘が多く寄せられていて、いわゆるカリキュラム・オーバーロードの問題です。これにより、教員が授業準備に追われたり、教材研究の時間が取れない。生徒一人一人への対応が困難になるといった問題が生じている。

教育の質を落とさずに、教育課程の重点化や精選を進める必要が求められている今の時代です。中央審議会においても、現場の声、教員、保護者の声をしっかりと反映した議論を進めさせていただきたいということで、私は賛成したいと思います。

学びの質を確保するために、量の見直しは避けて通れないと思います。この課題をしっかりと受け止めていただいて、子どもたちの良い学びの場をつくっていただければと思いますので、賛成したいと思います。

議長（ 笹沼 美保） 原案に反対の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（ 笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（ 笹沼 美保） これで討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

この陳情を、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（ 笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

日程第4、意見書案が提出されております。

発議第1号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（ 高木 謙治） 朗読

議長（ 笹沼 美保） 本案について、趣旨説明を求めます。

8番、太田篤己議員。

8番（ 太田 篤己） 請願第1号「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の趣旨説明を行います。

2025年度から、小学校の学級定員は全学年で35人となりました。しかし、中学校は40人のままであります。長野県では、2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても、独自に小中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時の任用で対応している状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。豊かな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2026年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1つ、どの子にも行き届いた教育をするため、以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

- (1) 30人学級の推進。
- (2) 複数学級の学級定員の引下げ。
- (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

2、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月13日。

長野県上伊那郡南箕輪村議会議長 笹沼美保。

趣旨説明は以上でございます。

議 長（笹沼 美保） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議 長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対討論。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 先ほども請願のときに言ったんですが、この1番については、教育全般のこの意見書案を否定するものではありません。2番の国庫負担制度も2分の1に復元と拡充するというところについて、先ほども申したんですが、三位一体改革の中で行われてきて3分の1にして、これは先生のお給料が滞ったということは今までないですね。

教員は今何か給特法ですか、この間決まって残業の関係もアップしていく。だから、働き方改革だとか処遇改善は今、だんだんとなされてきているのかなという思いがあるんですが、まだまだ遅れている部分はあります。

その中で地方に税源移譲して、地方分権、地方の裁量が認められるようになって、国庫負担制度のこの総額裁量性ですか、教員の数も増やせるだとか、地方の判断で少人数学級の取組もできるようになったり、少人数学級を増やすことの自由度が拡大したわけですね。盲学校とか聾学校の養護学校が別々の国庫負担制度だったのがこのときに一緒にあって、教員の行き来ができるようになったということも、柔軟な配置が可能になったというのもあります。市町村でも教員配置もできるようになってきているわけです。それをまた戻せというと、また国のひもづけが戻っていっちゃうし、税源移譲もまた元に戻っていっちゃうということになるということだと思います。

この三位一体改革のときのこれをどうするか、どう判断するか一人一人にかかっているところなんですが、私はこの部分についてはちょっと賛成しかねますので、反対の部分で意見を言わせていただきました。

以上です。

議 長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） これで討論は終わります。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善のため学習指導要領の内容の精選等を求める意見書を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（ 高木 謙治） 朗読

議長（ 笹沼 美保） 本案について、趣旨説明を求めます。

4番、三澤澄子議員。

4番（ 三澤 澄子） 4番、三澤澄子です。

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の趣旨説明を行います。

今、学校現場では、小中学校を合わせると41万人を超える不登校の子どもの数（23年度）が文科省調査で明らかになっています。とりわけ、小中学校では11年連続で増加し、過去最多となっています。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も改善されず、子どもたちの豊かな学びを保障する教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改訂は、子どもたちの豊かな学びの保障や教職員の「働き方改革」に大きく関わります。「カリキュラム・オーバーロード」の状態等を改善することが喫緊の課題です。

先ほど委員長からも言われましたように、授業時間数が決められている中の学習内容が増え、南箕輪小学校ではマラソン大会を中止し、また、楽しみにしていた行事も日帰りにするなど、子どもたちの育ちに大切なものが削られています。このため、次期学習指導要領の内容として、精選や標準授業時数の削減が強く求められています。

記して、子どもたちの豊かな学びを保障する「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善、及び学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

皆さんの御賛同をお願いいたします。

議長（ 笹沼 美保） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（笛沼 美保） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、4時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時20分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（笛沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（笛沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村消防委員会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論ございませんか。

[討論なし]

議長（笛沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（笛沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（笛沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（笛沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和7年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和7年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「財産の取得について」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第11号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めるについて」を議題としたします。

田中副村長の退席を求めます。

[副村長 田中俊彦君 退席]

議長（ 笹沼 美保） 職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（ 高木 謙治） 朗読

議長（ 笹沼 美保） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（ 藤城 栄文） 議案第11号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めるについて」、提案理由を申し上げます。

田中俊彦副村長が令和7年6月30日をもって任期満了となることから、副村長の選任について、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案書2ページを御覧ください。

氏名、田中俊彦。

生年月日、昭和38年3月11日（満62歳）。

住所、南箕輪村9538番地2。

経歴につきましては、3ページを御覧ください。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（ 笹沼 美保） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論・採決を行います。

議案第11号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めるについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（ 笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第11号は同意することに決定いたしました。

田中副村長の着席を求めます。

[副村長 田中俊彦 着席]

議長（ 笹沼 美保） ただいま、南箕輪村副村長の選任について全員賛成で同意することに決定いたしましたので、田中副村長の挨拶を求めます。

田中副村長。

副 村 長（田中 俊彦） ただいま議会の御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。改めまして、非常に身の引き締まるものでございます。

もとより微力で浅学非才の身でございます。これまでの5年間を省みて、悪しき心を正し、藤城村長の補佐を受け、気持ちを新たに、職員の皆様と手と手を取り合って総合計画等、各種施策の転換を図り、住民お一人お一人に住んでよかったです、いつまでも住み続けたいと実感していただけた誇れる南箕輪村になりますよう、与えていただきました職責を果たすべく全力を尽くす所存でございます。

改めまして、議会の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（笛沼 美保） 7番、百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 動議を提出したいと思います。

議員8名で提出する発議第3号を、議案第11号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めるについて」に対する附帯決議をつけたいと思います。

理由は、特別委員会でも言わせていただいたんですが、副村長の職務、大変に大きなものがあります。先ほど挨拶にもありました、やはり村をよくするため、しっかりと理事者側に立って村長を補佐し、職員をしっかりと指導していかなければいけない。そのために、これを直ちに日程に追加し、議題としてこのことを望みます。

議 長（笛沼 美保） ただいま百瀬議員から、発議第3号、議案第11号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めるについて」に対する附帯決議を直ちに日程に追加し、議題とすることの動議が提出されました。

この動議は7人の賛成者がおりますので、成立いたしました。

発議第3号、議案第11号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めるについて」に対する附帯決議を直ちに日程に追加し、議題とする動議を採決いたします。

この動議のとおり、附帯決議を日程に追加することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（笛沼 美保） 全員起立です。

したがって、発議第3号を直ちに日程に追加し、議題とすることの動議は可決されました。

議案を配付いたします。

追加日程第1、発議第3号、議案第11号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めるについて」に対する附帯決議を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議 長（笛沼 美保） 提出者の説明を求めます。

7 番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 議案第11号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めるについて」に対する附帯決議。

地方自治法第167条では、副市町村長は市町村長を補佐し、市町村長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補佐機関である職員の担任する事務を監督することとされている。これまでに任期4年を振り返る中で、副村長としてなお一層の努力を要すると判断し、その

職務遂行に当たっては、下記事項について十分に配慮して取り組むことを求める。

記

- 1、地方自治法を熟知し、副村長としての任務を果たすこと。
- 2、村職員が適正に行政事務を執行しているか常に監督し、適切なアドバイスを行うなど、働きやすい環境を維持できるよう尽力すること。
- 3、役割である村長の補佐の意味を十分に理解し、助言を行うこと。

以上、附帯決議とします。

議 長（ 笹沼 美保） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議 長（ 笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

[討論なし]

議 長（ 笹沼 美保） 討論なしと認めます。

発議第3号を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（ 笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[議場「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長（ 笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りした資料のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[議場「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長（ 笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 6月定例会におきましては、連日にわたり、慎重かつ建設的な御審議を賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。

また、上程いたしました全ての議案につきまして御承認を賜りましたことにつきましても、深く感謝を申し上げます。

今定例会は笹沼新議長をお迎えしての初の定例会であり、私自身にとりましても、2期目最初の定例会となりました。議案審議や一般質問を通じて多くの御意見、御提言を頂戴いたしましたことは、今後の行政運営における貴重な指針となるものであり、村政の推進にしっかりと生かしてまいる所存でございます。村政に対する真摯かつ前向きな御意見を多数お寄せいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

本年度は、村の将来を左右する重要な計画の策定が数多く予定されております。村の総合計画をはじめ、都市計画マスターplan、こども計画など、多岐にわたる重要な取組が控えております。これらの策定に当たっては、委員として御参画いただいている議員の皆様におかれましては、御多忙の中、大変恐縮ではございますが、引き続きの御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、6月10日には当地域も梅雨入りを迎えました。近年、地球環境の変化により、全国各地で集中豪雨をはじめとする自然災害が頻発しております。村内におきましても警報が発令される機会が増えており、今後も住民の皆様の安全を最優先に、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

結びに、本定例会における皆様の御審議と御協力に改めて深く感謝を申し上げ、6月定例会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議 長（ 笹沼 美保） これをもちまして、令和7年第2回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。 [一同起立] 礼。 [一同礼]

閉会 午後4時42分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議會議長

南箕輪村議會議員

南箕輪村議會議員